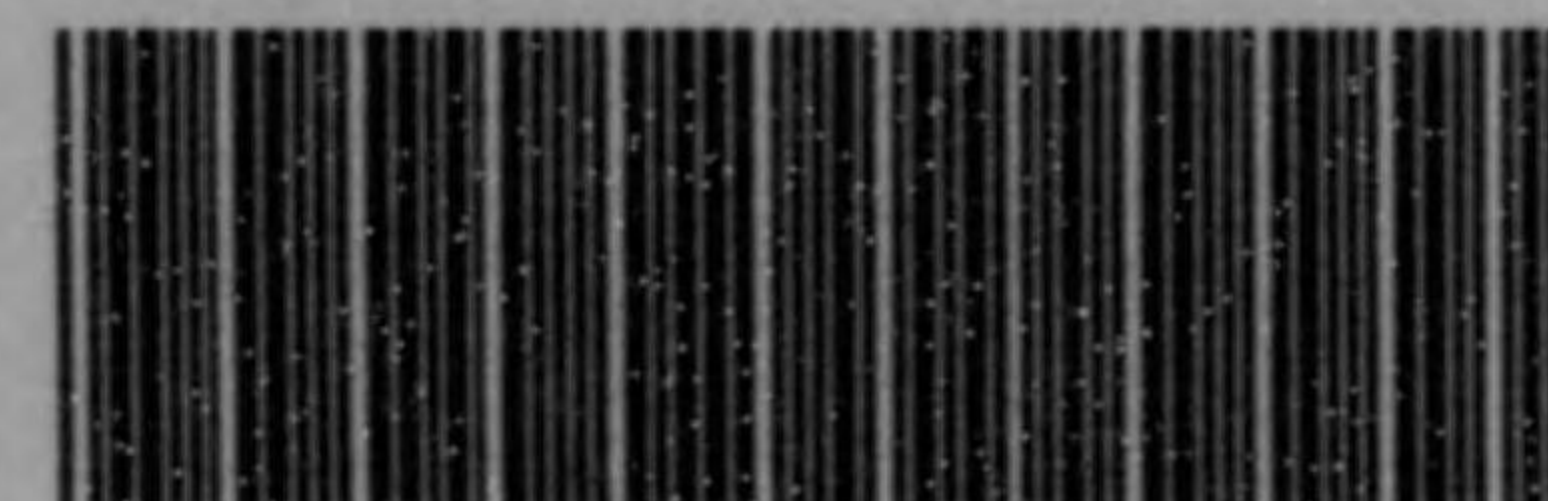


定制省部文

法禮民國の和昭

版会協籍書國帝



* 0054381000 *

0054381-000

特202-468

昭和の国民礼法

国民礼法研究会・編著

帝国書籍協会

昭和16

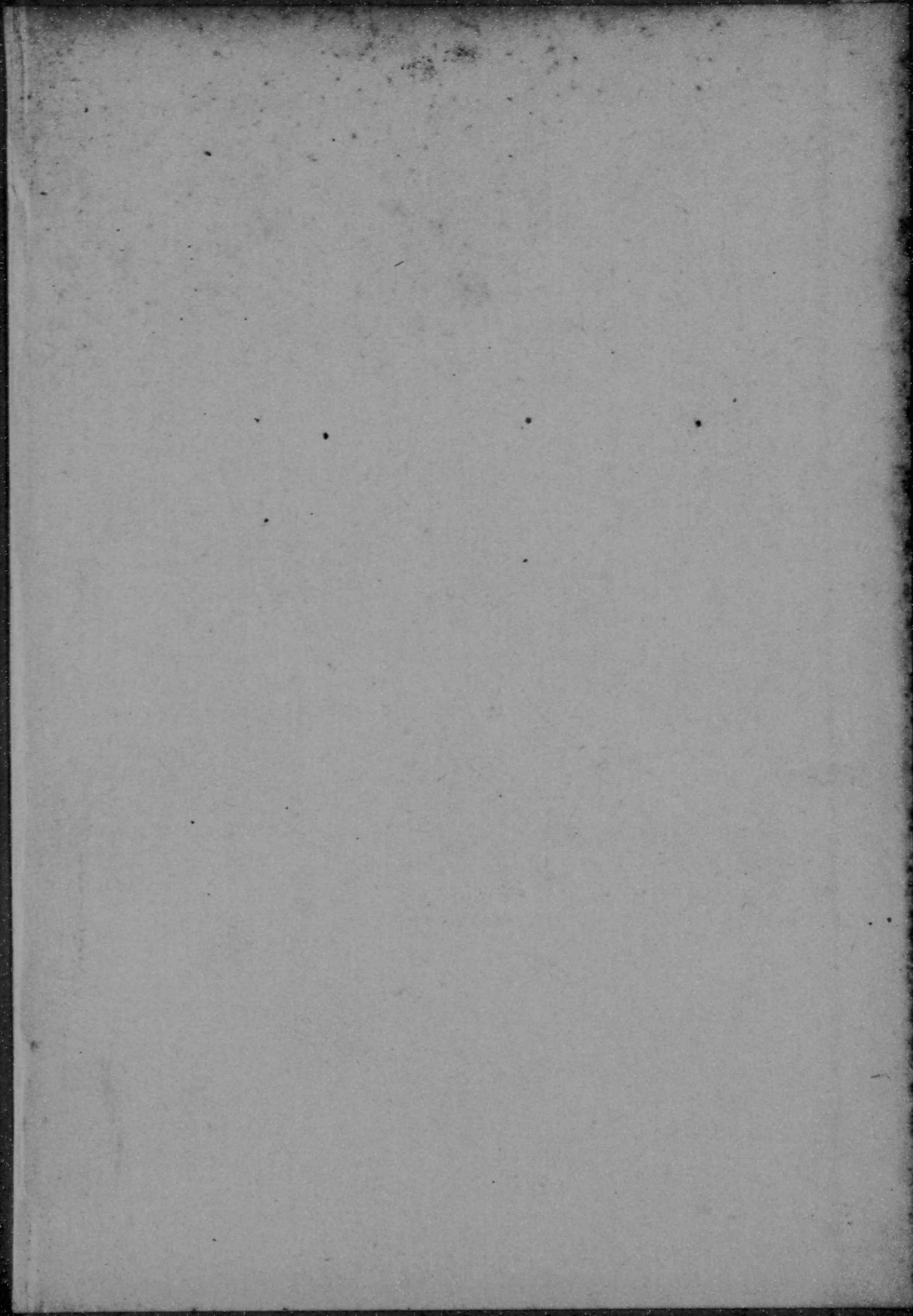
AIC



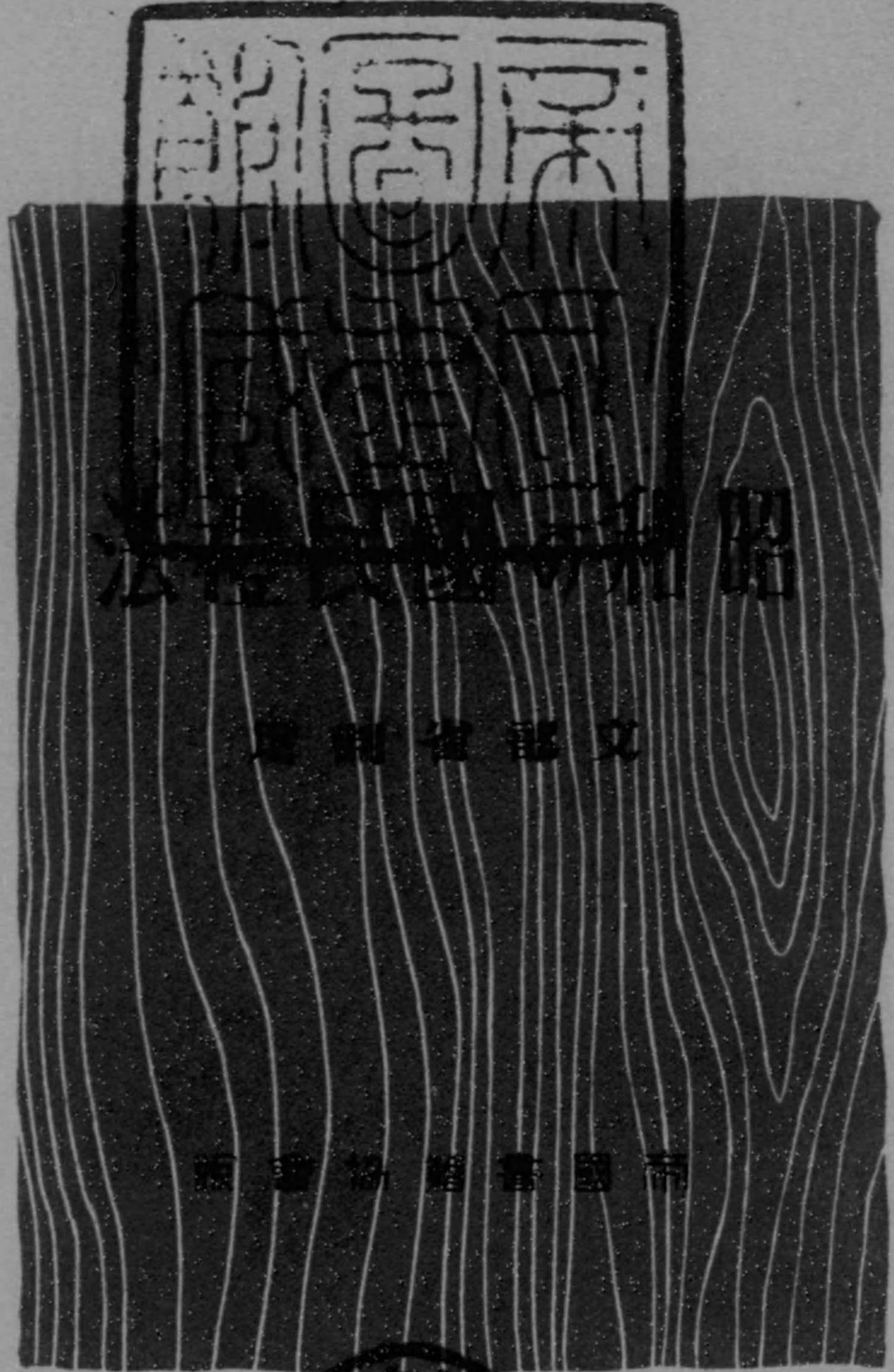
文部省制定

昭和國民禮法

帝國書協會版



特 20
468



特 20
468



昭和三十九年文部省制定法

文部省制定

帝國書協會版



禮法の要旨

禮は、上皇室を敬ひ奉り、下億兆の相和する心より起る。これ我が肇國の精神の中に存するところ、これを正すは、方に國體の本義を明らかにし、社會の秩序を維持する所以である。君臣の義、父子の親、長幼の序、上下の分、みな禮により自ら齊ふ。禮は徳の大宗、人倫の常經にして、國民の必ず履むべき要道である。

禮は元來恭敬を本とし、親和を旨とする。これを形に表すのは即ち禮法である。禮法は實に道德の現實に履修されるものであり、古今を通じ我が國民生活の軌範として、すべての教養の基礎となり、小にしては身を修め、家を齊へ、大にしては國民の團結を強固にし、國家の平和を保つ道である。宜しく禮法を實踐して國民生活を嚴肅安固たらしめ、上下の秩序を保持し、以て國體の精華を發揮し、無窮の皇運を扶翼し奉るべきである。

序

禮は人として必ず履み行はなければならない大切な道であつて、君臣の義、父子の親、長幼の序、上下の分、みな禮によつて自然に齊ふものである。

我が國の禮は、上は皇室を尊び、神明を敬ひ、下は國民互に親和一致する心を本として起つたもので、我が肇國の最初より嚴存する精神である。従つて、禮を正しくするといふことは、我が國體の本義を明かにし、國體の精華を發揚し、日本精神を作興する所以である。

我が國の禮は、皇室儀禮が本となつてゐる。これは、臣民は皇室を敬ひ奉る心から、上の定めさせられたところに従つて、禮を定めてゆくからである。而してこの禮法は、古今を通じて我が國民生活の根本であり、日本精神を培つた根本である。

従つて、我國は古から禮法の修養練習に重きを置き、洗練された独自の禮法を發達させ、

これを手本として、家庭、社會に於ける教育を指導して來た、これが乃ち大和魂となり武士道となつたのであるから、實に禮法によつて日本精神が培はれたと云つてもよいのである。然るに今日の家庭、學校、社會に於ける實情を觀るに、斯くの如く大切な禮法をとかく輕視し、禮の正しさ、禮法の形が次第に崩れて行く傾向がある。そして、いやしくも東亞の盟主を以て任ずる大國民の態度かと疑はれるやうな起居振舞が、街頭に車中に、客間に到る處で平氣で行はれてゐるのをしばしば見受けられる世相となつた。これは一つには明治維新以來の學校教育の普及發達により、知識の進歩が著しいのを見て、禮法の教育も學校教育に任せられたならば達成するものと過信し、家庭教育を忽せにして顧みなかつた結果であり。又一つには誤つた自由平等の思想から、今日の如き好ましからざる世相を招來するに到つのであらう。

こゝに於て、文部省では昭和十三年以來委員をあげ、日本固有の精神を盛つて、これを新時代の全國民の實生活に即應させ得られる、大國民にふさはしい禮法を與へんものと練りに練つて纏められたものが、昭和十六年四月發表されたこの「禮法要項」で、從來のいろ／＼な禮儀作法を研究して最も中庸を得たものであつて、これによつて全國民は正しい禮法を認識するこ

とが出来、實生活を改善することが出来よう。これぞ實に日本精神を實生活に生かし、大國民としての起居振舞に正しい「禮」を與へ、一億一心、親和協力の規範を示した眞に「昭和の國民教典」たる禮法と云ふべきである。

時局下、一億民の教典とも云ふべきこの「昭和國民禮法」たる「禮法要項」を圖解し、且平易に説明したものが本書であつて、國民全般、特に家庭の躰に當る婦人、或は青年子女が是非本書一冊を手にならされて家庭生活、社會生活、實生活の指針とし、これによつて修養され以て國民性になつた正しい禮法を會得され、躍進日本の一員として貢獻されんことを冀望して止まないものである。

著者

昭和十六年七月

目次

禮法の要旨……………一

序……………二

第一 國民教典としての禮法……………一

第二 禮法要項の全般……………五

第三 禮法の要旨……………八

第四 禮法要項趣旨……………九

第五 萬人の實行すべき禮法……………一一

前篇

第一章 姿勢……………一三

目次

第二章 最敬禮……………一四

第三章 拜禮……………一七

第四章 敬禮・挨拶……………二二

第五章 言葉遣ひ……………二七

第六章 起居……………三一

第七章 受渡し……………三五

第八章 包結び……………三八

第九章 服制……………四四

後篇

皇室・國家に関する禮法

第一章 皇室に對し奉る心得……………五九

第二章 拜謁……………六三

第三章 御先導……………六四

第四章 行幸啓の節の敬禮……………六五

第五章 神社參拜……………六七

第六章 祝祭日……………七〇

第七章 軍旗・軍艦旗・國旗・國歌・萬歳……………七五

家庭生活に関する禮法

第八章 居常……………八四

第九章 屋内……………八九

第十章 服装……………九四

第十一章 食事……………九八

第十二章 訪問……………一〇八

第十三章 應接・接待……………一一一

第十四章 通信……………一一六

第十五章 紹介……………一二三

第十六章 慶弔……………一二五

第十七章 招待……………一三一

社會生活に關する禮法

第十八章 近隣……………一三四

第十九章 公衆の場所……………一三六

第二十章 公共物……………一四〇

第二十一章 道路・公園……………一四二

第二十二章 交通・旅行……………一四七

第二十三章 集合・會議……………一五一

第二十四章 會食……………一五四

第一節 席次……………一五五

第二節 和食の場合……………一五七

第三節 洋食の場合……………一五九

第四節 支那食の場合……………一六七

第五節 茶菓の場合……………一六八

第二十五章 競技……………一七三

第二十六章 雜……………一七八

附 録

一、國民服制について……………一八一
 國民服制式表……………一八二
 國民服圖……………一八五
 二、席次に就いての注意……………一九五
 三、和食に就いての注意……………一九八
 四、洋食に就いての注意……………一九九
 五、支那食に就いての注意……………二〇七
 六、茶菓に就いての注意……………二一〇
 七、言葉遣ひに就いて……………二四

八、商船隊旗章令……………二二〇
 九、集會・會議上の注意……………二二二
 十、姿勢に就いての注意……………二二五
 十一、受渡し上の注意……………二二九
 十二、談話に就いて……………二三三
 十三、書物及び器物の取扱……………二三四
 十四、途上及び車中の心得……………二三六
 十五、訪問上の心得……………二三八
 十六、學校に於ける儀式……………二四一
 十七、國民禮法にない場合の禮……………二四七

昭和の國民禮法

第一 國民教典としての禮法

禮儀正しい國として、奥ゆかしさを誇つて來た傳統の國日本の禮儀・作法は、明治初年以來の西洋物質文明の吸收、さては急變する社會生活によつて、國民の禮儀はやうやく地に墜ち、心ある人々の間から禮法振興の必要が叫ばれて來たのである。

事實、街頭でも、車中でも、或は客間、集會、映畫、劇場のどこに於ても、そこに見受けられる國民の姿は粗野であつたり、輕薄であつたり、狂態に近いものであつたりなどして、東亞新秩序建設の大業を指導する大國民として、又公德を第一とする皇國民の眞相とは肯けない場合が多く、特に朝夕の電車の乗降にも嗜みを忘れてゐる現代人を見ては、禮に育られて來た國民の作法などは少しも感ぜられず、傳統の醇風美俗など全く見られない、實に「禮の正しさ」「禮法の尊さ」など全然顧みる暇もない嘆かましい世相となつたのである。

この時、文部省は、昭和の國民禮法として、新しい時代に即し、しかも日本固有の精神を生かすうちに活かす「禮法要項」を發表し、全國民の守るべき國民禮法として之を世に送つたのである。

今までの禮儀作法は頗る繁雜で、どれが守られていいのか、どれが無視されていいのか判然としなかつた。然し今度の禮法は中庸を得て、しかも實生活の中に生き得る禮法の規範として纏められたものであつて、勿論これは男女中等學校の禮法教授資料として編纂されたものではあるが、同時に全國民の守るべき禮法なのである。

と「禮法要項」に就いて橋田文部大臣は述べられたが、實際これまでの禮儀作法は各流派があつて夫々異つて教へ、統一された全國民の據るべき禮法といふものが無かつたのである。茲に於て文部省が徳川義親侯を委員長として三十名の委員をあげて足かけ四年の間、慎重に苦心協議して遂にこゝに發表されたものが此の「禮法要項」で、急變する社會生活の中にあつて、全國民の守るべき禮法として意義ある立派な禮法である。

この劃期的な意義ある國民「禮法要項」の特質について、直接指導と調査に當られた川島委員は次の如く述べられてゐる。

先づ主眼を日本精神にのつとつたことは言ふまでもないことで、次には醇風美俗の顯揚、時勢に即し現代生活に適應するもの、大國民の品位を保つに足るもの、と云ふ點に置きました。今度の禮法のうちでも、最大の特色としてあげるものは、天皇陛下に對し奉る禮法を截然と確立致したことであります。わが國は、天皇陛下を絕對中心とする國家であるから、天皇陛下に對し奉る禮法は他の禮法と混同しないやうにしたのであります。それから祝祭日・儀式の場合に於ける、天皇陛下の御眞影の奉掲であります。今度の禮法に依つては、天皇陛下の御眞影は式場正面の正中に奉掲することになりました。この場合、皇后陛下の御寫眞は、天皇陛下の御眞影の左(拜して右)に奉掲するのであります。かやうに奉掲するのは、高御座の位置が紫宸殿の中央に南面してをり、高御座の左が東で、陽の方にあたるとしてゐるからであります。

つぎに醇風美俗を顯揚させることに就いて特に留意しましたが、これはあくまで傳統を基にするものでありますから、家庭生活の禮法などは家族制度に基いて祖先崇拜を強調いたしましたし

この時、文部省は、昭和の國民禮法として、新しい時代に即し、しかも日本固有の精神を生かすうちに活かす「禮法要項」を發表し、全國民の守るべき國民禮法として之を世に送つたのである。

今までの禮儀作法は頗る繁雜で、どれが守られていいのか、どれが無視されていいのかの判断としないかつた。然し今度の禮法は中庸を得て、しかも實生活の中に生き得る禮法の規範として纏められたものであつて、勿論これは男女中等學校の禮法教授資料として編纂されたものではあるが、同時に全國民の守るべき禮法なのである。

と「禮法要項」に就いて橋田文部大臣は述べられたが、實際これまでの禮儀作法は各流派があつて夫々異つて教へ、統一された全國民の據るべき禮法といふものが無かつたのである。茲に於て文部省が徳川義親侯を委員長として三十名の委員をあげて足かけ四年の間、慎重に苦心協議して遂にこゝに發表されたものが此の「禮法要項」で、急變する社會生活の中にあつて、全國民の守るべき禮法として意義ある立派な禮法である。

この劃期的な意義ある國民「禮法要項」の特質について、直接指導と調査に當られた川島委

員は次の如く述べられてゐる。

先づ主眼を日本精神にのつとつたことは言ふまでもないことで、次には醇風美俗の顯揚、時勢に即し現代生活に適應するもの、大國民の品位を保つに足るもの、と云ふ點に置きました。今度の禮法のうちでも、最大の特色としてあげるものは、天皇陛下に對し奉る禮法を截然と確立致したことであります。わが國は、天皇陛下を絕對中心とする國家であるから、天皇陛下に對し奉る禮法は他の禮法と混同しないやうにしたのであります。それから祝祭日・儀式の場合に於ける、天皇陛下の御眞影の奉掲であります。今度の禮法に依つては、天皇陛下の御眞影は式場正面の正中に奉掲することになりました。この場合、皇后陛下の御眞影は、天皇陛下の御眞影の左(拜して右)に奉掲するのであります。かやうに奉掲するのは、高御座の位置が紫宸殿の中央に南面してをり、高御座の左が東で、陽の方にあたるとしてゐるからであります。

つぎに醇風美俗を顯揚させることに就いて特に留意しましたが、これはあくまで傳統を基にするものでありますから、家庭生活の禮法などは家族制度に基いて祖先崇拜を強調いたしましたし

た。社會生活の禮法にしても隣組、國民組織の本になる親和協力を主眼にして案を練りました。それと共に時世に即應させる意味から現代生活の服装といふことなども考へてやりました。たとへば訪問の場合などでも玄關でそのまゝ歸る場合は外套を脱がなくてもよい。といふことや、敬禮の場合に於ける上體の傾け方など以前よりいくらか高くなつた點は或は古老の方などからお叱りが出ると思はれる程寛かなものになつてをります。さらに大國民としての品位を高めるに足るものといふ考へから、日本の傳統的な作法のみでなく西洋、滿洲、支那のものもとり入れ、参考として本來の禮法を發展させ、大國民の禮法たらしめるやうに努めました。食事の場合の洋食は、これまで蒐集して來た英、獨、米等の諸國の本に據りましたが、支那食の場合については滿洲國などの意見を参考にしたわけでありませう。

と、各方面に細心の注意を拂つて完成しただけあつて完璧のものと云はれてゐる。禮は上、禮こそは實にわが國民生活の軌範として、古今を貫ぬいて來た道德の根本である。禮は上、皇室を敬ひ奉り、下億兆の相和する心より起るといふ。一億同胞が擧げて新體制下翼賛に邁進してゐるとき、文部省が新に新時代にそつた昭和の國民禮法を定め完璧「禮法要項」として

世に贈つたのである。われわれ國民はこゝに禮法に對する認識を新にすると共に、述べられてゐる禮法の形と心とを日常生活の上に實踐、活用して、東亞の盟主——日本國民としての行動をあやまらなことが肝要である。

第二 禮法要項の全般

禮法要項の一章々々を解説する前に、先づ禮法要項の全般を見ると、

前篇では、禮法の點であり線である基本となる要旨を説いてゐる。即ち第一章は「姿勢」について——立つた姿勢、腰かけた姿勢、坐つた姿勢、第二章は「最敬禮」について等種々が擧げられる。第三章「拜禮」について——神を拜するにはどうするか、玉串を擧げる場合は、佛を拜するには、焼香はどうするか、第四章は「敬禮」「挨拶」について——立禮、坐禮、舉手會釋、握手のこと、第五章は「言葉遣ひ」——長上に對して自稱、對稱、對話者以外の人に對して語る場合、近親者に對して、受答について、第六章は「起居」について——坐るには、

起つには、椅子には、歩くには、向きの變へ方、膝で進退する場合、神佛の前や長上の前を説き、第七章では「受け渡し」について——直接渡す場合、正面よりする場合、立つてゐる人の長上に對して、辭令書、卒業證書をうけると、臺や盆で渡されたとき、第八章では「結び」について——贈物の包紙から水引き、熨斗紙、贈物の袱紗、目錄にいたるまでを述べ、第九章服制について、で前篇は終る。

後篇では、之を具體的な形として取り入れてゐる。即ち皇室、國家に關する禮法を第一章皇室に對し奉る心得から説きはじめ第二章拜調、第三章御先導、第四章行幸啓の節の敬禮、第五章神社、參拜、第六章祝祭日、第七章には軍旗、軍艦旗、國旗、國歌から萬歲奉唱に當つての姿勢までを述べ、更に家庭生活に關する禮法として第一章「居常」について——朝夕の神棚、靈位の拜み方から、父母長上に對しての言語、動作、外出の際の心得、入浴の心掛け、化粧の注意にいたる廿項目を述べ、第二章は「屋内」の禮、第三章では「服裝」について第四章は「食事」のこと、第五章「訪問」の仕方、第六章では「應接」「接待」のこと、第七章「通信」について——慶弔の手紙、書式を細かに互つて述べてゐる。第八章は「紹介」につ

いて第九章は「慶弔」第十章「招待」と十章に互り家屋内の日常生活でともすれば缺き易く、忘れてゐた禮法の諸様式を列挙してゐる。次に社會生活に關する禮法として第一章では「近隣」の親しみはどう果されるかを、第二章は「公衆」の場所での禮、第三章「公共物」に關してはどうあるべきかを、第四章では「道路」「公園」にある時の禮、第五章で「交通」「旅行」第五章は「集會」「會議」におけるとき、第六章「會食」について——席次、和食の場合、洋食の場合、支那食の場合、茶菓の場合、と食事に際しての諸禮を、第七章では「競技」について——競技場の規律、競技者の容儀を、第八章では「雜」として外國人に接した場合、外國に在つてはどうするか、等々國民生活百般の實際に即した「禮法」の記述が挙げられてゐる。

以上の如く各面に互つて詳述したことはこれまでの禮法では類例を見ないものであつて、基本と要項に分けた點は非常に進んだ禮法の組み方と見られてゐる。

昭和の國民の禮法教典として、こゝに詳細に圖解説明して實踐に移すべく説明することは甚だ意義あることである。敢えて熟讀を乞ふところである。

次に掲げる「禮法要項趣旨」「禮法の要旨」は本禮法要項作成に當り、或は實施に當る文部省の決意を示されたもので、國民全體の遺憾なき活用を要望されてゐるものである。

第三 禮法の要旨

禮法は從來「作法」と呼ばれてゐたが、この言葉は、形を主として心が疎かになる感じがあるので、今同禮法と稱することになつた。

禮は、恭敬を本とし、親和を旨とする。これを形に現はすのが作法と方式である。人は、心に尊敬の念をもつてゐても、これを形に現はすことを知らなければ何にもならぬ。形ばかり整へても、心が伴はなければ虚禮となる。禮と法が一致して、始めて道德を具體的、實踐的なるにすることが出来るのである。

上、皇室を敬ひ奉り、下、億兆の相和する心も、この禮法の實踐によつて、始めて實を結ぶことが出来ます。國體の本義を明かにし、社會の秩序を保ち、君臣の義、父子の親、長幼の

序、上下の分、みな禮によつて自ら齊ふ。禮法の實踐は、小にしては身を修め、家を齊へ、大にしては、國民の團結を強固に、國の平和の礎となることを忘れてはならない。

第四 禮法要項趣旨

一、本要項は主として中等學校に於ける禮法教授の資料として編纂したものであるが、同時に又一般國民の日常心得べき禮法の規準たらしめんとするものである。随つて、國民生活の實際に即することを旨とし、材料は概ね日常近易の事項に採り、記述は力めて平易簡明ならしめた。實施に當つては、實情に即して内容を適宜按排して授けることを要する。

一、本要項は禮法の基本を授けんとするがために、自ら形についての記述が多くなつてゐるが、もとより禮法は、心と形と相俟つて全きものであるから、教授に際しては、形の指導のみに偏せず、その精神を體得せしめることを旨とし、日常不斷に實踐せしむべきである。

一、本要項は便宜上、前篇、後篇の二篇としたが、篇次・章節に拘泥することなく、これを一

體のものとして把握し、常に全體の精神に著目して細節に及び、各章節を彼此照應して活用することが肝要である。

一、前篇は、諸禮法に通ずる基本的な事項を掲げたものであり、後篇は、國民生活の實際に即して具體的の項目を便宜、皇室・國家に關する禮法、家庭生活に關する禮法、社會生活に關する禮法の三大部に分けて記述したものである。

一、「皇室・國家に關する禮法」は我が國體法の根幹であつて敬神尊皇の誠を致し、國民精神を涵養する上に特に重要であり、「家庭生活に關する禮法」は禮法修練の始をなし、且つ禮法體得の基をなすものであり、又「社會生活に關する禮法」は國民一體の秩序と親和とを具現し且つ國民の品位を向上せしめるに重要なものである。なほ各所に記載せる國際儀禮の取扱に際しては、大國民としての自覺と矜持とを以て之に處する道を授けることが肝要である。

一、本要項の實施に當つては、時世に即し生活様式の改善刷新を旨とすべきはいふまでもないが同時に傳統を尙び、醇風美俗の發揚に努め、更に社會の實情、地方の慣習等を適宜斟酌して、これが活用に遺憾なからしむることを要する。

第五 萬人の實行すべき禮法

禮法の心は、前述の通り、恭敬親和にあるのであつて、これはいつの世にも、絶対に變るものではない。しかし形に現はす様式には、時代と共に、或はその時々事情によつて、變化してゆく融通性がなくてはならぬ。

元來、禮法には儀式的のものと、日常禮法とがあつて、日常禮法は、飽くまでも我々の日常生活に即したものでなくてはならない。禮法の基をなすものはなんといつても家庭で、中でも家族の和といふ事が一番大切である。それが禮法といへば、生活とは切りはなされた、特殊のものゝやうに考へられがちなのは、他にも原因がありませうが、從來の禮法が、餘りに形に捉はれすぎ、煩雜にすぎ、禮法のための禮法といった感があつたためだと思はれる。その結果、禮法を疎んじ、殊に最近、國民一般の禮がひどく亂れて來たので、今回文部省から禮法の規準を示されることになつたのであるのは前述の通りである。

この要項は、萬人に實行できるもののみで、伸縮性もあるが、禮法のやうなものとはたゞ知るだけでは何の甲斐もない。實踐によつて、自然に身につけるべきものである。

私達は長途の汽車旅行の際に度々經驗すること、無聊の車中で、少しも態度をくづさず、ちつと膝に手をおいたまゝである人を、どういふ方かと調べて見ると、十中の十が、必ず育ちのよい、氏素性の立派な方々です。つまり禮が身につみにみついてゐられるのである。これに反して、服装はいかにも立派であるが、實に無作法で、傍若無人の態度の人がある。調べると、大抵は成上りの人である。デパート、其他の食堂などで、大勢の人が食事してゐるのを見ると、實に種々様々であるが、家庭において作法の身についてゐる人は、無雜作の中にもどこかちがつた所があつて、所謂お里のしれるものである。これを見ても、家庭の躰といふこと、家庭の責任の重大であることを、しみじみ考へさせられるのである。

私達は、時局多端の折柄、この國民禮法が、學校だけでなく、各家庭にあつて、充分に實行されて國民全部が之を身につけて、大國民としての禮讓を守つて益々國體の精華を發揮して行きたいものである。

前篇

第一章 姿勢

姿勢は人格の表れである。正しい姿勢は正しい心持を現すものであるから、姿勢は何時も正しくしなければならない。

一、立つた姿勢は、兩足を揃へ足尖を程よく開き、上體を正しく保ち、兩腕は自然に垂れ、頭を真直にし、口を閉ち、前方を正視する。

二、腰を掛けた姿勢は、なるべく深く腰を掛け、兩足を揃へ、足尖を程よく開き、上體を正しく保ち、兩手は股の上に置き、頭を真直にし、口を閉ち、前方を正視する。兩手は軽く組んでもよい

【説明】 この時、腕組をしてはいけない。腕組はあくらをかくのと同様に相手に對して失禮にあたる。

三、坐つた姿勢は、兩足の拇指を重ね、兩膝の間を男子は十糎乃至十五糎（三寸乃至五寸）とし、女子はなるべくつけ、上體を眞直にし、正しく腰を据ゑ、兩手は股の上に置き、頭を眞直にし、口を閉ぢ、前方を正視する。兩手は軽く組んでもよい。



腰を掛けた姿勢

【説明】 目上の人の前では兩手を組むのは「休め」の型だからいけない。宮様や高貴な方の前では膝に手をのせない。目上の人に初対面する時や入學、入社等の口頭試問の時などは姿勢でその人の人格を見られるから、平常から氣をつけて正しい姿勢を作る様に心掛けなくてはならない。

第二章 最 敬 禮

一、天皇陛下に對し 奉りては最敬禮を行ふ。

【説明】 最敬禮は 天皇陛下をはじめ 奉り皇族、王公族に對し 奉りて行ふものであるから、護國の英靈などには行はない。この場合は次章の拜禮を行ふのである。

二、最敬禮は先づ姿勢を正し、正面に注目し、上體を徐ろに前に傾けると共に手は自然に下げ、指尖が膝頭の邊に達するのを度（約四十五度）としてとどめ、凡そ一息の後、徐ろに元の姿勢に復する。殊更に頸を屈したり、膝を折つたりしないやりにする。

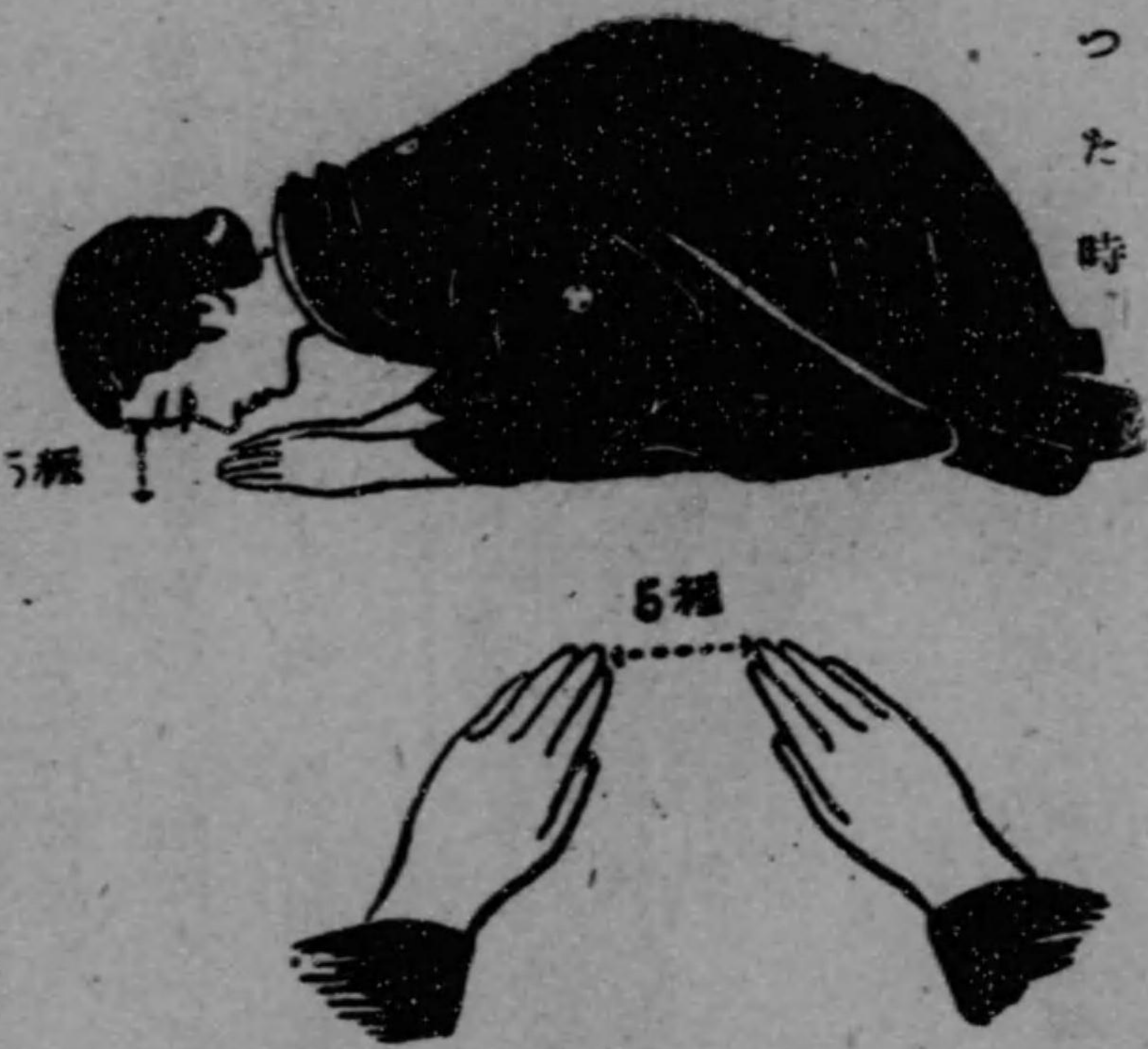


【説明】 この時注意すべき事は お尻を後に出さないやりにすること。又殊更に頸を屈したり膝を曲げたり、顔をあげたりしてはいけない。

三、坐つてゐるときは、先づ姿勢を正し（手は體の兩側に下して置く）正面に注目し、上體を徐ろに前に傾けると共に、兩手を膝前に進め、指尖の間を約五糎（約一寸五分とし）頭は

座面より約五種（約一寸五分）の所まで下げるとしてとどめ、凡そ一息の後、徐ろに元の姿勢に復する。殊更に頸を屈したり、腰を上げたりしないやうにする。

坐つた時



統の様な外國の元首または皇族に對しては、公式の場合だけ最敬禮をするが、その他の

四、特に敬禮式の規定あるものは、その規定に従ふ。

【説明】 軍人などの様に特に敬禮式の規定のあるものはその規定に従へばよいのである。

五、皇族・王(公)族に對し奉る敬禮は、前各項に準ずる。

六、外國の元首、又は皇族に對する敬禮は公式の場合に限り、前各項に準ずる。

【説明】 滿洲國の皇帝陛下やヒツトラ一總

公式でない場合は普通の敬禮でよい。

第三章 拜禮

一、神を拜するには、容儀を正し、手を清め、神前に進み、適當な處でとどまる。再拜、拍手二を行ふか、又は拜を行ふ。前後に揖をする。

【説明】 神様を拜する時はまづ服裝を正しく直すことが大切である。胸のボタンを外したり、外套を着たり、襟巻をしたりして行つたのでは何にもならない。但し、雨が降つたり、雪が降つたりしてゐる時は雨具を着たまゝで行つてもよい。

拜 普通の敬禮のことで、拜禮のときには拜といふ。拜は揖よりも一層重い敬禮で、次の三種がある。

起拜 先づ跪居となり右膝より起つて左足を進め、兩足を踏み整へ體を正し、上體を前に屈し稍伏したる頃左足を引いて其の膝を突き、次に右足を引き兩膝を一直線にし體を下

すと共に上體を起して舊に復する。

居拜 座したまふ正座して拜すること。

立拜 立つたまふ膝足を踏み整へ、腰を折りまげして拜すること。

揖 普通の會釋にあたるもので拜に次ぐ敬禮法である。揖に次の二種がある。

座揖 座したまふで腰を折る。

立揖 立つたまふで腰を折る。

拍手 拍手は親切感慨にせまり思はずこれを行ひ、至誠を來すことから出た我が國獨特の敬禮法である。その仕方は、胸の非凡そ二十

ぬやう少し高くして靜かに肩の幅位程左右に開き、朗かに音の發するやう拍ち合せ、それが終つたならば元の様に兩手の指を揃へ、直ちに次の所作にうつるのである。

拜 は上體を深く(約四十五度)前に傾けて後、徐に元の姿勢に復する。揖は上體を稍々

淺く(約十五度)前に傾ける。

再拜 拍手二の後に一拜を加へることもある。

手水の際は、柄杓にて清水を汲み手を清める。

更に口をすすぐとする場合は、清水を掌にうけて行ふ。

神葬の場合に拍手を行ふときは忍手とする。

【説明】 神社の參拜は崇敬の誠を致さなければならぬから、敬虔に行ふべきである。

手水を使つて手を清める時は、柄杓で清水を汲んで手を清める。更に口をすすぐ時は

清水を掌にうけて行はねばならない。いきなり御手洗の中に手を入れて洗つたり、

柄杓に口をつけて水をグイグイ飲んだり、

大きな音をさせて吐出したりするのは禮に

缺るから行はない様に注意すべきである。



柄杓の持ち方

手を清め口をすゝいたら、静に神前に進んで適當な所で止り、再拜（又は一拜）してボン／＼と拍手を二度打つて上體を深く四十五度位に傾けて拜するのであるが、拜をする場合上體をやゝ浅く約十五度位前に傾ける揖を行つてもよい。拜が終ると再拜して、また拍手を二度ボン／＼と打つが、その後でもう一度一拜することもある。拜をする時に手を合せる人があるが、手を合せず下に下すのが正しい。手を合せるのはインド佛教式である。拍手も神葬などの時は忍手といつて音のせぬやうに拍手するべきで、元氣よくボン／＼とやるのは誤りで、笑はれても仕方がないのである。

二、玉串を捧げる場合には、その表を上に向け、右手で本を持ち左手で葉の方を支へ、葉先を高目に持つ。神前に進み、少し手前で一揖し、玉串案の前に進む、玉串は葉先を手前に廻し本を先にして、手を仰向け、左手を添へて案の上に供へる。退いて再拜、拍手二を行ふ。又は拜を行ふ。退いて一揖する。

【説明】玉串を捧げる場合、その表を上に向け、右手で本を持ち、左手で葉の方を支へるのに、よく左手で本を持つ人があるが、これは間違ひである。



玉串の持ち方



焼香の仕方

玉串案 といふのは玉串を供へる臺のことである。

三、佛を拜するには、佛前に進み、適當なところにとゞまり、一禮し、更に進んで合掌、退して一禮する。

【説明】 佛前では合掌するだけで拍手は打つてはいけない。

四、焼香をするには、佛前に進み少し手前で一禮、香爐臺の前まで進み、合掌、焼香一回、合掌、退いて一禮する。焼香は、特殊の場合には、二回若しくは三回のこともある。

【説明】 焼香は從來、大抵の人が二、三回續けて行つてゐるやうであるが、これは特殊の場合だけ行はれるのであつて、普通は一回だからよく心得て間違はないやうにする。

五、基督教その他の儀式に於ては、適宜その方式に倣ふ。

第四章 敬禮・挨拶

一、立禮は、先づ姿勢を正し、先方に注目し、上體を徐に前に傾ける（約三十度）と共に

手は自然に下げ、寸時その姿勢を保ち、後徐に元の姿勢に復する。殊更に頸を屈したり、膝を折つたりしないやうにする。

二、坐禮は、先づ姿勢を正し、先方に注目し、上體を徐に前に傾けると共に、兩手を膝前に進め指尖の間を十糎乃至十五糎（三寸乃至五寸）とし、頭は座面より十糎乃至十五糎（三寸乃至五寸）の所まで下げるのを度としてとゞめ、寸時その姿勢を保ち、後徐に元の姿勢に復する。殊更に頸を屈したり、腰を下げてりしないやうにする。一般に、男子は女子より頭を稍高目にし、指尖の間も廣目にする。

【説明】 立禮及び坐禮は、前の最敬禮の時と殆ど同様であるが、異なる點は立禮では上體を三十度



坐 禮

に傾けること。坐禮では座面から十種か十五種位頭を下げればよいことで、坐禮の時は殊更にお尻をピヨコンと上げたりしない様に注意することが大切である。

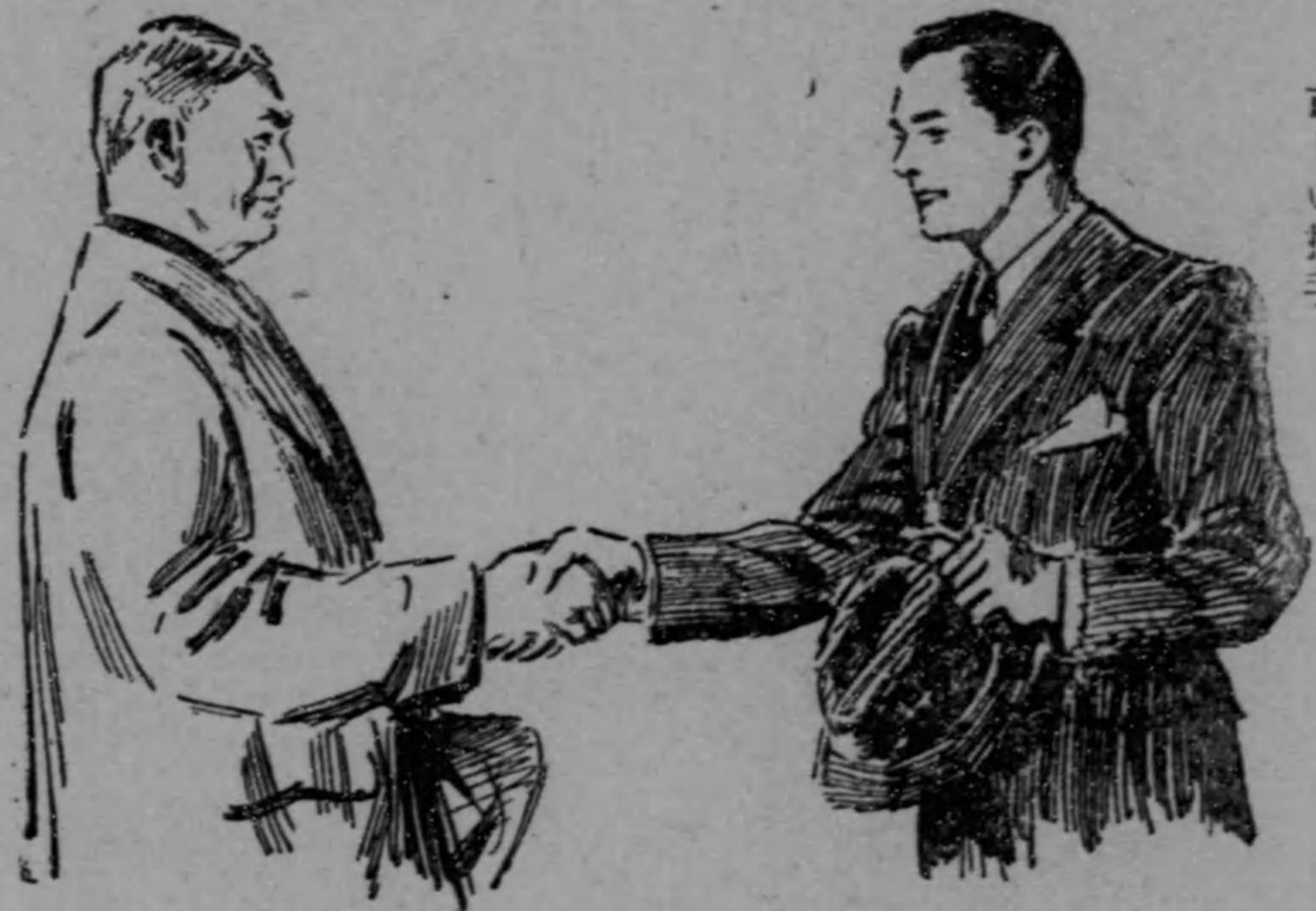
三、擧手は、先づ姿勢を正し、右手を擧げ、その指を互に接して伸ばし、食指と中指とを帽子の庇の右側に當て、掌を稍外方に向け、肘を肩の方向で略その高さにひとしくし、頭を向けて、先方に注目する。



【説明】これが我が國の擧手の禮で、ヒットラー式の擧手の禮や、ムツソリーニ式、スターリン式等の擧手の禮は、我國ではまねてはいけない。

四、會釋は、立つてゐるときは、先づ姿勢を正し、先方に注目し上體を徐ろに前に傾ける

正しい握手



(約十五度)と共に、手は自然に下げてとゞめ、後徐ろに元の姿勢に復する。頭だけ屈するのはよくない。坐つてゐるときは、先づ姿勢を正し、先方に注目し上體を徐ろに前に傾けて(約十五度)とゞめ、後徐ろに元の姿勢に復する。手は股の上に置いて、又體の兩側に下してもよい。

【説明】會釋の時、頭だけを曲げて簡單にする人もあるが、これは本當ではない。

五、握手は、右手を出し、先方に注目し、右手を軽く握る。

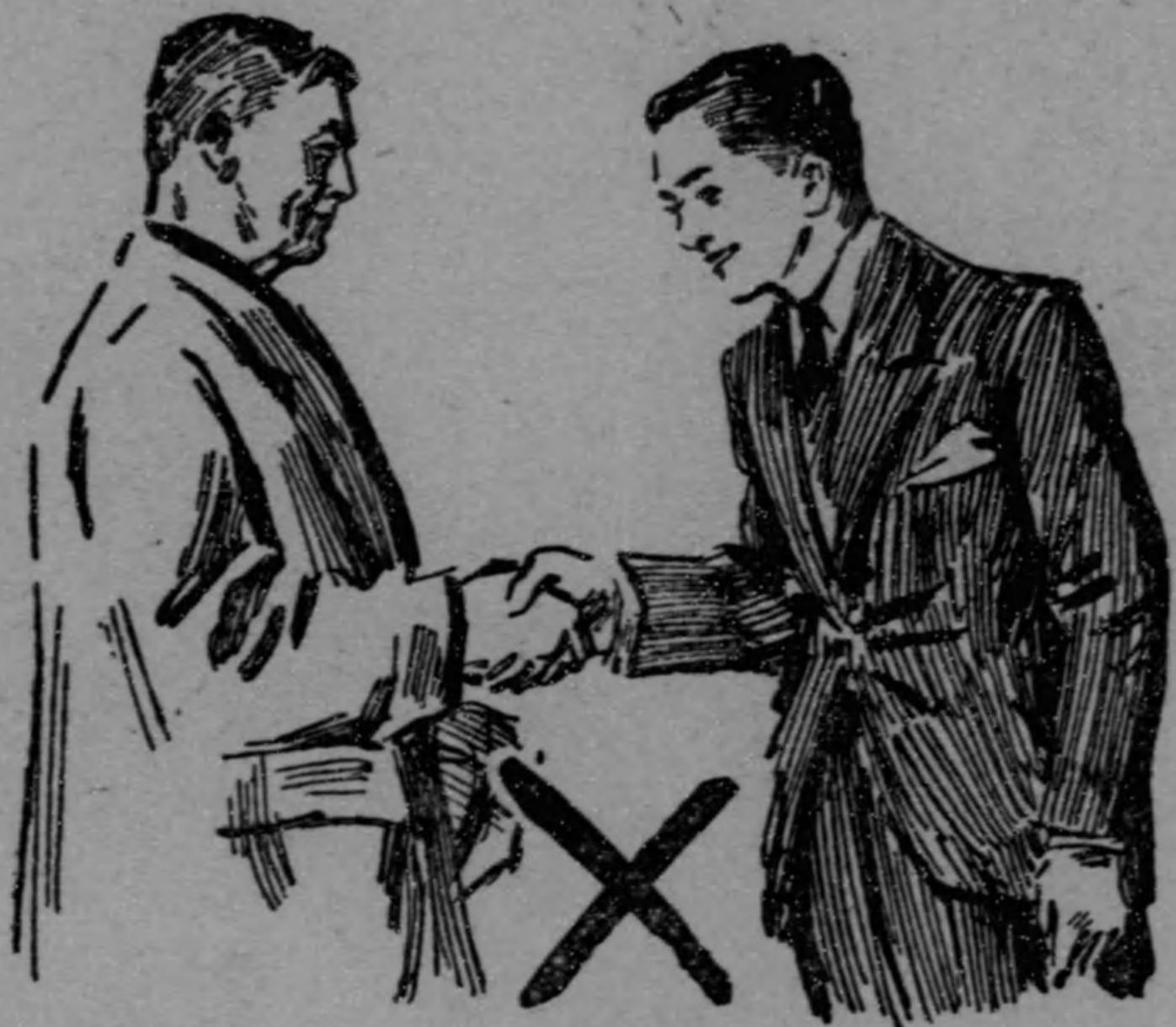
【説明】握手は手を握ることではあるが、あまりに強くギュツと握るのは相手を不快にするところがある。又無暗に長い間手を握つて離さぬ

握手と會釋はいけない

のもいけない。外人が右手を差出したら、先づそれを軽く握つて、三四度揺り、それから靜かにさつぱりと離すのである。又、日本人は握手の際、日本流に軽くお辭儀をするが、お辭儀をしないのがよろしい。

【注意】

- 一、坐つてゐる人に對しては坐つて敬禮し、立つてゐる人に對しては立つて敬禮する、腰を掛けてゐる長上に對しては立つて敬禮する。
- 二、手は立禮、坐禮いづれの場合にも、指尖を揃へて離さないやうにする。
- 三、頭は左右に曲らないやうにする。
- 四、帽子を脱ぐには右手でし、その内側を右



の外股に軽く觸れる位にして敬禮する。

- 五、屋外または集會の場所では立禮、坐禮ともやゝ高目にする。
- 六、男子は制服制帽の場合、舉手を行ふのを常例とする。
- 七、教練、武道、競技においてはその定むる禮法に従ふ。
- 八、外國人に對しては握手を行ふことがある。握手の際は、外國では相手が長上もしくは婦人の場合には、先方が握手を求めらるまでは、自分の手を出さぬがよいとされてゐる。またこの際男子は右手の手袋を脱ぐのを例とする。

【注意】 握手は公式の場合には目上の方から先に手を出すべきものである。一般的にも、相手が目上の人や婦人の場合には、先方が握手を求めらるまで、自分から手を出さぬ方が禮儀で、うつかり早く自分の方から出すと失禮にあたる。

第五章 言葉遣ひ

レビニューヤ、外國映畫などの悪影響から、女學生間に流行した「キミ」「ボク」などといふ會話、さては博奕仲間の用語などが平氣で日常の會話に使はれたり、家庭に持ち込まれる等、最近の若い婦女子、青年、學生の言葉は非常に悪くなり、どれが正しい使ひ方なのか辨へないのか混亂し切つてゐる。これ等の人の話す言葉を聞いてみると、その人の人となり、その家庭なり、交際する友人なり、讀書、娛樂、趣味等々が察せられて不愉快になる位である。

言葉遣ひを知らないのかと云へばさうでもなく、丁寧な言葉も知つてゐるのであるが、遣ひ方が分らないのである。一例を挙げると、友人を待つてゐる女學生などが、よく遅れて来る友人に「あら、山本さんがいらつしたワ」と云ふかと思ふと、「田中先生が来たわよ」といふ調子で、使ひ方が間違つてゐる。キチンとした服装の若い立派な女性が「話せないなア」とか「バカア、のしちやうぞ」、「なにしてんのサ」など云ふ亂暴な言葉を使つたら如何であらう。直ちにカフェカバーのあはずれ女ではないかと蔑視されやうし、どんな美人でもそんな言葉を平氣で使はせる家庭ならその躰け方もそこが知れるので、お嫁にも

らふなど眞ツ平だと斷はる家庭が多いであらう。

言葉遣ひは姿勢、敬禮などと共に禮法の基本となる大切なことであるから十分の注意を拂ふことが肝要である。國民禮法では次の様に定めてゐる。

一、**長上に對しては、相當の敬語を用ひる。**

二、**自稱は、通常「私」を用ひる。長上に對しては氏名又は名を用ひることがある。男子は同輩に對しては「僕」を用ひてもよいが、長上に對しては用ひてはならない。**

【説明】 自稱の「私」は勿論「わたくし」で、長上に對しては「僕」といつてはならない。また高貴の方にたいしては、「私」といはずに「山本は」「田中は」といふ様に自分の姓を申します。

三、**對稱は、長上に對しては、身分に應じて相當の敬稱を用ひる。同輩に對しては、通常「あなた」を用ひ、男子は「君」を用ひてもよい。**

四、**對話者以外の人について語る場合、長上は勿論、その他の者にも、相當の敬稱、敬語を用ひる。長上に對して、その人より地位の低い者について語る場合には、たとひ自分より**

上位の者であつても、普通には敬稱、敬語は用ひないか、または簡略にする。

【説明】 これはよく誤ることであるから注意が肝要である。

五、自分の近親について他人に語る場合には、敬稱、敬語を用ひない。一般に當方のことについては敬稱、敬語を用ひないのを例とする。

【説明】 「私のお父さんは旅行に参りました」とか「お母さんは一寸親戚に参りました」とは言はない。「私の父は旅行に参りました」「母は一寸親戚に参りました」といふ風に改めること。

六、受答には、必ず「はい」といふ。特に長上に對して「ええ」といふのはよくない。

【説明】 ある學校の入學考査の口頭試問で「ええ」と返事をして減點された兒童があつた。

今後の入學試験や入社試験の口頭試問などには、特にこの點が重視されやうから注意すること。之に就ては後章にくわしく述べる。

七、長上に對しては、なるべく「ございます」「あります」「参ります」「致します」「存じます」「遊ばす」「申します」「いただきます」等、時に應じて用ひる。長上には「です」「もらふ」「く

れる等是用ひない。

八、他人の物事には「お」「御」を附け、自分および當方の物事には用ひないのを通例とする。

一般的の物事にも用ひないのを通例とするが、口調や慣習で用ひる場合もある。

九、言語は出来るだけ標準語を用ひる。

第六章 起 居

一、起居振舞は、落ちついて、靜かに、自然であることが大切である。

【説明】 第一に、バタ／＼しない様に、靜かにすることが何よりである。

二、坐るには、片足の爪尖を僅に引き、又は出して靜かに膝を折り、片膝づつつく。このとき上體が前に傾かないやうにする。

【説明】 片膝づつつく様にするのを、兩膝を揃へていきなり坐るからドスンといふ様な音をたてゝしまふのである。

三、起つには、先づ少しく腰をあげ、次に爪尖を立て、片足をわづかに踏出し、靜かに起つて足を揃へる。このとき上體が前に傾かないやうにする。

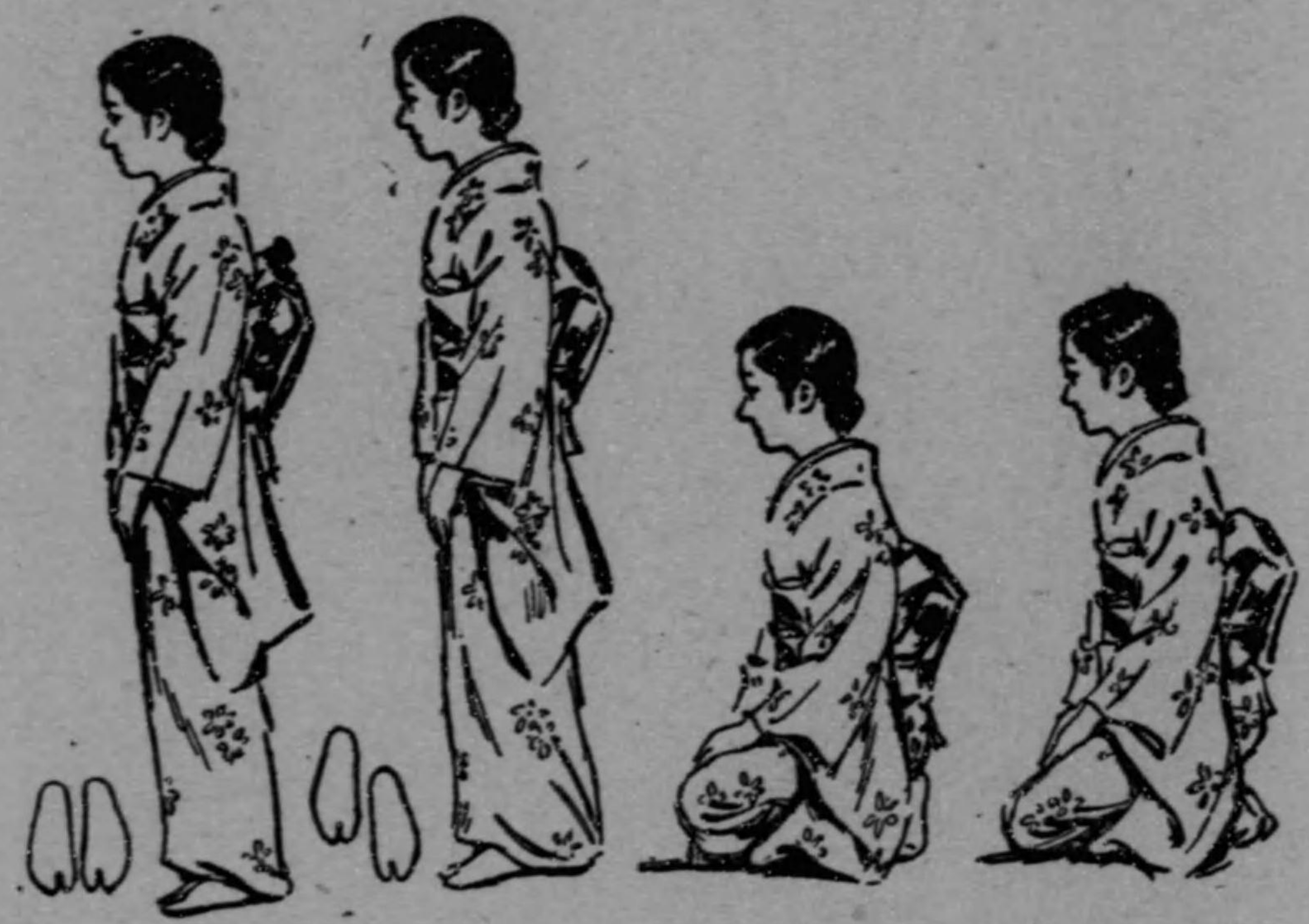


坐り方の要領

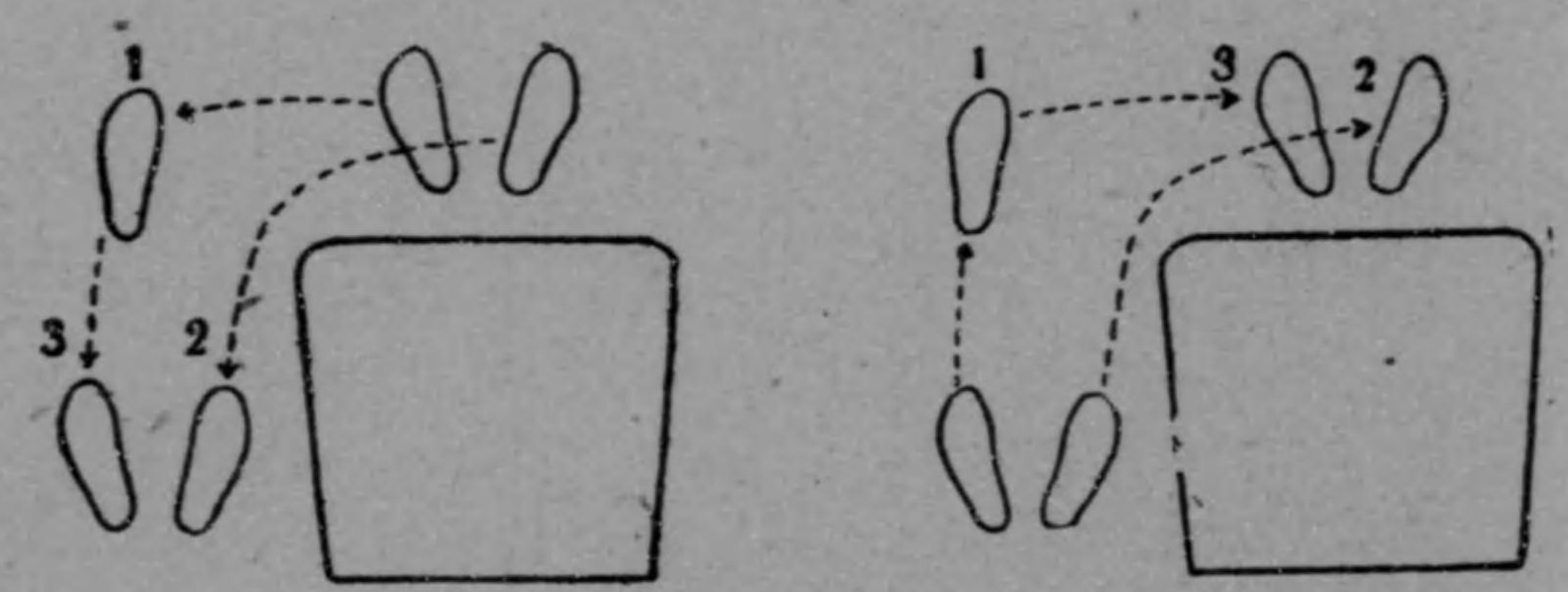
四、椅子には、普通左側から掛ける。起つときは左側に出る。

【説明】起つ時に、一度にピンと跳ねて立つやうにするのは女學校を卒業したばかりの方によくあるが、これはいけない。坐る時も起つ時も上體が前に傾かない様にするところが大切である。

【説明】椅子に腰を掛ける時は上座の區別がはつきりしてゐる場合を除いては、普通左側から掛け、起つ時も左側に出るやうにする。これは學校の時と同様であるが、ガタビシヤ音を立てゝ行つてはいけない。



方ち立のらか居坐



方ち起と方けかに子倚

五、歩くには、上體を正しく保ち、殊更に手を振らず、膝を曲げず、又脚を開かないやうにして歩を運ぶ。殊更に足をすつたり、足音を立てたりしないやうにする。

六、歩くときは、濫りにあたりを見廻したり、物を踏みまたは跨いだりしてはならない。

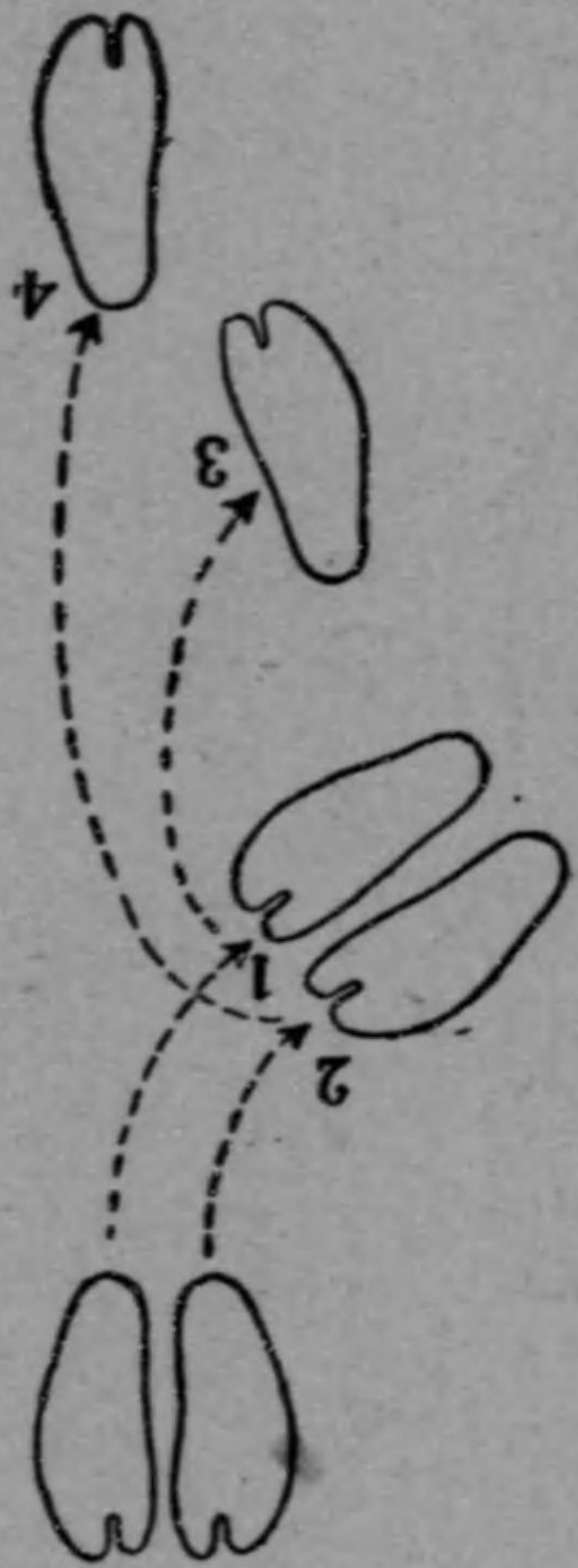
【説明】

足をすつたり、バタ／＼足音をさせたり、あたりをキヨロ／＼見廻したり物を踏

んだり跨いだりしてはならない。

特に疊のへりは踏まないやうに注

意することが肝要である。



七、向を變へるには、立つてゐる場合

は、先づ向かはうとする方の足を斜に後に引き、これに他の一方の足を一旦揃へて、下座の足から歩き出す。

向きをかへる場合

坐つゐる場合は、先づ跪坐をして、一方の爪尖を開き、他方の足をこれに揃へて向を變へる。

又、跪坐をして向かはうとする方の膝を少し浮して、その方へ靜かに廻る。すべて向を變へる

には、上座に向かふやうにして、廻るのを通例とする。長上の間近では、正面を避けて、向を變へて起つ。

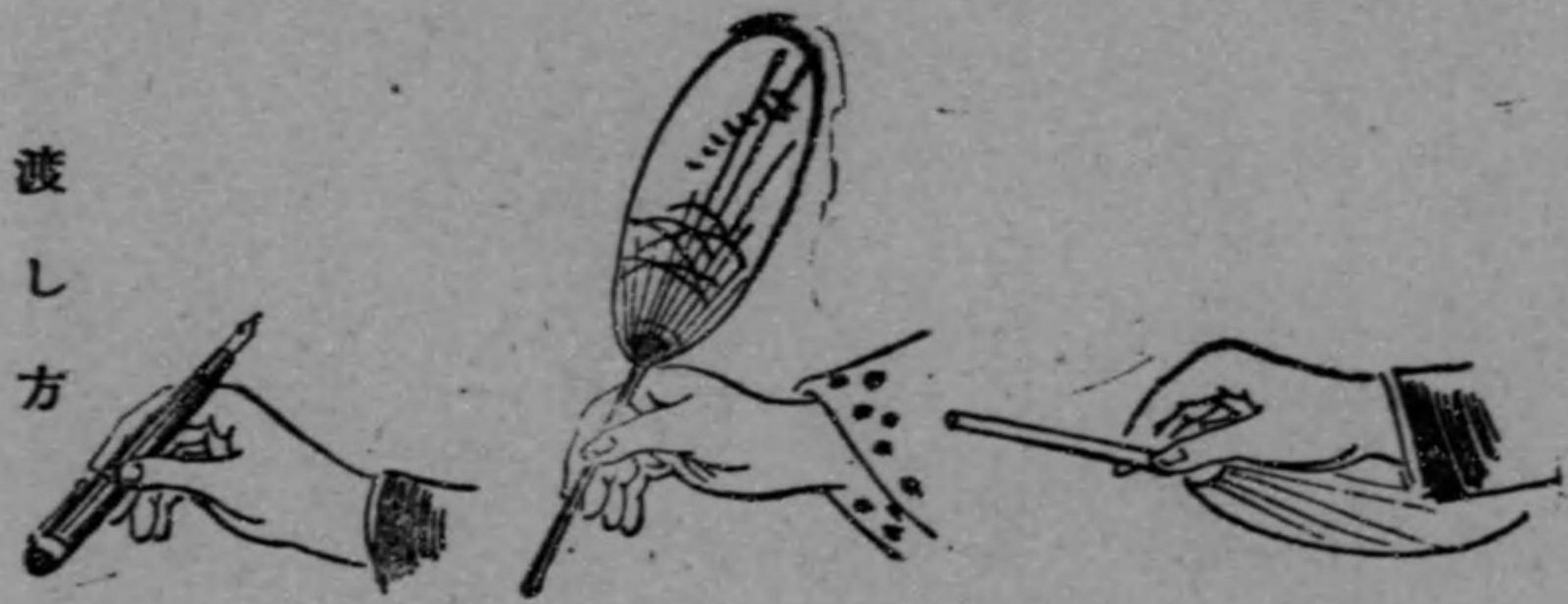
八、膝で進退するには、先づ跪坐をして、膝と爪尖とで靜かに進み又は退く。長上の間近では、少し手前で跪坐をして、膝で進み出て坐り、膝で少し退いてから起つ。

九、神佛前、長上の前、又は床の間や貴重な物等の前では少くとも一米位手前で一先づ立止り、又は一旦跪坐して後、改めて進み出る。

第七章 受渡し

一、受渡しは、鄭重を旨とし、粗忽のないやうにする。

二、受渡しには、直接手渡しする場合（授受）と、一旦置いてからする場合（進撤）とがあるが何れの場合にも、物は自分の方へ向けて持つて出る。先方に渡すときは、受易いやうに、向けて直して進める。物によつては、先方が受けよいやうに、最初から向けかへて持つて出る。



渡し方

三、受渡しは、正面よりするのを例とする。卓子の場合には左方若しくは右方よりすることもある。

四、受渡しは、立つてゐる人には立つてし、坐つてゐる人には坐つてする。椅子に掛けてゐる場合、長上に對しては立つてするのが禮である。

【説明】 椅子に掛けてゐる場合は、相手が目上の人ならばこちらには起つてするのが禮儀である。

五、受渡しは、物により場合によつて、両手又は片手とする。片手するときには一方の手をそへることもある。長上に物を進めるには、片手で持つ場合でも、一方の手を添へる。手を添へない場合には、體を少し前へ屈する。

【説明】 受渡しは受渡しする物によつて、またその場合によつて、両手または片手とするが、片手とする時は一方の手を添

へる方が丁寧である。又目上の人に物を進める時には片手で持つ場合でも一方の手を添へる。但し小さい物や洋式のもの、例へば、マツチ、ステツキ等は殆んど片手でよいがその代り體を少し前へ屈めるがよい。

六、長上に對する受渡しは、居ながらにせず、少しでも前に進んでからにする。

【説明】 目上に對して受渡しするときは、たとへ手の届く所でも居ながらにせず、少しでも前に進んでからする様に心掛ける。

七、辭令書、卒業證書その他、長上より物を授けられるときは、凡そ三步前で敬禮し、進んで両手で受けて押戴き、三步退き、一見の後敬禮して退く。坐禮のときもこれに準ずる。

八、臺または盆等に載せて渡されたものは、臺または盆の儘、一旦受ける。

【説明】 臺や盆に載せて渡されたものを、いきなり取る人がよくあるが、これは間違ひで、臺又は盆のまゝ一旦受けて退き、下されたものを戴いた後、臺又は小蓋・盆を返すのである。

九、受渡しには、一々禮をするにおよばない。

第八章 包 結 び

包結びの方式は、もと／＼人に物を贈る場合の飾りを定めたものであつて、今日の時局下にあつてはこゝにかゝげたものでさへ節約しなければならぬ場合もあるので、この方式に依るか依らぬかは別問題であるが、本章は日本の古來の禮法はかくの如きものであるといふ根本を示したものである。従つてこれだけ心得てをれば大抵の場合に出あつても間違つかぬであらう。赤白や金銀の水引は飾りの爲で、結び方も本來は結びきりだつたものが、體裁を考へて蝶結びとか巻き巻きを澤山こしらへる様に變化したのである。

一、贈物の包紙には、奉書・糊入等を用ひる。婚禮その他特に鄭重な場合には、二枚重ねて用ひる。小さい物は、一枚の紙を二つ折にして包んでも差支へない。贈物を包むには、先づ左方を折り、次に右方を折る。金子や小さい物を包む場合には、左右を折つた上、更に上下を裏に折返す。

凶事の場合には、一般に紙を一枚にして、左前に包む。

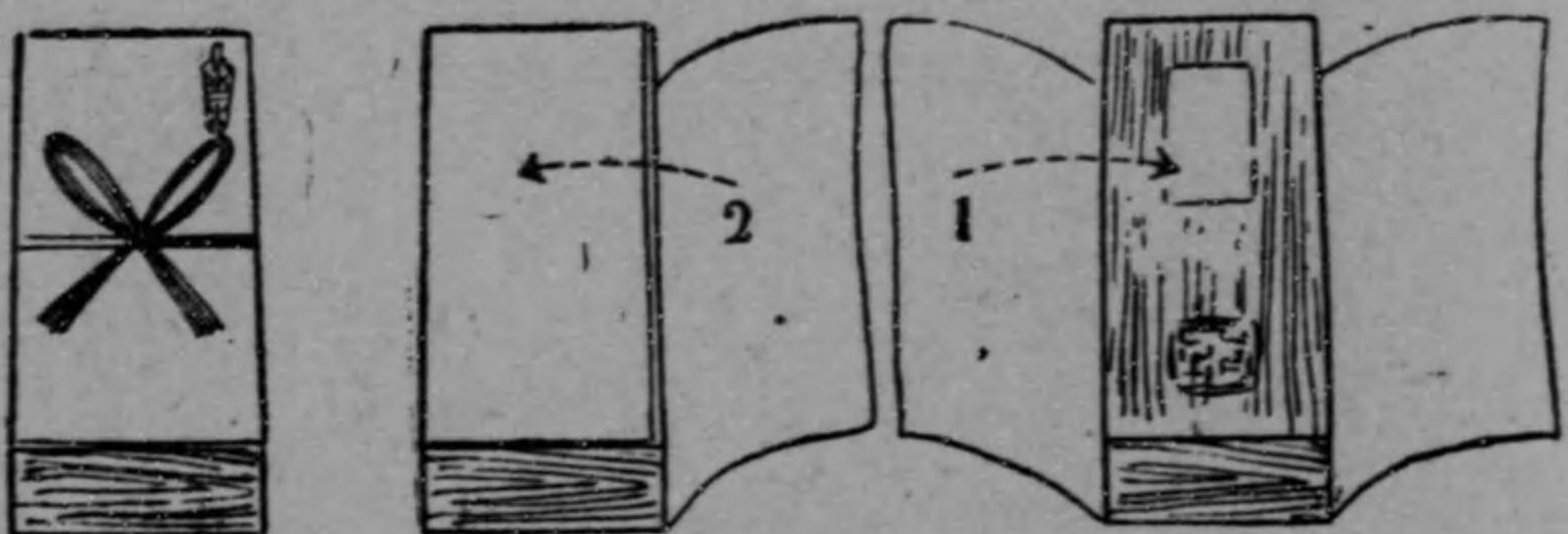
【説明】 凶事の場合と其他の場合との區別は大切であるから間違へないやうにしなければならぬ。

贈物を白紙で包むのは清める意味である。紙の種類には檀紙・奉書（大・中・小）杉原・糊入・半紙等があるか、其の場合と相手によつて適當に用ひる。

二、贈物には、水引を掛け、熨斗を添へる。魚・卵・海藻・鳥等には熨斗を添へない。

凶事の贈物にも熨斗を添へない。

【説明】 凶事の場合と魚鳥を贈る場合の贈物に熨斗を添へないのは、昔は贈物には必ず漁鳥等の生臭ものをつけてゐたのであるが、それが略されて熨斗をつけてその代用とするやうになつたのである。それだから生臭物を贈る場合とか、生臭物を嫌ふ凶



事の時には熨斗をつける必要がないのである。

三、水引は、一般に慶事または平常の贈物には赤白（赤右）を用ひ凶事の贈物には白若しくは黒白（黒右）を用ひる。水引には、この外金銀・金赤・紅白・銀白等があるが、濫りに用ひないがよい。普通の場合には兩輪に結び、婚姻・縁組および凶事の場合には結び切りにする。



【説明】普通の場合には兩輪（雌結び）または片輪（雄結び）に結ぶが、結婚縁組とか、凶事の場合には一回限りと云ふ意味から、結び切りにする。この結び切りには陰陽があつて、御祝に用ひる陽の結び切りは輪になるやうに巻く。之は上に昇る形である。

凶事の場合に用ふる陰の結び切りは、巻かないでピンとはねる。

（赤右）とあるのは赤を右にする。

（黒右）は黒を右にするのである。

水引を用ひる代りに帯紙を用ひてもよい。帯紙は慶事には赤・金・金銀・緑等、凶事には紺・白等を用ひる。帯紙は包物の大きさに應じて、半幅乃至一尺位の幅のものを用ひるがよい。

四、熨斗紙・熨斗袋の類は、長上に對しては用ひない。改まつた場合にも用ひないがよい。【説明】熨斗紙・熨斗袋は紙に水引と熨斗とを印刷したもので、水引をかけ、熨斗をつけるのを略したものであるから、目上の方や改まつた場合には用ひないのがよい。

五、贈物の表書は、包紙の中央上部にその品目を記し、又は「御祝」「御餞別」「御見舞」「玉串料」「御香奠」「御靈前」等の文字を記すのを例とする。又「進上」「贈呈」等と記すことがある。金子の場合には、包紙（又は内部）にその額を記す。

【説明】すべて長上又は改つた場合のものは、略字、草書などを用ひず、丁寧に認めるがよい。

六、自分の氏名は、包紙の左方下部、若しくは中央下部に書き、又は名札を添へる。【説明】自分の氏名は、相手が自分と同等か又はそれ以下の人の場合は中央下部に書いてよいが、目上の人に對しては必ず左隅に小さく書かねばならない。

七、贈物は臺・小蓋又は、盆等に載せて進める。
 八、贈物の袱紗・風呂敷若しくは容器等を返すには、婚禮及び凶事の場合の外、移紙を入れるのを例とする。

【説明】 贈物を差出す場合は臺、小蓋または盆等に載せて進めるが、風呂敷に包んだまゝとか袱紗をかけたまゝ差出すのは失禮に當るから之を取つて差出す。贈られた方では婚禮及び凶事の場合の外は移紙を入れる。

九、改まつた場合の贈物には、目録を添へる。目録は、奉書を二つ折にし、折目を下にして先づ左方を、次に右方を折つて三つ折とする。これに熨斗を添へ、臺または小蓋を載せて進める。

【説明】 紙は常に縦に使つて、字を書いた場合に横目にならない様に注意することが肝心で、三つ折にした内部の右方には、中央より少し左寄り氣味の處に「進上」「呈上」「目録」等と書き、中央には

〔參考〕

奉獻目録

御羽二重	五疋
御花瓶	一對
御人形	一組
以上	
位階勳等爵氏名	

普通目録

一、置時計	一個
一、鮮鯛料	金一封
以上	
氏名	

一、何々

第八章 包結び

一、何々

と前掲の如く品名を列記するのである。
 そして文字を丁寧ていねいに認め、餘り大きく書かぬがよい。これは先方に對して慎みの意を表す爲である。

氏名を本文よりも小字せうじに書くのは、謙遜して慎みの意を表す爲である。

第九章 服制

戦時下の禮服制としては、さきに國民服が制定されたが、禮服を持つてゐる人は儀式のときにはそれを用ひてよい。こゝに掲げた服制は一般の日常生活とは大いにかげ離れてゐるが、社會人のたしなみとして心得て置かねばならない事である。

一、男子の公式禮服及び一般禮服は左表による。

男子禮服種類	公式				著用の場合
	洋	和	國民服	國民服	
大禮服	燕尾服	略式禮服	禮裝	禮裝	拜賀、參賀、宮中諸儀
通常禮服(燕尾服)	喪服	禮服(紋付羽織袴)	禮裝	禮裝	參賀、御禮、儀式、晚餐會、夜會
通常服(フロックコート)	別記	別記	制式による	制式による	拜謁、參賀、御禮、儀式、觀櫻、觀菊御會、饗宴
制式による	別記	別記	制式による	制式による	右に同じ
喪服	別記	別記	制式による	制式による	儀式、訪問、饗宴、其の他
禮裝	別記	別記	制式による	制式による	儀式、訪問、饗宴、其の他
禮裝	別記	別記	制式による	制式による	儀式、饗宴、其の他
禮裝	別記	別記	制式による	制式による	訪問、饗宴、其の他
禮裝	別記	別記	制式による	制式による	儀式、晚餐會、夜會、其他

般		
喪服	制服	フロックコート モーニングコート
別記	別記	別記
	制式によるもの 制式によらないもの	儀式、訪問、饗宴、其の他 訪問、饗宴、其の他

二、男子の洋服は左の例による。

(一) 燕尾服

帽 シルクハット(喪を服する者は黒羅紗又は黒紗を以て中帯を巻く)
 上衣 黒羅紗(喪を服する者は黒羅紗又は黒紗を左腕に纏ふ)
 ズボン 黒羅紗
 チヨツキ 白リネン(儀式には黒羅紗)
 シヤツ ホワイトシャツ。
 カラー 立襟又は折襟。
 ネクタイ 白蝶形。

燕尾服



フロックコート



モーニングコート



第九章 服制

手袋 白革。
 靴 黒エナメル。
 靴下 黒。
 外套 黒無地。

(二) フロックコート、モーニングコート

帽 シルクハット、山高を用ひてもよい。
 上衣 黒羅紗
 ズボン 縞(喪には黒を用ひることがある)

【説明】ズボンは縞ズボンで折返しのないものを用ひる。禮服の場合チヨツキの下から

帯革が見えるのは體裁が悪いから、必ずズボン吊りを使ふがよい。

チヨツキ 黒羅紗、白リネン

シャツ ホワイトシャツ。

カラー 立襟又は折襟。

【説明】 ほかに堅いダブルカラーも差支へないが、ソフトカラーはいけない。

ネクタイ 結び下げ（白及び黒の蝶形は用ひない。喪には黒の結び下げとし、ネクタイピンを用ひない。）

【説明】 フロツクやモーニングでの蝶形ネクタイは滑稽なもので不適當である。

手袋 茶又は鼠色の革（喪には黒又は鼠色の革）

【説明】 白の布手袋はボーイなどの使ふものであるから用ひない。

靴 黒革。

【説明】 モーニングに赤皮の靴はいけない。

靴下 黒。

外套 無地物。

三、男子の和服は、左の例による、但し地質は適宜紬・木綿・縮緬等を用ひてもよい。

【説明】 和服の禮服は紋付が正式で、羽織の紐は白が本來である。履物は昔は草履が正式であつた。

(一) 禮服

一、冬物

上著 羽二重、黒、五つ紋、色變りを用ひることもある。

下著 羽二重、白を正式とする、茶又は鼠色を用ひてもよい。

襦袢 白。下著の共色を用ひてもよい。

帯 角帯。兵兒帯を用ひてもよい。

袴 縞、襠のあるもの。

羽織 羽二重、黒、五つ紋、紐は白。

扇子 白。

足袋 白。

履物 草履。

三、夏物

上著 縞、黒、五つ紋。淺黄色。生平を用ひてもよい。

【説明】 生平は滋賀縣の産にて麻の練らないもので製して帷子用の織物。

下著 用ひない。

襦袢 白。

帯 角帯。兵兒帯を用ひてもよい。

袴 縞、襠のあるもの。

羽織 縞または紗、黒、五つ紋、紐は白。

扇子 白。

足袋 白。

履物 草履。(場合によつては下駄をも用ひる)

(二) 略式禮服

上著 無地物(黒を除く)又は縞。

羽織 黒五つ紋、又は三つ紋。

下著・襦袢 白の外適宜。その他は禮服に準ずる。

(三) 喪服

禮服と同じ、喪章を用ひない。

四、女子の公式禮服及び一般禮服は左表による。

女子禮服

式	公 式					種 類	著 用 の 場 合
	和 服	洋 服					
禮 服(袴袴)	喪 服	大禮服(マントドクル)	中禮服(ロブデコルテ)	通常服(ロブモンタント)	通常服(グイズイテイニングドレス)	別 記	拜賀、宮中諸儀
		別 記	別 記	別 記	別 記	拜賀、宮中諸儀、晚餐會、夜會 觀菊御會、饗宴 右に同じ	拜賀、參賀、宮中諸儀
		制式による	制式による	制式による	制式による		

一般		和服		洋服	
喪服	アфтаヌーンドレス	喪服	訪問著縫紋の類	禮服、白襟紋附	通常服(袴袴)
喪服に準ず	別記	別記	別記	別記	制式による
	儀式、訪問、饗應、其の他	晚餐會、夜會、其の他	訪問、饗宴、其の他	儀式、饗宴、其他(御禮及び觀櫻・觀菊御會には通常服の代用)	參賀、天機奉伺、御機嫌奉伺、御禮、觀櫻・觀菊御會

【説明】 婦人の和服による禮服で、特に注意しなければならぬことは高貴な方や御前や正式の場合には羽織をつけてはいけなないことである。婦人の羽織は改まつた場合には決して用ひないものと考へてよい。

男女共、喪服は親戚及び特に縁故の深い者に限つて用ひ、一般會葬者としては、色合柄等の目立たない平常服を着用し、之に喪章を着けて喪服の代用としてよい。

五、女子の洋服は、左の例による。

女子洋服の場合

大禮服 (マントドク)	中禮服 (ロブデコ)	通常服 (ロブモン)	通常服 (ヴァイズイテイ)	イーヴニングドレス	アフタヌーンドレス
華麗なもの	右に同じ	絹地色合適宜 但し華麗に過ぎざるもの	右に同じ	服地、色合、型、その他略々ロブデコルテに同じ	絹地又は薄地の毛織物色合適宜
袖は極めて短いか又はなし 裾は流行により長短あり 「トレイン」を長く曳く	右に同じ 胸は「トレイン」は無し	袖は長し、但し流行により長短あり、胸は閉づ	袖は稍長し 但し流行により長短あり	用ふ	袖および裾の長さは流行によりて長短あり
用ひず、髪には飾る、白色「チュール」を垂れる	右に同じ 無し	用ふ	用ふ	用ふ	用ふ
白革のもの	右に同じ	用ふ	用ふ	用ふ	用ふ
衣と同色の絹製	右に同じ	黒エナメ	黒エナメ	黒又は色の	黒又は色の

六、女子の和服は左の例による。但し地質は適宜紬、木綿、縮緬等を用ひてもよい。

(一) 禮服

一、冬物

上著 縮緬、羽二重、黒又は色變り五つ紋、模様は裾模様。

下著 羽二重、縮緬等、白、色變りには共色を用ひてもよい。

襦袢 白襟、色變りには色物を用ひてもよい。

帯 丸帯。

帯揚 白。

帯留 白、丸紬。

扇子 白又は塗骨。

【説明】 扇子は必要もないのに手に持つことはいけない。帯に挟むがよい。坐つてゐると

きは、膝の横に置くもよい。

足袋 白。

履物 草履。

二、夏物

上著 紹、紹縮緬等、黒又は色變り、五つ紋、模様は裾模様。

下著 紹又は練、白。

【説明】 練は練ぬきの略。練ぬきは生糸を經とし練糸を緯として織つた絹布である。

襦袢 地質は紹、紹縮緬等、白。

帯 丸帯。

帯揚 白。

帯留 白、丸紬。

扇子 白または塗骨。

足袋 白。

履物 草履。

(三) 訪問服

(略式禮服としても用ひる)

上著 色變り、裾模様、江戸袷模様。

無地物 (黒を除く)、小紋等。

縫紋 三つ紋。

帯 丸帯(薄手) 袋帯等。

下著 襦袢、帶揚、帶留の色合は白のほか適宜。

略式には羽織を用ひてもよい。

【説明】 縞物の上に紋付の羽織を着て禮服に代用するのは間違ひである。縞物でもよいから羽織を着ない方がよい。

訪問服を略式禮服として、儀式等に用ひる際には羽織を着用しない。然し訪問の場合などには差支ない。

(三) 喪服

上著 黒無地紋附、地紋も模様もないもの。

下著 白。

襦袢・白。

帯 黒、丸帯。

帶揚 白。

帶留 白、丸紵。

足袋 白。

履物 草履。

【説明】 履物の鼻緒は白又は黒がよい。現在の如き時には、必ずしも黒の草履を用ひなくともよい。

〔参 考〕 (國民服の服制については後章の附録一に掲げてある)

國民服令 (昭和十五年十一月二日公布)

- 第一條 大日本帝國男子ノ國民服(以下國民服ト稱ス)ノ制式ハ別表第一ニ依ル
- 第二條 國民服ハ從來背廣服其ノ他ノ平常服ヲ著用シタル場合ニ著用スルヲ例トス
- 第三條 國民服禮裝ハ國民服ヲ著用シ國民服儀禮章ヲ佩ブルモノトス
- 國民服儀禮章ノ制式ハ別表第二ニ依ル
- 第四條 國民服禮裝ハ從來燕尾服、フロックコート、モーニングコート其ノ他之ニ相當スル禮服ヲ著用シタル場合ニ著用スルヲ例トス
- 第五條 國民服禮裝ニハ佩用ニ關スル規定ニ從ヒ勳章、記章、及褒章ヲ佩用スルコトヲ得
- 第六條 本令ノ制式ニ依ラザル服又ハ徽章若ハ飾章ハ其ノ名稱中ニ國民服又ハ國民服儀禮章ノ文字ヲ用フルコトヲ得ズ

以 上

後 篇

皇室・國家に關する禮法

第一章 皇室に對し奉る心得

萬世一系の皇室を上に戴き、世界に比類なきわが帝國の臣民として、限りなき御仁慈と御恩澤とに浴してゐる我々一億國民は、この有難さを深く肝に銘じて常に心から皇室を崇敬して盡忠の誠を致し、聖壽の無窮と皇室の御繁榮とを祈らなければならぬ。

わが國の禮法は、吾々國民の總本家であらせられる皇室に深い敬意をあらはすところから起つてゐる事と考へる。そこでこの皇室・國家に關する禮法の形も宮中の規定に依つてゐるのである。

一、皇室に關する談話・文章には、特に敬稱・敬語の使用に注意する。

【説明】 皇室に關する談話や文章には特に意を用ひて敬稱・敬語の使用に注意し、かりそめにも不敬に涉るやうなことがあつてはならない。よく間違へることであるが「御」をつけてはいけない言葉に、知らずに「御」をつけて用ひる人があるから注意しなければならぬ。「勅語」「勅使」「令旨」「便殿」等が正しいのに、「御勅語」「御勅使」「御令旨」「御便殿」等と誤つてゐる例は多い。遣ふ人は可憐なつもりであらうが却つて不敬になるから改めるがよい。また「陛下」といふ言葉は 今上陛下にのみ申上げるのであつて

明治天皇陛下

大正天皇陛下

とは申さない。明治天皇、大正天皇が正しいので、これは相當な名士でも時々間違つてゐる位だから、われ／＼はよく注意しなければならぬ。

二、詔勅・令旨を奉讀し、御製・御歌を奉誦し、若しくは拜聽する場合には、姿勢を正し、謹嚴な態度をとる。

皇室に關する談話をなす場合はもとより、談話が皇室の御事に及ぶ場合に於ても亦同様である。

【説明】 皇室に關する談話をなす場合は勿論、談話が皇室の御事に及んだ場合も謹嚴な態度をとるやうにしなければならぬ。

三、御所・離宮等の拜觀に當つては、夫々の規定を守り、決して輕々しい言動をしない。

御物の拜觀には、特に動作を慎重にし、敬虔の態度を失はないやうにする。御遺蹟等に就いても同様である。

四、宮城前通行のときは、宮城に向つて敬禮をする。遠方の場合には脱帽して敬肅の意を表す。

御所・行在所の前を通行するときもこれに準ずる。御陵墓前通過のときもまた同じ。學校における奉安所に關しては各學校の定めるところに従ふ。

【説明】 宮城前を通行する時、遠方の場合や電車、自動車等の乗物に乗つてゐる場合は脱帽して心から敬肅の意を表することは、大抵皆行つてゐるやうであるが、中には膝を組

んだまゝとか新聞、雑誌を読みながら、または談笑しながら一寸帽子を持ち上げるだけで敬禮を行つたつもりの人々もある様である。之は必ず謹嚴な心持で姿勢を正して行はなければいけない。

御所や行在所、御陵墓前を通過する時も同様である。また各學校の奉安所の前を通る時は學生生徒、職員は勿論のこと、訪問、參觀の人達も等しく皆正しく敬禮しなければならぬ。然しこの時は最敬禮でなくても宜しい。

五、新聞・雜誌等に謹掲された皇室に關する御寫眞はその取扱ひに注意し、不敬に涉ることのないやうにする。

六、御紋章は濫りに模寫してはならない。御紋章の附いてゐるものの取扱ひは鄭重にする。

【説明】新聞雜誌等に謹掲された皇室に關する御寫眞はその取扱ひに十分注意し、かりそめにも踏んだり跨いだり、不淨なことに使用したりして不敬に涉ることのない様になければならない。

御紋章はみだりに模寫しないこと。また御紋章の附いてゐるものゝ取扱ひは氣をつけ

て鄭重にする。御紋章は菊花の花弁が正しく上下左右に十字に交つてゐるのであつて、時々模寫したものに誤つたものがある。餘程氣をつけなければならぬ事である。

第二章 拜 謁

一、單獨拜謁の場合は、御座の間の闕外で敬禮をし、御座の間にはいつて再び敬禮をする。

御座の正面に進み、豫め定められた位置にとどまつて最敬禮を行ふ。次に後退して出口で敬禮をし、闕外で再び敬禮をする。

二、兩位に對し奉つては、前項の順序により、第一位の御座に最敬禮、横歩して第二位の御座にこれを行ふ。

三、列立拜謁の一は、一同整列し出御の時に於て敬禮を行ひ、御座につかせらるるや最敬禮を行ふ。入御の時に於ても敬禮を行ふ。

列立拜謁の二は、拜謁者一同整列し、通御の時に於て最敬禮を行ふ。

四、皇族・王(公)族に對し奉りては前各項に準ずる。

第三章 御先導

一、玄關又は入口に於て御迎へ申し上げる。

二、御車御著の際最敬禮、御降車までの間上體を前に傾けて、御降車を拜して御先導申し上げる。

三、御先導は御通筋中央を、姿勢を正し、正面を向いて靜肅に歩む。

但し砂道その他にありては、中央を避け、進行方向に向つて左側を歩む。

四、御座所の手前、適當な處でとゞまり、直ちに下座に開いて敬禮、御著座を拜して敬禮して退く。

五、御説明申し上げる場合は、御前を横切らないやうにする。

六、御見送申し上げる際には、御車の御出門まで目送申し上げる。

七、皇族・王(公)族に對し奉りては前各項に準ずる。

第四章 行幸啓の節の敬禮

一、行幸啓の函簿を拜するには、御道筋又は指定された場所に整列して、靜かに御通過を待つ。

【説明】 この時の容儀、服装、態度等不敬にならない様に注意する。

二、老人や子供は、なるべく前列とし、すべて警察官・掛員の指圖に従ひ、混雜を來さないやうにする。

三、通御の時刻が近づいたら、傘をたゝみ、帽子・外套・コート・襟巻・肩掛の類を脱ぎ、姿勢を正す。

雨雪の際は、傘・外套等雨具を著用した儘拜して差支ない。

【説明】 携帶品はなるべく右手に持つがよい。

四、御車が凡そ六十米（約三十間）の距離に近づいたときに最敬礼を行ひ、上體を起して目迎・目送し奉る。

五、御召列車御通過の節は、御召列車が凡そ二百米（約二丁）の距離に近づいたときに最敬礼を行ひ、上體を起して目迎・目送し奉る。

六、坐つて拜する場合も前各項に準ずる。

【説明】 坐つて拜する場合も同様であるが、従来は最敬礼のまま顔だけあげて目迎・目送してゐたが、姿勢が見苦しいところから、前の形式に改められたのである。この點從來と異つてゐる。

七、鹵簿は、塙越・窓越又は高い位置から拜してはならない。

御通過の後は喧噪に涉らないやうに、徐ろに退散する。

行幸啓の節の敬礼に關し、特別の規定あるものはこれに従ふ。

八、皇・王（公）族の御成の節は、公式の場合は、前各項に準ずる。

第五章 神社参拜

わが國の神社は 畏くも皇室の祖廟をはじめ、わが建國の當初から皇室、國家と密接な關係を有する神神や、國家に勳功のあつた臣民をも神として崇め祀つたものである。

皇室の祖廟は同時に國民の祖廟であつて、世界無比のわが國體の精華は實にこゝにあるのである。われ／＼國民は思ひをここに致してこれ等の神々の恩恵を深く感謝すると同時に、心から崇敬の誠を盡しわが國の神社に對する敬虔の念を須臾も忽にしてはならない。

一、神社参拜に當つては、心身を清め、容儀・服裝を正しくし、崇敬の誠を致さなければならぬ。

二、神域では靜肅を旨とする。拜禮に先だつて、帽子・外套・襟卷等を脱ぎ、手を清める。但し、雨雪の際は雨具を著用した儘でも差支ない。

三、改つた場合の参拜には修祓を受ける。

拜禮は、拜座（普通の場合は拜殿の階下）に進んで、恭しくこれを行ふ。（「拜禮」参照）。

【説明】 拜禮を行ふには拜座に進んで姿勢を正し、御神體に注目して、恭しく拜禮する。

修祓を受ける場合は、修祓の詞がはじまると同時に敬禮してそのまま體を前に傾けて讀

み終つてから元に復する。次に神官が大座をもつて参拜者の前に立ち一揖する時敬禮し、體を前に傾けて祓を受けるのである。

玉串奉奠の場合は帽子を左脇に挟む



四、帽子を持った儘参拜する場合は右手に庇を持つて内側を右股につけ、神前に進んで拜を行ふ。

玉串奉奠の場合は帽子を左脇に挟む。

五、團體で参拜する場合は、一同神前に整列し、代表者一名正中の拜座に進んで拜禮を行

ふ。（代表者が玉串を奉奠する場合は、先づ奉奠して拜禮を行ふ）

一同は代表者と共に自席で列拜を行ふ。

【説明】 團體で神社を参拜するとき、指導者が號令をかけるのに「最敬禮」とよく言ふが、

これはよくない。拜禮の形は最敬禮と同様で

あるが、最敬禮といふ言葉は 天皇陛下の場

合にだけ使ふ言葉であるから、神社参拜の時

には單に「禮」といふ號令が適當である。

六、神社遙拜は、その方に向つて式場をしつらへ

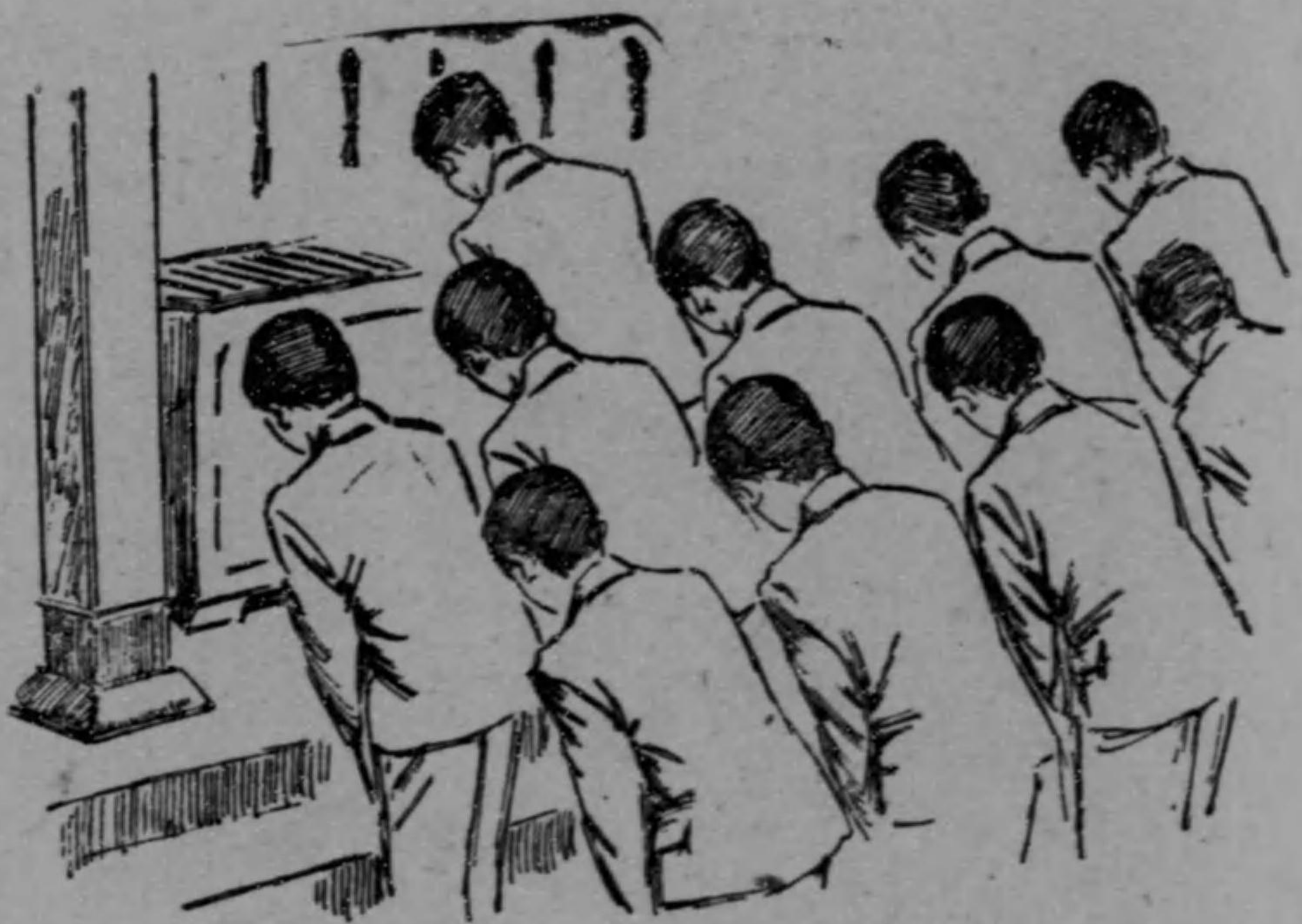
（新薦をしき案を立てる）参拜の場合と同様に拜禮を

する。團體で遙拜する場合は團體参拜の例による。

七、神社の前を過ぎるときには敬禮をする。

七、神社の前を過ぎるときには敬禮をする。

【注意】 一、正式参拜には資格服装についての規定がある。



二、忌中の者は参拜を遠慮する。

【説明】 正式参拜には資格、服装についての規定があるから、前以て承知して用意して置かねばならない。

忌中の場合の遠慮は、父母の忌の場合は五十日、祖父母の場合は三十日、妻の場合は二十日、夫は三十日、子は二十日間だから、この間は神社参拜は行はない。

第六章 祝 祭 日

本章と次の第七章とは、從來まち／＼であつた禮法を統一し、また今度新しく改められた個所が多いから特に注意して戴きたい。同時にこの兩章は昭和國民禮法の中心をなす重要な部分であることにも留意して戴きたい。

一、祝祭日には、國旗を掲げ、宮城を遙拜し、祝賀・敬肅の誠を表す。

二、紀元節・天長節・明治節及び一月一日に於ける學校の儀式は次の順序・方式による。

天皇陛下・皇后陛下の御寫眞の覆を撤する。

この際、一同上體を前に傾けて敬肅の意を表す。

次に天皇陛下・皇后陛下の御寫眞に對し奉りて最敬禮を行ふ。

次に國歌をうたふ。

次に學校長教育に關する勅語を奉讀する。

参列者は奉讀の始まると同時に、上體を前に傾けて拜聴し奉讀の終つたとき、敬禮をして徐

ろに元の姿勢に復する。

次に學校長訓話を行ふ。

次に當日の儀式用唱歌をうたふ。

次に天皇陛下・皇后陛下の御寫眞に覆をする。

この際、一同上體を前に傾けて敬肅の意を表す。

【説明】 つまり式は一切を御寫眞の御前で行ふのである。

三、天皇陛下・皇后陛下の御寫眞を拜戴してゐない學校に於ては、次の順序によつて儀式を

行ふ。

宮城遙拜。

次に国歌をうたふ。

次に學校長教育に關する勅語を奉讀する。

次に學校長訓話を行ふ。

次に當日の儀式用唱歌をうたふ。

【説明】 式において勅語奉答歌をうたふ場合は學校長訓話の前にする。

四、儀式に參列する者は、服裝を整へ、容儀を正しくし、眞心を以て終始しなければなら

ない。

五、式場に入る際は一禮する。學式中は特別の場合の外、出入してはならない。

六、儀式の始と終には、一同敬禮をする。

【注意】

一、天皇陛下の御寫眞は式場の正面正中に奉掲する。

皇后陛下の御寫眞は、天皇陛下の御寫眞の左（拜して右に）奉掲する。

【説明】 天皇陛下の御寫眞を式場の正面の正中に、皇后陛下の御寫眞は天皇陛下の左（拜

して右に）に奉掲するのは、高御座の位置が紫宸殿の中央に南面してをり、高御座の左

が東で陽の方にあたり、第一の御座としてあるからである。

明治節の時には、明治天皇の御寫眞は天皇陛下の右（拜して左に）に奉掲する。

これ等は今度新しく定められた點で、學校その他御寫眞を奉掲してあるところではこ

の様に改められなければいけない。

二、勅語曆本は相より出し、小蓋又は臺に載せ、式場の上座に置くを例とする。

三、勅語 讀に當つては、奉讀者は特に容儀・服裝に注意し、豫め手を清める。（フロツク

コート・モーニングコート及び和服の場合は手袋は着用しない）曆本は丁寧慎重に取扱ひ、奉

讀の前後に押戴く。

【説明】 従來は奉讀に當つてよく白手袋を着用してゐたが、フロツコート、モーニングコ

ート國民服及び和服の場合には手袋を用ひない。

四、勅語奉答の歌をうたふ場合は、學校長訓話の前にする。

五、勅語奉讀・訓話等は御寫眞を奉掲する場合は、御前を避け、しからざる場合は正面の中央で行ふ。

六、皇后陛下御誕辰・皇太后陛下御誕辰を賀し奉る儀式を行ふ場合には、凡そ祝日に於ける儀式に準じて順序・方式を定める。

遙拜式・勅語奉讀式・入學式・卒業式又は記念式等學校に於ける諸儀式に就いても亦同じ。

七、學校以外の團體の行事は、適宜前各項に準じて行ふ。

【説明】 從來學校によつては勅語謄本を箱に入れて三方に戴せて出すところがあつたが、

三方は食物を神に供へる時に用ひるものだから絶対に用ひてはならない。

勅語奉讀や訓話等をなす時、御寫眞を奉掲する場合は御前を避け、奉掲してない場合は正面の中央で行ふ。

皇后陛下御誕辰、皇太后陛下御誕辰を賀し奉る儀式を行ふ場合には、凡そ祝日における儀式に準じて順序・方式を定める。

【説明】 日の丸の國旗は大日本帝國を代表する大切な標識であるから國民たる我々は常にこれを尊重して、何處にあつても時宜に應じて正しい國旗を掲揚するやうにしよう。眞黒に汚れた國旗や、ボロボロになつた國旗（特別の場合を除いては）を掲げることは國民の恥である。

第七章 軍旗・軍艦旗・國旗・國歌・萬歲

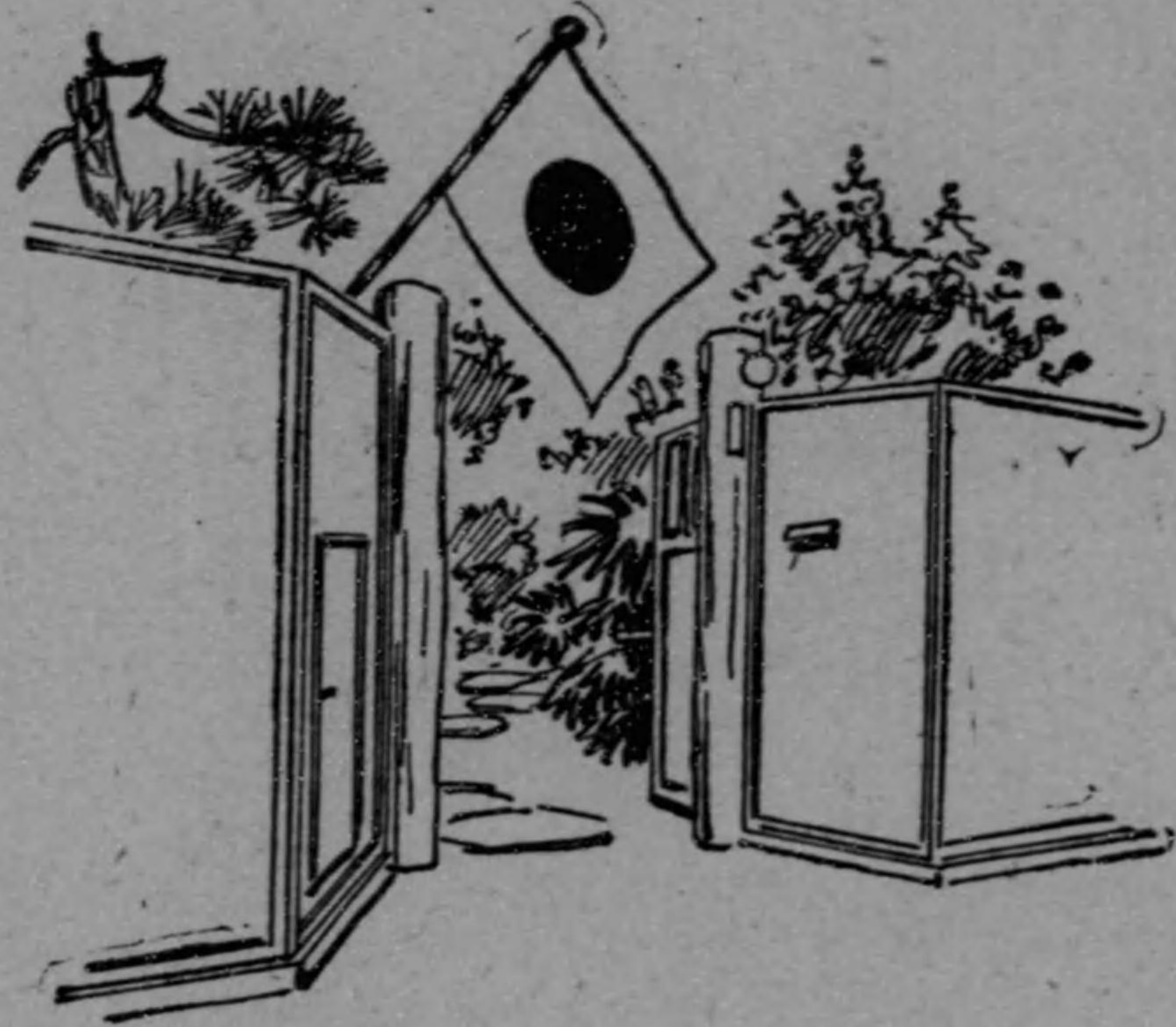
一、軍旗、軍艦旗に對しては敬禮を行ふ。

【説明】 軍旗及び軍艦旗は陸海軍人の精神で、これを奉戴する軍隊では大元帥陛下に對し奉ると同様に敬虔の念をもつてこれを尊重するのであるから、一般國民も齊しく敬意を拂ひ、道で軍旗、軍艦旗に會つた時は敬禮をする様にする。

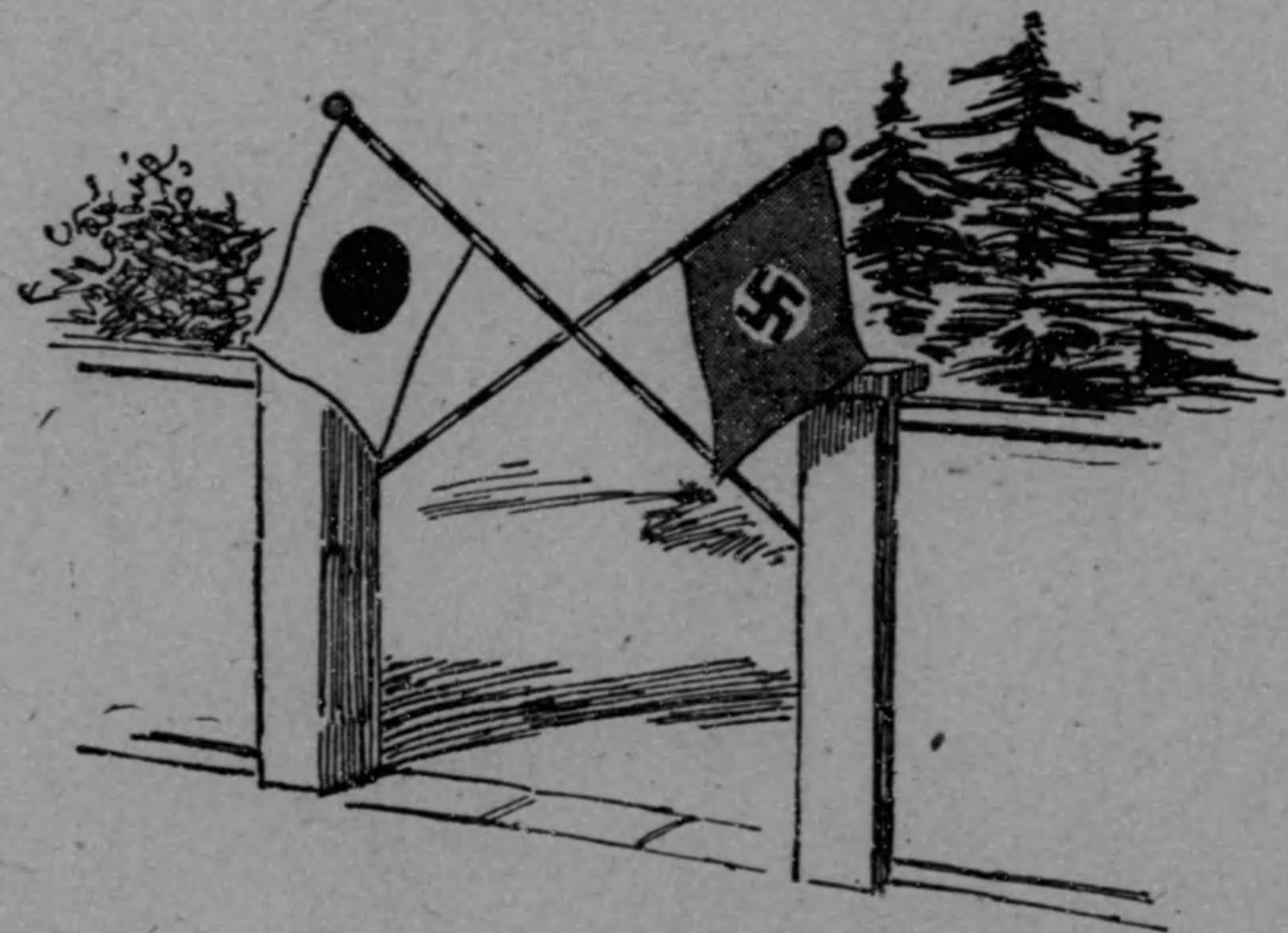
二、國旗は常に尊重し、その取扱ひを鄭重にする。汚損したり、地に落したりしてはならな

5。

【説明】 日の丸の國旗は大日本帝國を代表する大切な標識であるから國民たる我々は常にこれを尊重して、何處にあつても時宜に應じて正しい國旗を掲揚するやうにしよう。眞黒に汚れた國旗や、ボロボロになつた國旗（特別の場合を除いては）を掲げることは國民の恥である。



方 げ 掲 い し 正 の 旗 國



合 場 る す 又 交 と 旗 國 の 國 外

三、國旗は祝祭日その他公の意義ある場合にのみ掲揚し、私事には掲揚しない。
特別の場合の外夜間は掲揚しない。

四、國旗はその尊嚴を保つに足るべき場所に、なるべく高く掲揚する。

國旗掲揚の場合



門口には單旗を本體とし右側（外から向つて左）に掲揚する。

二旒を掲げる場合は、左右に並立する。

室内では旗竿を用ひないで、上座の壁面に掲げててもよい。

【説明】 わが國では左側を上座とするため、従來は國旗を門口の左側に掲揚してゐたが、今度からの新禮法によつて右側（外から見れば向つて左となる）に掲揚することに改め

られたから間違はない様に注意する。

五、外國の國旗と共に掲揚する場合は、我が國旗を右（外から見ても左）とする。旗竿を交叉する場合は、我が國旗の旗竿を前にし、その本を左方（門外から見ても右）とする。

二ヶ國以上の國旗と共に掲揚する場合は我が國旗を中央とする。

【説明】 わが國旗を中央にして右からアルファベット順に外國旗を掲げる。

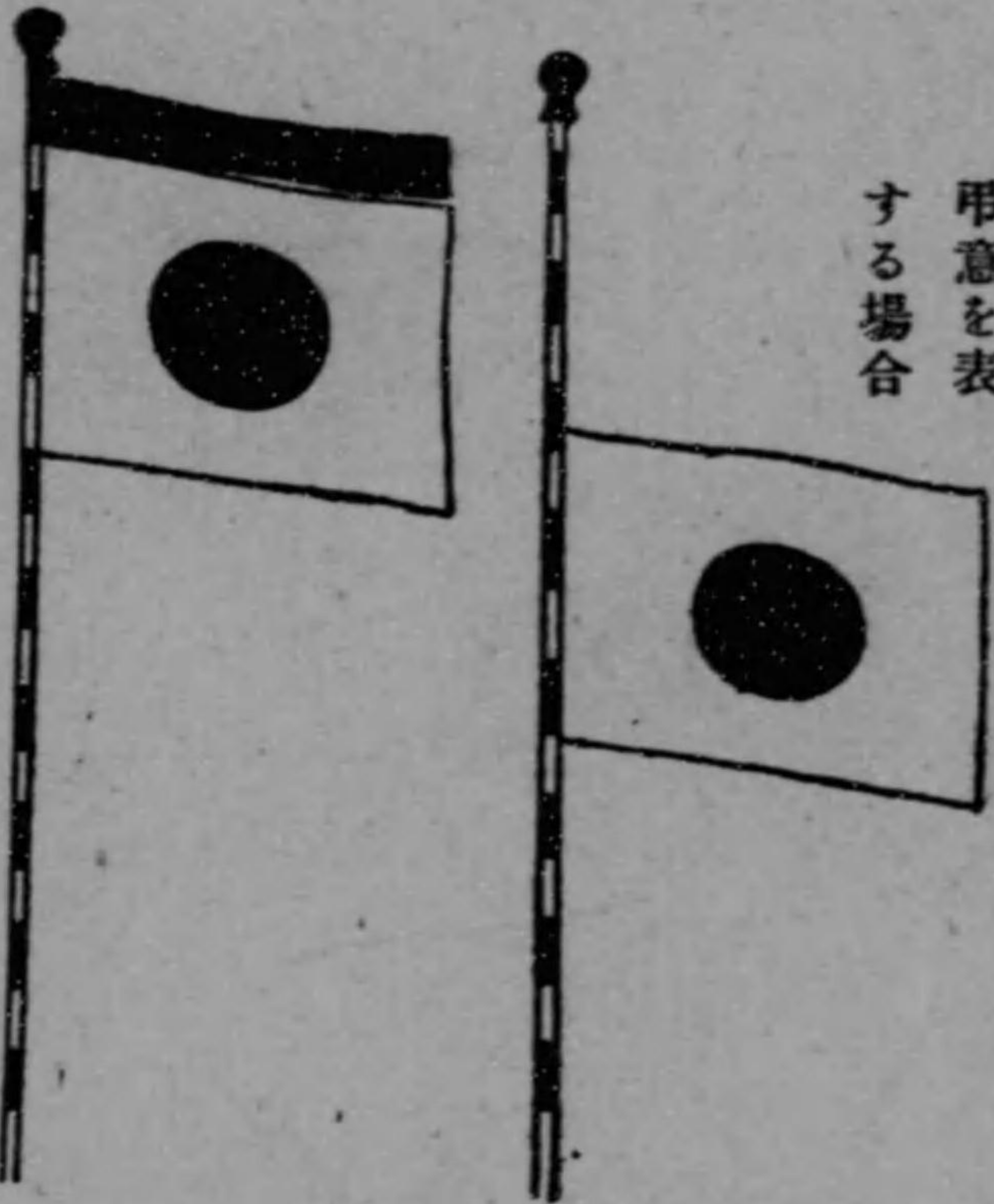
六、旗布の上端は旗竿の頭に達せしめ、竿頭に球などのある場合は、これに密接せしめる。

七、團體で國旗の掲揚を行ふ場合は、旗竿に面して整列し、國旗を掲揚し終るまで、これに注目して敬意を表する。國旗を下す場合もこれに準ずる。

【説明】 學校などのやうに團體で國旗掲揚を行ふ場合は一同旗竿に向つて整列し「氣を付け」をし、四人乃至五人の者が小蓋に國旗を捧持して来る。引揚げる時「國旗に注目」の號令をかけ「國旗に敬禮」とは言はない。掲げ終れば「直れ」をし、國旗を掲げる人が列に戻つてから「休め」をする。

國旗を掲揚する際、地面に垂れないやうにする。掲揚する場合、國歌を歌つたり最敬禮や敬禮はしないのが本當である。

弔意を表する場合



八、弔意を表するために國旗を掲げる場合は、旗竿の上部に、旗布に接して黒色の布片を附ける。球はこれを黒布で蔽ふ。又竿頭から凡そ旗竿の半ばに、若しくは凡そ旗布の縦幅だけ下げて弔意を表することもある。

九、國歌をうたふときは、姿勢を正し、眞心から實詐の無窮を壽ぎ奉る。

國歌を聴くときは前と同様に謹嚴な態度をとる。

【説明】 國歌を歌ふに當つて姿勢を正すといふことは當然なことで、是は歌ふ場合でも聴く場合でも全く同様である。陸海軍、警察等には規定があるが、國民一般もよく守るやうにしなければならぬ。

国歌の吹奏、合唱又は齊唱などの場合には、回数は必ずしも一定してゐないが、一般の儀式の場合、特に國際の場合には普通一回である。學校の儀式は長い習慣で二回うたふことにしている。

一〇、外國の國旗及び國歌に對しても敬意を表する。

一一、天皇陛下の萬歳を奉唱するには、その場合に於ける適當な人の發聲により、左の例に従つて三唱する。



天皇陛下萬歳 唱和(萬歳) 萬歳 唱和
 (萬歳) 萬歳 唱和(萬歳)

一二、萬歳奉唱に當つては、姿勢を正して脱帽し、兩手を高く舉げて力強く發聲、唱和する。最嚴肅なる場合は、全然手を舉げないこともある。

【注意】

一、國旗は他の旗と共に同じ旗竿に、掲揚しない。

二、國旗を他の旗と並べて掲揚するときは常に最上位に置く。

三、外國の元首又はその名代の奉迎等、若しくは特に外國に敬意を表すべき場合に限り、その國の國旗を右(外から見ると左)とする。

【説明】 よく萬國旗を一本の綱につけて裝飾に用ひてゐる商店などがあるが、これはよくないことであるから直ちに廢止する。

四、行事のために國旗を掲揚した場合は、その行事が終れば下さるがよい。

【説明】 こゝに行事といふのは、例へば學校若しくは團體が特殊の理由の下に國旗を掲揚する場合とか、或は學校に於ける卒業式、或は市町村に於て市葬・町葬・村葬が行はれるといふ様な場合を指したものである。

五、皇族・王(公)族の萬歳を唱へ奉る場合、若しくは大日本帝國萬歳を唱へるときは三唱とする。外國の元首若しくは國家に對する場合もこれに準ずる。

その他はすべて一唱とする。但し幾回か繰返してもよい。

【説明】 皇族・王(公)族の萬歳または大日本帝國萬歳を唱へるときは三唱といふが、普通の人のときには「某君の萬歳を三回唱へます」といつて、三唱と云つてはいけな

六、萬歳唱和後は、拍手・談笑等喧噪に涉ることのないやうにする。

七、萬歳唱和を以て祝はれた人は、謹んでこれを受ける。

【説明】 天皇陛下の萬歳を唱へ奉る場合は三唱し、皇族王(公)族の御方々の萬歳を唱へ奉る場合にもこの形によるべきであるが、其の場合はこの三唱の形は用ひない方がよい。これは最敬禮が、天皇陛下に對し奉る敬禮であると考へたのと同じの趣旨である。一般の場合は前述のやうに單に一回に止まらないで二回三回繰返して差支ない。例へば「何々君萬歳(萬歳唱和)」といつて、一回萬歳を唱へた後に、更に「何々君萬歳(萬歳唱和)」といふやうな形で唱へるのがその例である。

八、萬國旗を裝飾に用ひてはならない。

家庭生活に關する禮法

禮法といふものは、公式の席上ばかり行ふ固苦しいものと考へるのは間違ひで、常住坐臥、すべてわれわれが家庭で行つてゐる日常生活が、禮法の根本をなすものである。のはいふまでもない事である。

きちんとした社會生活が行はれるには、日常生活の禮法が各家庭の中で自然に覺え込まれ行はれることが必要である。實に家庭生活の禮法は社會生活の禮法の基礎となる重要な禮法である。従つてそれを理解會得させるには子供の時から知らず知らずの間に覺え込ませる父母の禮法教育が一番大切である。日常禮法は儀禮のやうにやかましくはないが、たゞ常に落着いて靜かに動作することが大切である。

第八章 居常

一、神明を敬ひ 祖先を崇び、朝夕必ず神棚・靈位等を拜する。

【説明】 神棚には皇祖天照大神を祀り奉る。我が國民たるものは何れの家庭にも於ても必ず神棚をしつらへて丁寧に祀り、朝夕家族一同敬虔の念を以て拜さなければならぬ。

佛壇には佛像と先祖の位牌とを安置する。基督教や其他の場合でも我が國民たるものは、齊しくこれと同様の精神を以て祖先を崇拝しなければならぬ。

神棚には米・酒・鹽・水・榊・燈明等を供へる。

佛壇には花・燈明・香・線香と、茶湯・飯・果物・菓子等を供へ、なほ祖先の好物なども供へる。

拜禮は家長から順に幼者に及び、拜み方は「拜禮」の章による。

二、父母、長上を敬ひ、言語動作を鄭重にする。

弟妹その他の者に對しても、輕んじたり、高ぶつたりする態度があつてはならない。

【説明】 圓滿な楽しい家庭生活を營むためには、家人が一致協力して親しい中にも禮儀を守り、神明を敬ひ、祖先を尊び、目上を尊敬し、目下をいたわり、秩序正しい生活をするやうに努力しなければならぬ。その爲には、毎朝、毎夜、神棚、佛壇等に向つて拜禮をして、家庭の大本たる敬神崇祖の精神を啓培することが大切である。

三、起床、就寢の際には、父母、長上その他の人々に挨拶をする。

【説明】 朝起きたらば寢具をしまひ、容儀を整へ、神棚・靈位を拜して後、父母・長上に挨拶をする。又目下の者に對しても先方の挨拶のみを待たないで自分からやさしく聲をかけるがよい。又寢具は正しく疊み押入へ順序よく仕舞ふ。

就寢の前には、朝に準じて長上を始め家人に夜の挨拶をなし、身の廻りの物を整頓してから寢に就くやうにする。そして寢に就くときは、必ず一日の事を反省して、感謝の念を持つて氣持よくやすむのがよい。

四、家の内外は朝夕清掃を怠らないやうにする。

五、常に髪、顔、手足等を清潔にし、食事の前などには手を洗ふ。

六、食事は時刻を一定し、なるべく一家打揃ひ團樂して行ふ。

【説明】 朝起きる時や、夜寝るときは父母、長上その他の人々に挨拶する習慣をつけるがよい。又一家の食事は時刻を一定して揃つて團樂して行ひ、特別の用事のない限り、朝寝坊などでバラ／＼に食事をしない。これも些細なことのやうであるが一家協力のあらはれであり、家庭生活の圓滿を期する上に大切なことである。

七、衣服は正しく着用し、帽子は正しくかぶる。

常に鼻紙、手巾の類を用意する。

八、男子學生・生徒の和服で外出するときには、制帽および袴を著ける。

九、外出の際は、父母・長上等に行先や歸宅の時刻等を告げて挨拶をし、歸宅の際も亦挨拶をする。歸宅が後れるやうな場合には、なるべく早くその旨を知らせるがよい。

一〇、父母・長上の外出・歸宅の際は、送迎の挨拶をする。

一一、途上て父母・長上を始め、近隣の人・親戚・知人・友人等に逢つたときは挨拶をする。

一二、父母長上と同行の場合、父母・長上が挨拶する人に對しては、自分が直接知らないでも、敬禮する。

【説明】 長上と同行の時は、自分の知人に途中で行逢つても挨拶する程度にとどめ濫りに談話をしてはいけない。況んや長上を待たせて長く話すが如きは失禮である。又、同行の長上に對して敬禮する人がある場合は敬禮しないでもよい。然し父母・長上が挨拶する時は、自分が直接知らなくても敬禮する。ソツポを向いて知らぬ顔をしな

す。

一三、登校・下校・出勤・退出等の際は、長上や友人に挨拶する。構内で長上に行逢つたときは、敬禮するがよい。

【説明】 構内で行きあつたときは數歩手前で立止つて敬禮または會釋をする。狭い廊下などで長上に行き逢つた時は左側によけて止まり會釋して通過を待つがよい。亦階段のところならば引返して長上の通過を待ち、其の場合では左側によけて止まる。

一四、物を大切に取扱ひ、整理・整頓に意を用ひる。物の置き方や履物の脱ぎ方等もなほさ

りにしてはならない。

一五、濫りに人の物に手を觸れるのは禮でない。

一六、物品の貸借は慎重にする。用済の後、速かに返戻して謝意を表す。

【説明】履物を脱ぐ時などキチンと揃へる。濫りに人の物に「アラいゝですネ」などといつて手を觸れるのは禮ではない。亦、よく傘や本など借りつばなしにする人があるが、貸した人に迷惑をかけるばかりでなく、その人のだらしなさを物語るもので、相手にされなくなる。

一七、入浴の際は、流し場や湯を汚さないやうに注意する。

一八、便所は使用后、特に注意して汚れを留めないやうにする。

一九、どてら・湯上り衣・簡単衣等で外出してはならない。

二〇、化粧は目にたゝない程にする。殊更につくり過ぎるのはよくない。人の目につく所で化粧をしたり、服装をなほしたりしてはいけない。

【説明】よく電車や集會などで、人前も憚からずパフでボン／＼鼻の頭をたゝいたり、ス

カートをまくり上げてストッキングなどを直してゐる婦人を見受けるが、これは實に見つともないもので、その婦人の人がらが分り蔑まれる。

第九章 屋 内

一、室にはいるときは、襖・障子の外から一應斷る。

洋室ならばノックして許を得る。

【説明】他人の室に入る時は襖・障子の外から「御免下さい」といつて一應斷つてから開けて入る。いきなりガラリと開けるのは失禮である。

洋室ならノックして許を得てから開ける。ノックは軽くコツコツと二つ打つ。中から「ハイ」「おはいり」等の返事があつてからはいる。返事のない時は再びノックするもよい。

二、襖・障子は跪坐して開閉する。

【説明】襖や障子の開閉の方法は、日常禮では「立つたまゝで開閉しない」といふだけで



襖・障子の開け方

あるが、やはり姿や動作が醜くならぬやう、いつも落付いて静かに美しくすることが大切である。立つたまま、で開閉してはならないのは、室の中に人が坐つてゐるときに、こちらが立てあけては失禮になるからで、室の中に人がゐるかどうかわからぬ時でも一應跪いてあけなければならぬ。

三、室にはいつたら敬禮する。長上に對しては、次の間又は敷居際で先づ敬禮する。

四、襖、障子をあけて室内にはいつた場合には、これを閉じた後に敬禮する。扉の場合も同様である。

五、室にはいつたときに、先客があれば敬禮する。その室に主人がゐれば、先づ主人に

次に先客に對して敬禮をする。

六、腰を掛けてゐるとき、長上が室にはいつて来た場合には、椅子から起つ。

七、座席については、主人の勸に従ふ。遠慮に過ぎるのは、却て禮でない。

【説明】 室にはいつたとき、その室に主人がゐれば先づ主人に、次に先客に敬禮するのが順序で、腰を掛けてゐるときに長上がはいつて来たなら、椅子から起つて挨拶する。坐席につく時、あまり遠慮して何回も何回も勸めるのに遠慮するのは却つて失禮である。

八、床のある方を上坐とする。床のない場合は入口より遠い方又は正面を上座とする。

洋室では壁爐のある方を上座とする。ない場合は入口より遠い方又は正面を上座とする。

九、物を跨いだり踏んだりしてはいけない。敷居や疊の縁は踏まないやうにする。

一〇、人の前は通らないやうにして後方を廻る。己むを得ないときは許を得て通る。

一一、長上の前では座蒲團(茵)を敷かない。敷くには許を得てからにする。椅子も許を得てから掛ける。長上より先には掛けない。

一二、洋服着用の場合は、許を得て樂に坐ることもある。

- 一三、挨拶をするときは座蒲團をはづす。此のときは下座におりる。
- 一四、坐つた人に對しては、必ず坐つて應對、授受する。答禮の場合もこれに準ずる。
- 一五、女子が一人である室には、男子は、近親の者以外は、はいつてはならない。用事は室外で辨する。已むを得ず室にはいる場合には、扉・襖を閉ぢない。女子の男子に對する場合もこれと同様である。

【説明】特に氣をつけなければならぬことで、女子が一人でゐる室を訪れる場合は男子は近親以外の者は入つてはならない。用事は出来るだけ室外ですますがよい。若し止むを得ない時は入つてもよいがその時は扉・襖を閉ぢないで、外から見えるやう開放して置く。女子が男子の室を訪れる時も同様である。結婚日を間近にひかへた娘さんが、かういつた些細な不注意から誤解を受けて破談になつた例もあるから、李下に冠を正さない態度が肝要である。

- 一六、履物は常に清潔に保ち、靴はよく磨く。履物は丁寧に拭ひ、屋内を汚さないやうにする。脱ぐときは揃へておく。

- 一七、廊下は靜かに歩き、必要以外には走つてはならない。高聲の談話は慎む。

【説明】一般に廊下の歩き方に注意が拂はれてゐないが、學校でも生徒は廊下を必要以外に走らぬ様に注意する。

- 一八、長上に行逢つたときは、場合に應じて、敬禮または會釋をする。

【説明】廊下で目上の人にあつたら、その日のうちに度々あふ人であっても、その都度會釋して通るやうにしたい。學校では立ち止つて一々正しく敬禮する様にきめて居る所もある。

で左側に立止まり、敬禮の後、長上が歩み始めてから歩く。



一九、狭い廊下などで長上に行逢つたときは、

左側によけてとどまり、會釋して通過を待つ。階段では二三段の處ならば引返して長上の通過を待ち、その他の場合は左側によけてとどまる。

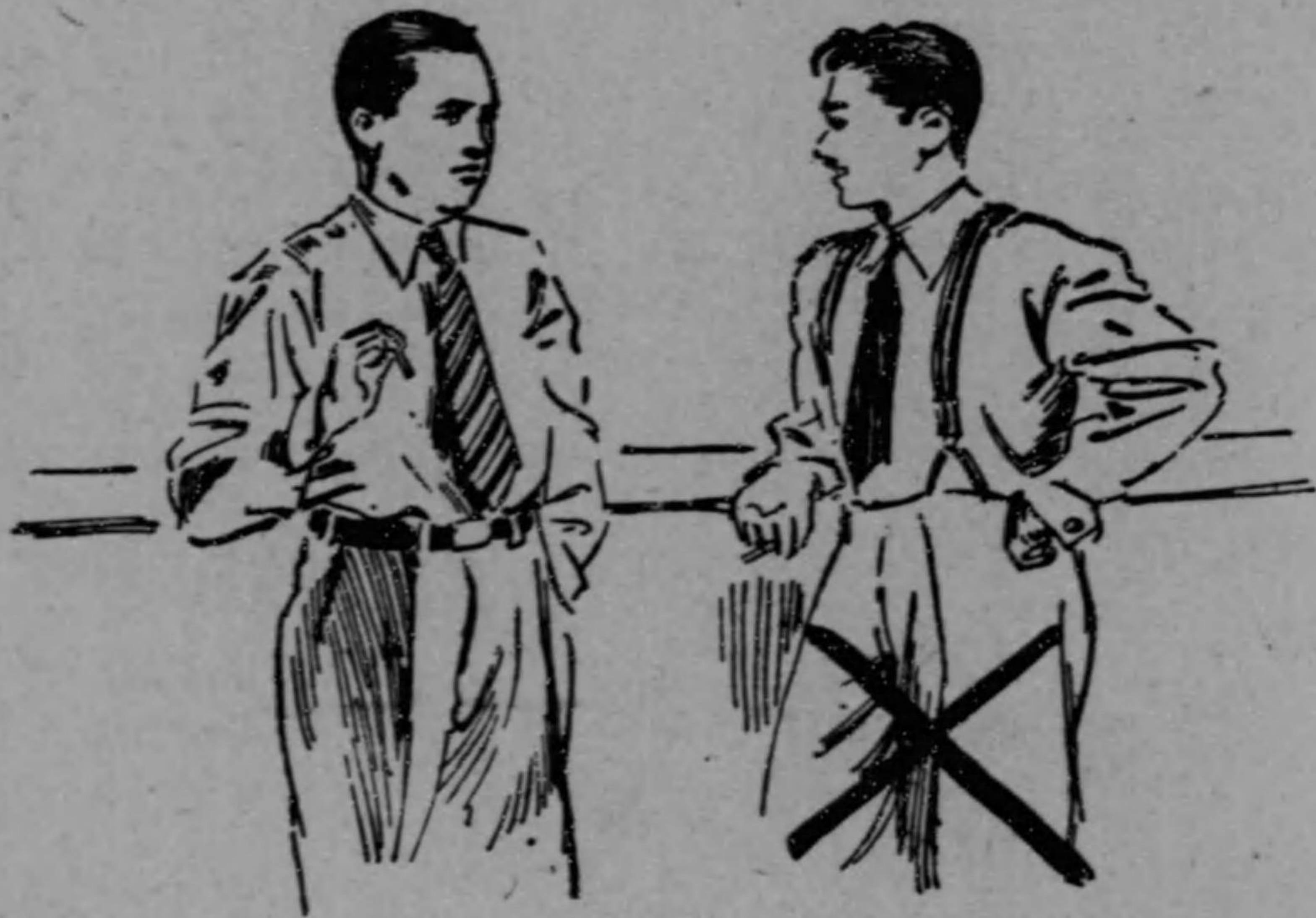
二〇、濫りに長上を追越してはいけません。必要のときは挨拶をして通る。

【説明】 追越さねばならない時は挨拶をして通る。然しこの時、襟巻、外套、コート等は脱ぐに及ばない。



第十章 服装

一、服装は簡素・清潔・端正を旨とする。



第十章 服装

【説明】 服装はその人の心持を正しく表はすものであるから簡素・清潔・端正にしなれない。華美なけばくしい服装は心の矯つた上ツ調子な人、軽卒な重みのない人と思はれるし、徽章をわざとへし曲げたり帽子をあみだにかぶつたりしてゐる學生は眞面目な學生ではないと見られる。學生、生徒は外出する時は制服制帽が普通であるが、和服で外出する時は制帽及び袴をつける。

一般の人の洋服で、暖くなるとチヨツキを着ないやうになるが、その時はズボン吊りはせずバンドを締るのが禮儀である。ズボン吊りを人に見せるのは外國人は殊に嫌ふか

ら注意する。

二、公私の儀々の場合の服装は服制による。

服制によらない制服、業務による服装も禮服として用ひる場合がある。

三、喪服及び喪章は制規、慣習に従つて着用する。喪服には喪章を用ひない。

【説明】最近では盛んに喪服を着用するやうであるが、これは喪服の濫用ともいふべきで喪服は近親の者か親しい人の場合の外は着用しないのが本當で、普通の場合は平服に喪章をつければよい。

四、男子の服装については左の點に注意する。

- (1) 國民服は從來背廣服その他の平常服を着用した場合に着用するのを例とする。國民服禮装は國民服を着用し、國民服儀禮章を佩びる。國民服禮装は、從來燕尾服、フロツクコート、モーニングコートその他これに相當する禮服を着用した場合に着用するのを例とする。
- (2) フロツクコート、モーニングコートには折返しのスボンは用ひない。ソフトカラー、

白手袋・赤革の靴・帶革も用ひない。

- (3) フロツクコート、モーニングコートのネクタイは蝶形を用ひてはいけない。色物結下げとする。喪服の場合の外黒ネクタイは用ひない。
- (4) 長上に對しては固より、改つた場合の訪問、接客には袴をつけるがよい。
- (5) 暑中でも肌着を用ひず、又は素足の儘で人を訪問したり、長上の客に接したりしない。

五、女子の服装については左の點に注意する。

- (1) 高貴の前又は儀式の場合には、羽織は用ひない。紋附の羽織でも著るのは禮でない。
- (2) 薄物を著るときには、殊に襦袢・肌著等に注意しなくてはならない。

【説明】薄物を着るときは特に注意して、下品でなく、露骨でない様に注意する。婦人の腰部切などの犯罪も一つは婦人の方にも罪があることを忘れないで注意すべきである。

- (3) しごきや細幅帯等の儘で人の前に出てはならない。
- (4) 洋装の場合、外出には晝は帽子を用ひる。帽子は禮服及び訪問著の場合の外、男子の例による。

【説明】 婦人が洋服で外出するときは、晝は帽子を用ひる。イヴニング、アフタヌーンや、ヴィジツテイニング・ドレス、またはスーツのやうなきちんとした正式の洋装をした時には帽子は一種の飾りであるから、神佛を拜するときにも帽子はとらない。とると却つて失禮になる。然し正式の洋装以外には帽子をとるのがよい。髪の毛の亂れを防いだり、目を防ぐ爲の帽子、ピケ又はベレのやうなものは拜禮、室内などでは必ず脱ぐ。

(5) 學校の制帽並にこれに準ずるもの及び外套の著脱は、男子の例による。

【説明】 女學生などの制帽は神前、佛前、室内ともにとる。

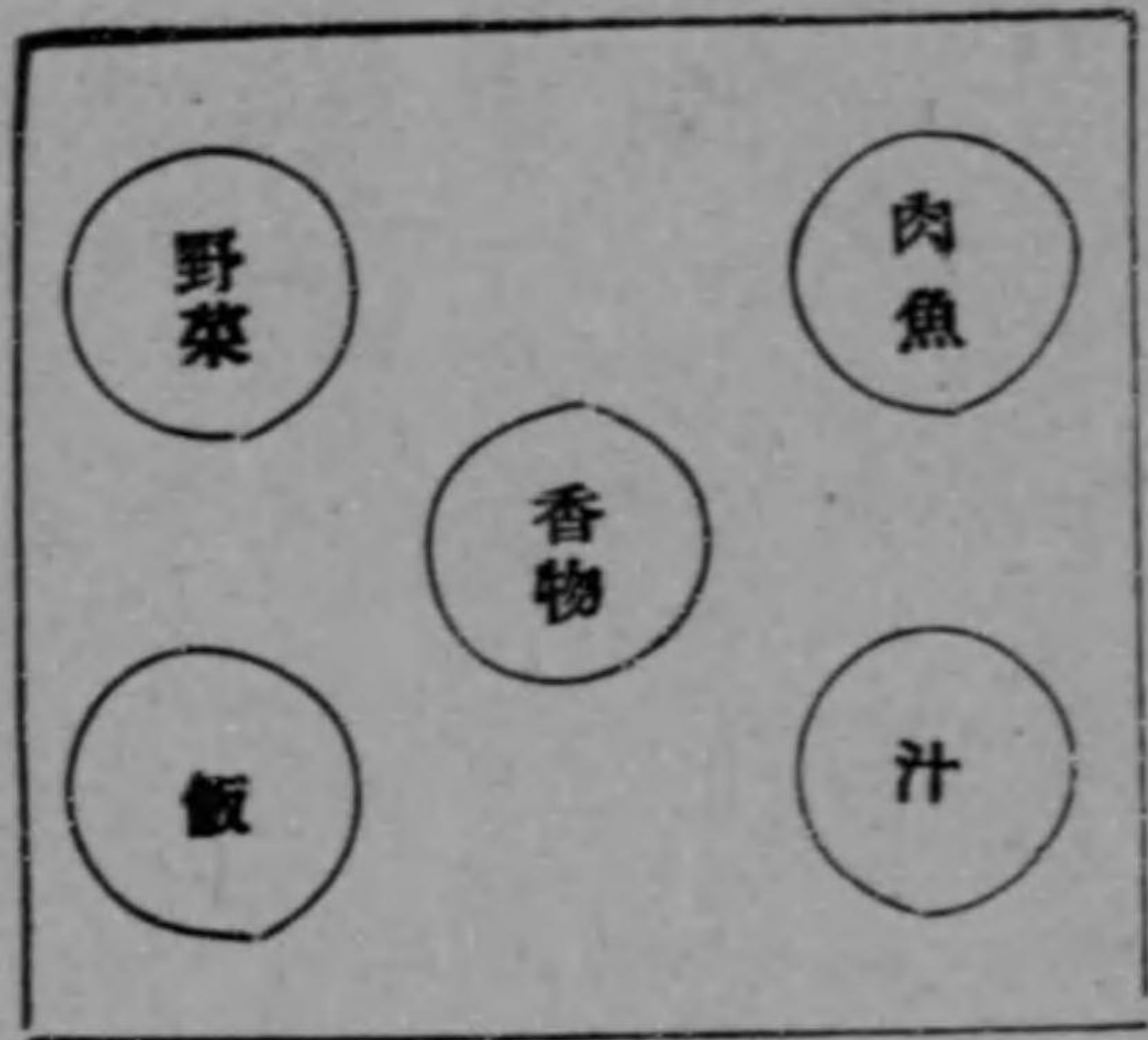
(6) 下著は常に完全にする。輕装の場合特に注意を要する。

(7) 改つた場合にはスエターの類は用ひない。

第十一章 食事

一、食事には容儀を整へ、姿勢を正しくする。

【説明】 食事で大切なのは、儀式とか饗應とかの場合の、むづかしい作法よりも、毎日三度の食事の作法である。稀にあるそんな場合よりも日々の食事の方が大切である。日常の食事の作法は極めて簡単なものであるが、それが基本となるのである。此の基本さへよく身につけてゐたならば、どんな場所に出ても又儀式、饗應に出ても恥をかくやうなことは決してない。立派に臆することなく、手順よく、又品よく食事することが出来るのである。



上圖が、日常一般の標準となる一汁三菜の場合であつて之に就いて説明する。これをしつかりと心得てをれば、一汁でも亦二汁五菜或はそれ以上の場合でも、同じ様に誤りなく食事することが出来るのである。

食事の時は、髪形をととのへ、著物を正しく身につけて正しく坐り、或は正しく腰を掛ける。食事の時は何事をしてゐてもすぐに止めて食卓につく様に心掛けなくては

ならない。家庭に於てはなるべく食事の時間を定めておいて、家族の者が皆規律正しく之を守る習慣をつけるのがよい。

二、食事の前には手を清める。

【説明】「病は口から」といふ諺のとほり手は清潔にしなければならぬ。食事の前には必ず手を洗ふやうにすることは、誰もが知つてゐることでありながら行はれてゐないから實行する。

三、食事は凡そ左の順序・方法による。

(1) 一禮する。

【説明】御飯の前後には黙つて一禮するか、前に「戴きます」後に「御馳走様です」と挨拶すること。これも知つてゐながら行はれてゐないやうである。

(2) 飯椀の蓋をとる。蓋は左手で取り。上向にして左側に置く。

【説明】蓋は左手で糸底を撮んで取り、右手を添へて左手に持ち直し、上向にして飯椀の左側(膳の外)に置く。

飯が主食物であるから、先づ飯椀の蓋から取るのである。

蓋は片手で取つてもよいが、少々丁寧にする場合には右手を添へるのである。

飯椀が伏せてあつたならば、左手で起す。

(3) 汁椀の蓋は、右手で取り、上向にして右側に置く。

【説明】汁椀に左手を添へ、右手で蓋の糸底を撮んで取り、左手を添へて右手に持ち直し、上向にして汁椀の右側(膳の外)に置く。

(4) 飯の給仕を受けるには、飯椀を両手で出し、通ひ盆の上に置く。

時によつては片手でよい。

【説明】最初盛るときは、長幼の順序にすべきもので、目下の者が長上を差指して先に出して盛つてもらふものではない。

(5) 飯椀を受取つたら、一日膳の上に置く。

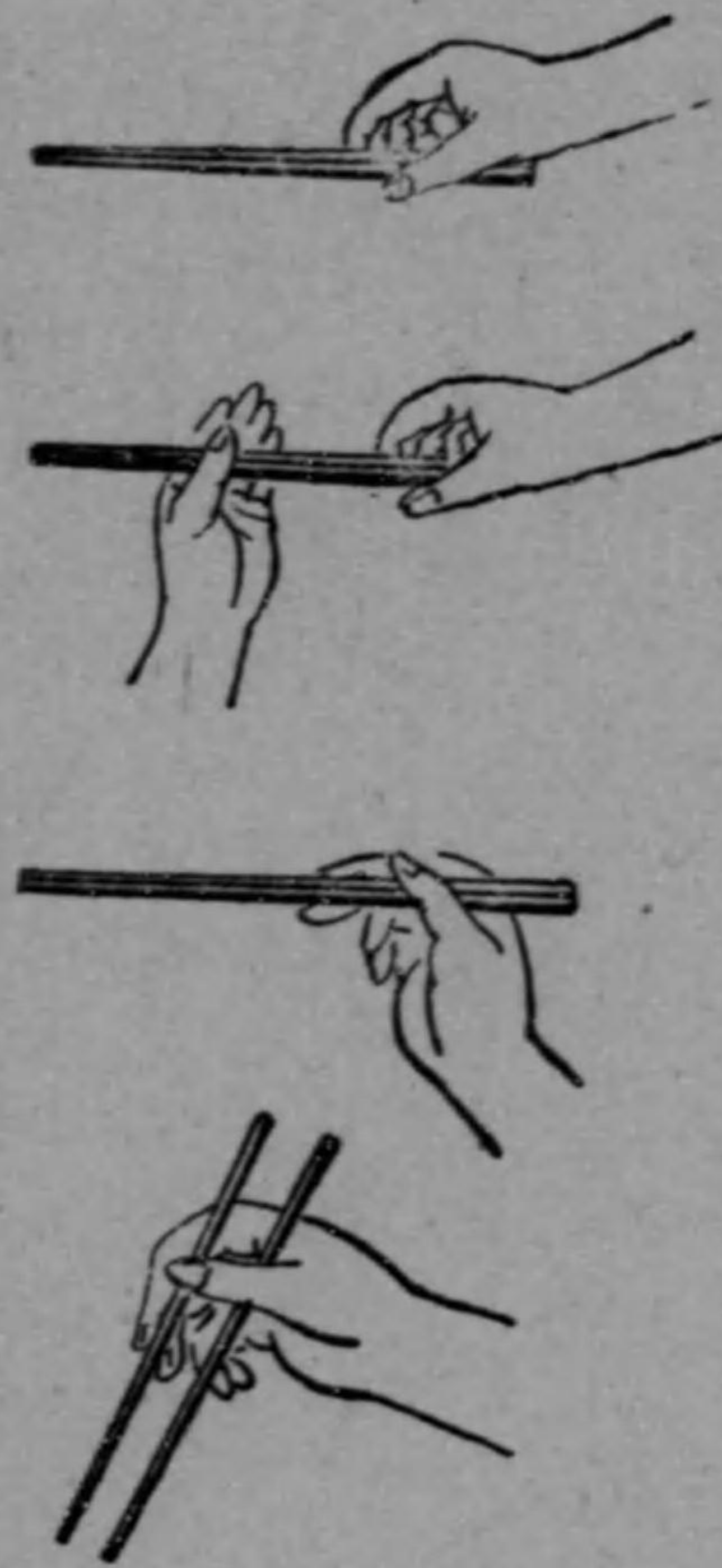
(6) 右手で箸を執り、左手を添へ、揃へて持つ。

(7) 飯椀を取上げ、一口二口たべる。

(8) 汁を一口汲ひ、實をたべる。

【説明】 汁を一口吸ひ、實を食べ、汁を一口吸ふ。吸ふ音や飲み込む音をさせないやうに注意する。

(9) 次に飯をたべ、汁又は右の方の菜に移る。あとは香の物以外は、適宜に何をたべてもよい。但し、菜から菜に渡つてはならない。必ず飯をたべてから、次の菜に移る。



【説明】 菜から菜に移つたり、どれを食べようかなどと迷ひ箸などしたりするのも、下品で體裁

が悪い。例へば飯と汁、飯と汁と菜、飯と菜といふ様に交るゝ食べる。

(10) 飯の替りのときには、飯碗の中に飯を一口程残す。箸は膳の縁に掛けて置く。

【説明】 御飯のおかはりをするときには、まだ終らないしとして飯を一口位残して置く

又お湯をもらふときは一粒も残さずに食べる。これは給仕する人に、おかはりか、お湯か一目でわかる様にする爲である。

(11) 飯・汁の再進をうけたときは、一旦膳の上に置いてから、取上げてたべる。

(12) 飯の終つたときは、飯碗の中に飯が一粒も残らないやうにし、湯茶をうける。香の物はこの時たべる。この際、なまぐさはたべない。

【説明】 湯・茶漬は初めからすべきものではなく、するならば最後に少し残つた飯に湯又は茶をもらひ受けてする。

湯茶を飲む前に、香の物を食べて口中を清める。従つてこの際なまぐさものは食べない。香の物は二切、四切と偶数につける。一切、三切等をつける事を嫌ふ。

香の物は、湯を飲む前に食べるべきものであるが、日常簡単な菜で食事をするときは香の物も菜として飯の間に食べる、が他に色々菜があるのに、初めから香の物を食べてはいけない。殊に客としては失禮である。

(13) 箸はちよつと飯碗の湯茶に入れて清めておく。

(14) 湯茶を飲むには左手で飯椀を取上げ、右手を添へて飲む。

(15) 終つて蓋をする。箸は膳の縁にかゝらないやうに置く。

【説明】 蓋をするには、後に取つたものから先に蓋をする。即ち初めに蓋をとるのは反對である、左側のもは先づ左手でとり、右手を添へ左手に持ち直してする。右側のもも之に準じてする。食べ終るや否や食器を重ねて始末するのは却つて禮でない。

(16) 一禮する。

【注意】

一、箸は長上が執つた後に執る。

二、箸や椀はその持ち方を正しくする。

【説明】 飯椀の持ち方は次の(甲圖)が綺麗に見えて婦人に適當である。(乙圖)の中指と薬指との間に糸底を挟み、拇指を軽く縁にかけたもの、(丙圖)の中指を糸底に入れ、拇指は軽く縁にかけたもの、以上の三つはよいが、(丁圖)は見苦しいから止める。

三、右側のもは右手で取上げ左手に移してたべる。左側のもは左手で取上げる。

飯椀の持ち方



【説明】 こゝで右側、左側といふのは正面にある膳(本膳の如く)以外

の右側、左側のを云ふ。尤も正面の膳(本膳)にある汁の如きも、丁寧にすれば、右手で取上げて左手に移すのであるが、日常には一々その様にしなくともよい。

四、頸を曲げたり、こどもかかつたりしてたべない。

五、汁椀を置いた儘、汁の實をたべてはいけない。

六、すべて音をたてないやうに、静かにたべる。

七、飯は、湯・茶漬の外は掻込んでたべてはいけない。

【説明】 すべて食物は箸で口に運ぶべきものである。粥とか茶漬とかの如く、箸にかゝらないものゝ外は、啜つたり、掻き込んだりするものは醜いものである。

八、食物を口にしながら談話をしてはならない。

【説明】 クチャクチャ音をさせて食べたり、ガツク掻き込んだりして

はならない。静かに食へること。汁椀は必ず手に持つて置いたまゝ汁の實を食へないやうにする。口の近くまで持つて行つて食へる。また食物を口に頬張つてゐて談話してはいけない。

九、食器の位置を亂したり、箸・膳等を汚したりしないやうにする。

一〇、食卓以外、人の前で楊枝を用ひることは遠慮するがよい。楊枝を口にしながら歩くのはいけない。

【説明】 楊子を人前で用ひる時は、左手で口をおほつて目だたない様にしてする。濟んだなら膳の隅に置く。外に持ち歩くものではない。

楊子を襟にさして置くのは便利からであらうが禮でない。又衛生上からもよくない。

一一、給仕は次の事を心得る。

- 1、給仕をするには、先づ容儀を整へ、手を清める。
- 2、飯は、一杓子だけで盛らないやうにする。

【説明】 飯を盛るには食器の大きさに應じて二杓子又は二杓子半位で、少し輕目に盛るが

よい。一杓子でよい位輕くつける場合には次の一杓子は眞似だけしておく。椀の縁には、唇が觸れるのであるから給仕のときは、糸底を撮んで下から支へる様に持ち拇指のかゝらぬ様にする。

3、椀、膳、盆等の進撤には、縁に拵がつかからないやうにする。

4、食物を運ぶときは、息のかからない程度に保ち、膳の上を見越さないやうにする。

【説明】 余り高く持つと形がよくない。目のやゝ下前に持つて膳の下から斜め前三、四歩先が見られる程度がよい。又肘がのびすぎると持ち悪く安定しない。

5、給仕中は姿勢を正し、盆は膝前に置く。殊更に髪や衣類等に手を觸れてはいけない。

6、給仕中は、必要以外に口を利かない。

7、卓子の場合には、洋風を適當に斟酌する。

第十二章 訪問

一、面會を要する訪問には、豫め先方の都合を問合はせ、指定の時刻は正確に守らなければならぬ。

【説明】 訪問には、相手の在、不在に拘らず訪問して敬意を表する場合と、先方の承諾を得て訪問する場合とがある。今日のやうに忙しい社會にあつては、誰しもそれ／＼豫定がある。殊に公職にある人や名士の方などは多忙であるから、豫め先方の都合を聞き合はせた上で、訪問するのが禮である。この場合には約束した時刻は正確に厳守しなければならぬ。

二、面識のない人には、知人の紹介を得て訪問する。已むを得ない場合には、手紙・電話などで先方の諒解を得てから訪問する。

三、訪問には濫りに人を同伴してはいけない。人を伴ふ場合には、豫め諒解を得るがよい。

玄關では外套を着たまゝでよい。



四、訪問は、急用或は約束・指定の場合の外、早朝・夜分・食事時などを避ける。祝祭日・日曜日等の訪問は遠慮すべきである。

【説明】 食事時の訪問は先方に迷惑をかけるからなるべく遠慮しなければならぬ。祝祭日や日曜日などは久し振りの一家團樂の楽しみや、子供を連れて散策などの楽しい家庭の豫定を妨げ勝ちだから、なるべく避けるがよい。

五、訪問したときは、取次に名刺を出し、または氏名を明確に告げ、簡明に來意を述べる。

名刺は殊更小形のもの、または金縁・模

様入の類は避ける。

【説明】 人を訪問したとき、玄關の外で外套やコートをとつてから案内を乞う人が多いが、外套、コート類は外で脱かすに着たまゝて案内を乞ひ、「お上り下さい」と言はれて、上つてから脱ぐのが正しい。但し、玄關の構造によつては上る前に脱ぐこともある。又、氏名も告げずいきなり「御主人は御在宅ですか」などと問ふのは失禮である。

六、普通の訪問には手土産を持つて行かない。

手土産は先方の迷惑になることが多いから、注意しなければならぬ。

【説明】 手土産や贈物などを持つて行つた場合、歸りがけに出すのはよくない。玄關で女中にも「これを御披露願ひます」と言つて渡すか、又は室に通つて挨拶がすんでから直接主人か主婦に出すこともある。

この普通の訪問とは、慶弔、謝禮、暇乞、見舞等の如き、特別の意味を持つもの以外の訪問のことである。

七、挨拶はなるべく簡単にし、速かにその用向を述べる。長居は失禮である。

【説明】 なか／＼その用向を述べないで外の話ばかりして、何の用で来たか判らないで、相手から「御用は」などと聞かれる様ではない。挨拶が終つたら速かに用件を述べる。用件が終つたらなるべく速かに歸るべきで、逆幣を立てられる様な長居は失禮であるし、嫌がられる。

八、盗りに家具・調度に手を觸れたり、批評をしたりしてはならない。

第十三章 應接・接待

玄關・應接間・客間等の直接客を迎へる場所は、常に清潔にし、よく整頓して置く。そして快く客を迎へることの出来る様にしておくことが大切である。

一、應接・接待は容儀・服装を整へてする。

【説明】 應接・接待をするときは、姿勢を端正にして快活、溫容を以て相對するがよい。取次の者には、平素其の心得をよく教へて置き、不時の客に對しても誠意を以て接し、

不愉快、不作法の言動のない様に注意してをくがよい。

二、來客には速かに面會する。長く待たせるのは失禮である。

【説明】 長上の客は必ず玄關まで出迎へる。同輩ならば玄關、又は客間に迎へる。目下ならば先づ案内させて置いてから出てもよい。

三、面會の出来ない場合、又は已むを得ず待たせなければならぬやうな場合には、ねんごろに事情を述べて謝する。

【説明】 已むを得ず來客を待たせなければならぬ場合や、面會の出来ないやうな場合にはねんごろに事情を述べて相手に不快を與へないやうに諒解を求める。

四、先方の談話は傾聴してその意を盡くさしめ、自分だけ話し續けないやうにする。

五、談話は順序よく、簡明に要領を述べる。音聲を適度にし、早口・冗辯などを慎む。

六、談話は話題に注意し、その時の場合に應ずるやうにする。

【説明】 話題にも十分注意して、その場にふさはしい話をするがよい。

話題の選擇の巧拙は、會談を有意義にも無意義にもさせ、又一座をして愉快にも不愉快にもさせるものである。そしてそれには相手の年齢、趣味等をもよく考へなくてはならない。

慶弔の場合には特に話題をつましまなければならぬ。又他人の噂、批評、人の内事、身體の事、不潔な事、卑猥な話題は避けなくてはならない。殊に少年少女、婦人同志や、婦人の客のある場合は注意する。

七、應接中はなるべく脇見・書見・中座などをしない。又やむを得ず中座するときは断つて起つ。

【説明】 應接中やむを得ず中座する時は断つてから出て行く。また應接中書



玄關まで送つて出る

玄関で客を見送る



あつても一通り立關まで見送るべきである。その客より長上の客が座にゐる時は、こと

見をしたり、アクビなどして倦怠な様子を見せたり、懐手をしたり、ポケットに手を入れたりしてはいけない。長上に對しては足を組むのも勿論ひかへなければならぬ。
 八、他人の話に差出口をしたり、又話の腰を折つたりしてはいけない。

九、特に招待した場合の外は、茶もしくは茶に菓子添へて進める程度でよい。

一〇、客が辭去するときは、座に長上のある場合の外は、立關まで見送る。

【説明】 訪問者が歸るとき、目下の者であつても一通り立關まで見送るべきである。

はつて見送りしないでもよい。又、訪問者は歸る時に目上の主人側が送つてきても、立關で外套やコート類をつけて、きちんとしてから出てよい。

一一、客が辭去するのを強ひて引止めるのはよくない。

【注意】

一、人と應接中は不快・倦怠の様子を見せてはいけない。

應接中に懐手をしたり、手をポケットに入れてゐたりしてはいけない。

【説明】 來客中は目下の者に叱言を言つたり、家族の者が騒がしくしたりするのは人に不快な念を與へるものであるから注意する。

二、長上の來訪を受けたときは、なるべく立關に出迎へる。

三、客が立關を去ると、すぐ戸や扉を閉ちたり、談笑したりしてはいけない。

【説明】 之は客に對する禮で、快く迎へ、快く送る意味で、禮法に於ける最も細かい心遣ひのある處である。見送る時は他を見たり談笑したりせず、専ら客の方に注目してゐるのがよす。

青年男女はお互に單獨の訪問は避けるべきである。

第十四章 通 信

一、慶弔その他、改つた場合の手紙は、白封筒、白巻紙を用ひ、墨書とする。

悔状は薄墨で書くのを例とする。

【説明】 慶弔其の他改つた場合の手紙には、その事以外の挨拶や、用向を認めるのは禮でない。

墨色は初めから終りまで一様にして濃淡のない様にする。

長上に對する書信の字體は、多く行書にし、草書は用ひないがよい。

書信は巧拙を問はず丁寧に書くことが最も大切である。

書信には平假名を用ひ、片假名は用ひないのが普通である。

二、手紙は左の方式によつて認める。

(1) 巻紙は、裏表に注意し、書き始めの前に繼目のないやうに又繼目に文字のかからな
いやうにする。

【説明】 普通手紙の巻紙は左手に持つて書くものであるから、外側が表になつてゐる。

(2) 巻紙は、書き始めを多く、書き終りを少しあける。又天地も適當にあける。



【説明】 天は稍々多く地は少くあけ、書き始めを多く(二寸五分から三寸)終りは凡そその半分(二寸五分から二寸)位あけて白とする。書き始めの空白を多くとるのはその空白で一巻き出来るやうにするためである。

(3) 敬稱・官職・氏名の類はもとより、熟語等もなるべく一行に跨がらないやうに書く。

(4) 尊稱は行の下部に、自稱は行の上部にならないやうに書く。

(5) 「御」「奉」は行の最後に「候」「ます」「ました」の類は行の最初にならないやうにする。

(6) 日附は本文より一二字下げる。長上の宛名は日附よりも高目に書く。

(7) 長上に對しては、自分の氏名を略さずに書く。氏のみ書くのはよくない。

(8) 差出人が連名の場合には、普通地位の低い者から書く。宛名に近い方が上位である。

(9) 宛名は、連名の場合には、地位の高い者から書く。

【説明】 発信者が連名の時は地位の下の者から書く。宛名に近い方が上位である。即ち、

- I 山 本 信 太 郎
- 2 大 山 利 男
- 3 高 木 市 郎

1の人の地位が一番低く、2の人がそれに次ぎ、3の人が一番地位の高い人である。これと反對に宛名の連名の時は

- I 高 木 市 郎

- 2 大 山 利 男 様

- 3 山 本 信 太 郎 様

といふ順序に、身分の高い人から順に書く。これは身分の高い人に接する意味である。夫婦連名ときは

- 山 本 信 太 郎
- ふ さ 子

といふ様に夫の姓名の左に妻の名だけを添へてもよい。

自分の氏名の下端が、本文の下端と並ぶのをよいとしてある。

自分の氏名を比較的小さい字で書くのは、敬意を表す意味である。

宛名は公用又は改まつた場合には官名・爵名・氏名まで書く。普通の場合には姓のみにして敬稱を附し(山本伯爵殿とか、山本學務部長殿とか)自分の姓名は略さずに書く。宛名を略するのは敬意を表する爲で、官爵氏名まで丁寧に書くのは禮に似て禮でない。封書の上書は改まつた場合には、宛名に官爵名を附し、敬稱には殿を用ひる。

普通の場合には、官爵名は附けないでもよい。

宛名の下には普通「様」「殿」「先生」などを用ひ、事務的なものには男女に拘はらず「殿」を用ひる。

様、殿の字體は、長上に對しては、草書又は略字を用ひるのは禮でない。

脇附の「机下」「侍史」「玉下」「親展」等は、宛名の左に、様、殿の字と並ぶ位に書く。

(10) 卷紙は、表を中にし、宛名が折目にかゝらないやうにして終りから巻く。

【説明】 封筒に入れる時はよく上下に注意して逆にならない様にする。

卷紙の終りは正しく載る。手紙を書き終つて封筒に入れる前に必ず讀み返して見る。

卷紙を巻くには、その幅をなるべく封筒の大きさに合せて巻く。

(11) 便箋の場合も卷紙に準ずる。但し宛名は最初に書いてもよい。

【説明】 インクはブリューブラックに限る。

三、封筒・卷紙・便箋等は選定に注意し、色彩や模様のあるものは濫りに用ひない。

【説明】 封筒・卷紙・便箋は白色のものがよい。赤みのあるものは普通には用ひないがよ

い。模様はその縮柄をよく考へて注意して用ひなければならぬ。

手紙の用箋は、日本封筒には卷紙、西洋封筒にはなるべく同紙質の便箋を用ひる。

特に改まつた場合、儀禮的のものは墨書とする。悔状以外は薄墨で書いてはいけない。

普通の場合(長上を除く)には、封筒・用箋とも、雅趣のある色や模様あるものを

用ひてよい。

四、封筒は、形や大きさに注意し發信者・受信者双方の住所・氏名を明瞭に書く。

【説明】 凶事には逆封にすることがある。其他の場合は逆封にならぬ様にする。

五、角封筒を縦に用ひるときは、逆封にならぬやうにする。(裏から見つて糊づけを右前に

する。)

六、返信を乞ふときは、相手と場合によつては、返信用の切手・葉書等を添へてもよい。

七、電文は簡明を旨とし、失禮にならない程度に於て敬語を省いてよい。

【説明】 電文では敬禮は省略するを例とするが、それが先方に對して失禮とならない様に

又簡潔に過ぎて意味が分らない様にならぬやう言葉遣ひに注意する。

八、電話では、最初に自分の氏名を述べるがよい。

【説明】 代人に先方を呼出させて置いて、待たせるのは禮でない。この時は先方の相手が電話口に出る前に自分が出て居る様にする。

九、長上と通話する場合には、自分が先に電話口に出る。已むを得ない場合の外は、長上を電話口に呼出してはならない。

【説明】 長上との電話の時に、自分が先に電話を切つてはいけない。必ず長上が受話器をかけた後に、自分も受話器を置くこと。

一〇、電話は冗長を避け、相手と面談する心持で、禮を失はないやうにする。

一一、特別の場合の外、深夜には電話をかけない。電報・速達郵便に就いても同様の注意を要する。

【説明】 これは相手に迷惑をかけない爲の注意で、電報、速達郵便も配達される時間を考へて深夜に着くやうな失禮のない様に注意する。

第十五章 紹介

一、人を紹介するには、始めにその氏名を告げ、次に必要により職業や自分との關係等を述べる。紹介はまづ地位の下の方を上の者に引合はせる。

【説明】 人を紹介するには、直接紹介する場合と、間接にする場合とある。直接にする場合は口頭で、また間接には紹介状を用ひる。人を紹介するには目下の人を目上に、婦人を男子に、西洋では先づ婦人に、また同等の間柄ならば自分に親しい人を先に引き合せる。

二、書状による紹介には、被紹介者の氏名および用向を認める。必要により、職業・経歴・自分との關係等を書き添へる。

【説明】 紹介状には紹介の目的、紹介される人の氏名及び用向を認める。必要によつては人物、性行、職業、経歴、自分との關係なども明記する。

三、紹介状は開封の儘渡すか、あるひは一應被紹介者に示した後に、封をして渡す。長上

長上に對して
紹介する



に對しては、紹介の旨を通じておくのが禮である。
四、被紹介者は、紹介者に對してその結果を報告するのが禮である。

【説明】 紹介状をもらつた場合は、宛名の都合を伺ひ、速かに訪問して、その結果を紹介者に報告し、謝意を表するのが例である。

五、紹介状の代りに名刺を用ひるのは略式である。

【説明】 目上の人には失禮に當るから名刺での紹介はしない。また目上の方に紹介する時は別に「何某を紹介しますから、よろしくお願します」とその旨を通じておくがよい。

【注意】 一、西洋では、先づ婦人に對して紹介するのを例とする。

二、濫りに人を紹介してはいけない。

【説明】 紹介された時はお互に名刺を出す。地位の下の方から先に出す。先方から名刺を出されたら相手を持たせず直ぐに受取るべきである。受取つてから自分の名刺を出せばよい。青年男女同志を紹介するには特に注意が必要である。

第十六章 慶 弔

一、祝賀・弔慰には、なるべく自ら訪問する。已むを得ないときは、代理或は書状等を以てする。これに對しては必ず答禮する。

二、祝賀・弔慰には、場合に應じて相當の服装をする。必ずしも禮服・喪服を用ひるには及ばない。

【説明】 祝賀・弔慰の服装は必ずしも禮服、喪服を用ひるには及ばないが、その場合に應じて相當の服装をする。弔慰の場合は特に容儀服装を質素にするがよい。又よく喪服の

上に喪章をつけて行く人があるが、喪章は遺族など忌服のかかる者以外つけるものではない。

三、結婚・縁組等は、その形式や方法は如何様であつても、儀式萬端嚴肅を旨としなければならぬ。

【説明】 最近、國民服の結婚が著しく増加した事は喜ぶべきことである。従來結婚式といへば、虚飾、贅澤に流れる傾向があつたが、これはこの際斷然改めて嚴肅な式を擧げるべきである。

四、結納・支度・披露は、虚飾贅澤にならないやうにする。

五、祝賀・弔慰等の贈り物は、親疎縁故等によつて勘考し、誠意を表すのを旨とする。過ぎたのは禮でない。

【説明】 贈物も親しみの程度、縁故の程度をよく考へて、その程度に應じて虚禮に陥らぬやうにし、誠意を表はすやうにするがよい。

六、祝賀・祭典・法要等は手厚く執り行はなければならぬが、虚禮に陥らないやうにする。

【説明】 葬儀は悲しみの心を以て嚴肅・質素・靜肅に執り行はなければならぬ。

祭典・法要

佛教でも初七日、二七日、三七日、三十五日、四十九日、百ヶ日、一周忌、七回忌、十三回忌、十七回忌、二十三回忌、二十七回忌、三十三回忌、三十七回忌、五十回忌、

其の後は五十年毎に法事を営む。

神道では翌日祭、十日祭、二十日祭、三十日祭、四十日祭、五十日祭、百日祭、一年祭、五年祭、十年祭、二十年祭、三十年祭、五十年祭、百年祭、其の後は五十年毎に祭典を営む。

七、供物をする場合は、神道・佛教・基督教等の儀式によつて注意し、榊・檜・花・供物料等を贈る。

【説明】 榊は榊に似て葉は狭く長く且つ厚い。多く佛に供へるから榊とも書く。これは枝葉其のものを花と稱して其の枝葉を切つて専ら佛前、墓前に供へる。又葉は抹香に製する。

供物の種類

神式——榊、菓子、果物、供物料等。

佛式——香、檀、花、菓子、果物、供物料等。

基督教——花、菓子、果物、供物料等。

八、贈り物・供物等に對しては鄭重に謝意を表す。返禮の品を贈る場合には重きに過ぎないやうにする。

【説明】 返禮の品は謝意を表す爲のものであるから、しるしばかりのものでよい。長上に對しては重きにすぎず、目下には厚くする方がよい。

九、弔問の答禮は忌明の後とする。

【説明】 忌の中に人を訪問するのは禮でない。

服忌の標準は

父母||忌五十日、服十三ヶ月。養父母||忌三十日、服百五十日。嫡母||忌十日、服三十日、繼父母||忌十日、服三十日、離別された母||忌五十日、服十三ヶ月。夫||忌三十日、服十三ヶ月。妻||忌三十日、服九十日。嫡子||忌二十日、服九十日。末子||忌十日、服三十日。養子||忌十日、服三十日。夫の父母||忌三十日、服百五十日。祖父母||忌三十日、服百五十日。母方の祖父母||忌二十日、服九十日。伯叔父母||忌二十日、服九十日。兄弟姉妹||忌二十日、服九十日。従兄弟姉妹||忌三日、服七日。甥、姪||忌三日、服七日。七歳未満の小兒||無服忌。

一〇、出産・賀壽・その他の祝賀及び病氣・災害等の見舞に就いては、場合に應じ、概ね本章の趣旨に準じて行ふ。

【説明】 賀壽は年を祝ふことで還曆(六十歳)古稀(七十歳)喜壽(七十七歳)米壽(八十八歳)白壽(百歳)それ以上の長壽の祝をいふ。すべて祝賀のときに花輪を用ひてはならない。花輪は不幸の時に用ひるものである。

【注意】

- 一、弔慰の際の訪問には特に容儀・服装を質素にする。
- 二、贈物・供物等は濫りになすべきものではない。却つて迷惑をかける場合がある。

三、葬儀・告別式・祭典・法要等では、先づ靈前に拜禮をした後に齋主・導師・喪主等に禮をする。

【説明】 お悔みのお通夜に行く時は禮服で行くべきである。お悔みに行き廊下や他の室で遺族にあつたとき挨拶するのは當然であるが、佛（神）のゐる室に這入つたら、先づ靈前に拜禮して、それから遺族に挨拶するのが順序である。又忌服のかゝる人は訪問客を送らないのが禮である。

四、葬儀・弔問の歸途等には、祝賀の訪問は勿論、なるべく一般の訪問も避ける。

五、慶弔の儀式に於ける席次は、親等の順位に従つて定め、他人におよぶ。餐宴の場合には概ね他人を先とする。

六、凶事の通知は、親疎縁故を勘考し、濫りにしないやうにする。

第十七章 招待

一、招待は質素にして、よく誠意を披瀝し得るのを旨とする。

二、招待には、豫め口頭または書状を以て、その事由・日時・場所を通ずる。招待状は、遅くもおよそ一週間前までには發送する。

【説明】 人を招待するには前もつて口頭又は書状などでその招待の理由、日時、場所を通ずり知して諒解を得ておかねばならない。招待状も遅くても凡そ一週間前までに發送するやうしたがよい。

三、招待には必要あらば正客・相客の氏名を通じ、また服装についても知らせる。

四、忌中の人に對しては、場合により招待を遠慮する。

忌中の者は、招待を受けてもなるべく遠慮するがよい。

五、招待を受けたときは、直ちに出席席を明らかにする。

出席の旨を答へた後、已むを得ない故障の生じたときは、速かにその旨を通じて謝する。

六、服装は招待の趣旨に適するやう注意する。
服装は土地の情況、地方の風習、職務の別等によつて斟酌してよいが、いかなる場合にも清楚を旨とすべきである。

七、到着は指定の時刻の前十分以内がよい。

【説明】 日本人の悪い癖として時間に遅刻し勝ちだから断然改めなくてはならない。會が終る頃になつて出席したり、正客が遅刻したりして迷惑をかけることが大切である。

八、座席は主人の勧めに従ふ。固辭するのは禮でない。

九、退出は、正客の場合は、頃合を見てまづ主人・主婦に挨拶して退出し、その他の場合は正客の退出を待つ。已むを得ないときは目に立たないやうにして退出する。

一〇、應招後はなるべく早く禮に行くか、または直ちに禮状を出す。

社會生活に關する禮法

これまでの禮法は多く個人を單位としたものであつた。個人としての禮法の重要さは子供の時から教へ込まれて來た。勿論社會人としての公共生活に於ての禮法も同じく強調され訓練は受けて來たはずであつたが十分とは言へなかつた。そのため、個人同志の禮儀は相當正しいが、一度大衆の中に入り、公共生活の中に入つて行動する場合、そこに見出される國民の作法や禮儀は、子供の時からへられ訓練されて來たものとは全く違つた別人のやうな野人振りとなつて現れてゐることが甚だ多い。

東亞民族の指導者たる日本人が、こんな事であつてはならない。こゝに文部省が、昭和の國民禮法として、禮法の社會性を重視して「社會生活に關する禮法」を定め、以てこの實行を要求してゐる所以である。

第十八章 近 隣

一、近隣は國民組織の本となるものであるから、常に親和協力し、進んで公共の務を全うしなければならぬ。

【説明】 近隣は國民生活組織の本であることはいふまでもない。殊に新體制とともに生れた隣組、町内會の活動、協力は近隣の睦まじく親しい禮法があつてこそ、初めて強化され發展性を増して行くことになるのである。かくしてこそ、わが國民生活を一層強固にするものといへやう。近隣との交際は日常生活の上で最も大切なことで、たゞ隣づき合ひをよくするといふことだけでなく、近隣相提携して互に親睦と向上を計り、協力一致して共存共榮の實を擧げるやうに心掛けなければならぬ。これは隣組制度の誕生によつて相當に改善されつゝあるが、更に、隣同士お互が矜りを譲らず敷居を高くして挨拶も交はさないといふ様なことの無いやうに、朝夕の挨拶、慶弔の慰問、訪問も近

隣の親和協力の種になり、缺くことの出来ないものである。

二、近隣は、互に日常の挨拶を缺かないやうにすることは勿論、事のあつた際には、訪問して慶弔・慰問の意を表し、場合によつては進んで手助けする。

三、轉居の場合には、訪問して挨拶をする。挨拶を受けたら答禮をする。

【説明】 轉居の場合には近隣を訪問して挨拶をすべきである。都會生活などではよく隣に越して来た人が誰れなのか暫くわからなかつたり、又何時引越して行つたのか、引越先も話さないといふ利己的のものもある。かかる意味で轉居に際し、古來から行はれて来た「引越そば」などは傳統的な美風で、たゞ「そばや」にくばらせるだけでなく訪問して挨拶すべきである。

四、近隣は互に注意して道路・下水等を清潔にし、公共のものは特に丁寧に取扱ふ。

【説明】 近頃ではかうしたことも非常に合理的に運ばれて来て隣組精神が行きわたつて効果をあらはしてゐる。僅かの時間と努力とを惜しまず協力したならば、常に氣持よく暮らせるのである。

五、近隣は互に迷惑をかけないやうに心掛け、ラジオ・蓄音機のやうなものでも、他の妨げにならないやうにする。近隣に病人のある場合などは、特に心づかひを要する。

六、近隣打寄つて互に人の噂をし合つたり、徒らに雑談にふけつたりしてはいけな。近隣の集會は時間の浪費に陥らないやう特に注意する。

【説明】 隣組常會などに集つて、今でも人の噂をあれこれとなく話合つたりするものがあるが、こんな事をして徒らに時間を浪費しない様にしたい。

第十九章 公衆の場所

一、すべて多數集合の場所にあつては、つゝしみの心を失はず、秩序を重んじ、軽々しい行動をしない。

【説明】 團體生活や公衆生活ではどうしても群集心理に支配されて慎みを忘れ、自分勝手な軽々しい行動を取り易い。個人の間では十分強調されてゐる禮法も、一度群集の中

に入れば勝手な行動をとつて公德など全然省みられなくなる。之は第一に反省されなければならぬ。

二、室内にはいる時は必ず帽子をとる。室内では特別の場合の外、外套、コートの類を著用しな。

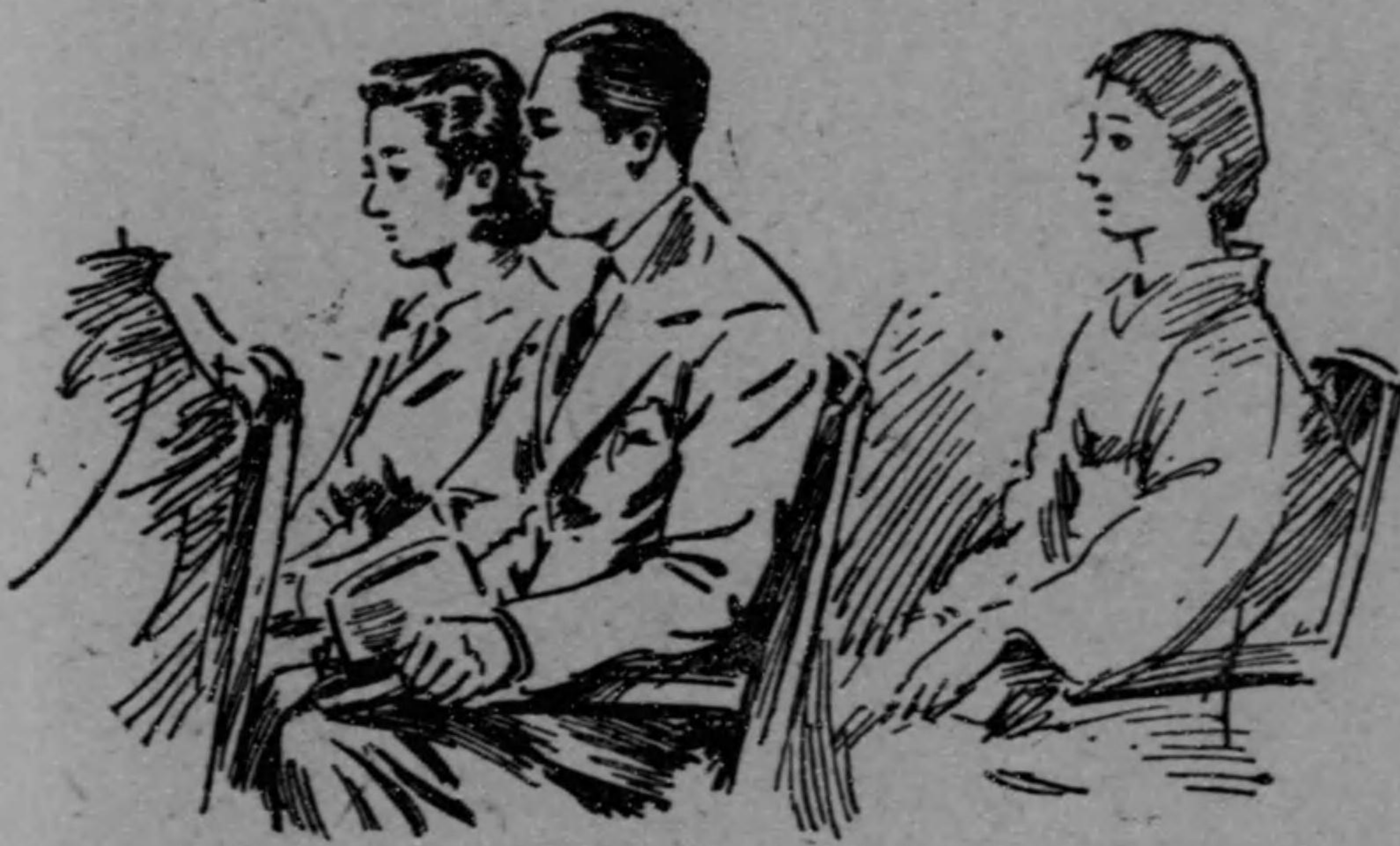
【説明】 男子は室内では帽子、外套、襟巻、手袋の類はみなとる。婦人の帽子は正式の洋装は室内でもとらないのが本式である。然し、和室で坐る場合は形も悪いし、變だからとる方がよい。

和室——われ／＼の住んでゐる住宅、旅館、割烹店などの日本風の建物の部屋のこと。

洋室——西洋風の住居、學校の教室、圖書館、病院、公會堂、ホテル、食堂、劇場、映画館、汽船などの部屋のこと。

食堂などで相當の紳士まで帽子をかぶつたまま、食事をしてゐるが、食堂は室内であるから帽子をかぶつたまま、食事をするのは無作法である。帽子や外套の置場がないときは、外套は着たまゝでもよいが、帽子はテーブルの下に置いて食事をする。

劇場・映畫館では帽子をとる。



公共の建物や會社などの立關、廊下、階段、百貨店、博物館などは室外として帽子をとらないでよい。たゞ博物館などで御物などの特殊の陳列物のある室ではとるべきである。

劇場や映畫館で帽子をかむつたまふ平氣である人があるが、野蠻人だといはれても仕方のない甚しい非禮の行ひである。

三、高聲の談話、放歌その他、人の迷惑になる振舞は慎む。

四、濫りに遠方から人を呼びかけ、又は人を注視したり指さしたり、振返つて見たりしてはいけない。

【説明】 高い聲で談話したり歌を歌つたり、みだりに遠方から人を呼びかけたりすることもよくない。或

は人を注視したり、指したり、振返つて見たりすることも慎むべきである。婦女子などがよく振返つて他人の衣服をちつと見てゐるが、非禮であるし不愉快な行爲である。

五、人が失策や過失をしたとき、笑つたり、嘲つたり、咎めだてをしたりしない。なるべく見て見ぬ振りをする。

六、隙見、盗視、立聞等のもとより、濫りに耳語をしてもいけない。

七、關係のない人の方を、特に見ながら話をしてはいけない。

八、講演會、演說會等では途中で立つたり、談笑したりして、人の妨げをしてはならない。劇場、映畫館等においても同様の心掛を要する。

九、音樂會、觀劇等の場合には、幕合以外はなるべく座席の出入を遠慮する。

一〇、病院では、出来るだけ静かにして、人に迷惑を及ぼさないやうにする。廊下の歩き方、戸の開閉等にも細かな心づかひを必要とする。他人の病室をのぞきこむのは失禮である。

學校、工場等の見學の場合にも同様の注意を要する。

一一、團體が公衆の場所に入出するときは、指揮者の命に従ひ、よく統制を保つことは勿論

一般の人の迷惑にならぬやうに行動する。

第二十章 公共物

一、すべて公共物はこれを愛重し、公衆の福利を全からしめるやうにする。
二、博物館・美術館・陳列館等ではそれらの規定に従ひ、静肅かつ眞面目に観覧する。館内では特に言動を慎み、軽忽な行のないやうにする。

【説明】 かうした所ではともすれば社會人としての常識を忘れた行動が行はれ易い。博物館や美術館などで不十分な知識を振り撒いたり、聲高々に得々と批評などをしてゐるものを見受けるが、全く軽率な行爲である。

揭示してある事項は必ず守ること。出入を禁止された場所に入つたりしないことは勿論、植物草花を折取つたりしないこと、等々十分の公德心が必要である。

三、図書館では、閱覽に關する規定・揭示に注意し、すべて掛員の指示に従ふ。

四、図書館の書籍は大切に取扱ひ、汚損・紛失等のないやうにする。辭書・新聞の如く貸出手續によらないものは、閱覽後必ず元の位置に整頓しておく。

館内では音讀・談話を慎み、高い足音や物音をたてないやうにする。又濫りに閱覽の席を變更しない。

【説明】 借り出して圖書を汚損したり、落書したり、切出つたりすることは非禮といふよりも惡徳といふべきである。斷じて止めねばならない。

五、公衆電話は、電話機・加入者名簿等の取扱を丁寧にし、用向を簡單に通話する。他人の通話を立聞したり、使用の妨になるやうなことをしてはならない。

【説明】 公衆電話はお話中の時、外で待つてゐる人があればそのことを告げて代るのが親切で、話中なのにいつまでも受話器を耳にあて、頑張つてゐるのはよい事ではない。又公衆電話の加入者名簿が心ない人の手でしきりに盗取られるなど、如何に公共物に對する禮法が失はれてゐるかを明かに示すものであつて、大國民の品位として實に嘆かほしい行ひといはねばならない。

第二十一章 道路・公園

一、道路は歩道の左側を通行し、信號を厳守して一定の横断路を横切る等、すべて交通に關する規則に従ひ、安全に敏速に且靜肅に行動するのを旨とする。

團體で行動する場合は、指揮者の指揮に従ひ、規律正しく行動する。

【説明】 警視廳で調査した東京の昭和十五年度の交通事故を見ると、一年の間に實に一萬九百六十四件で、死亡が四百九人、重傷が九百七十三人、輕傷が六千八百七十人の多きに達してゐる。その殆んどが交通規則を無視したことから起つてゐる。これから見ても交通規則を嚴守することの大切な所以が明らかである。

二、道路は常に清潔を保つと共に、街路樹や草花を愛護して、その品位と美觀とを保つやうにする。痰唾を吐き紙屑等を棄ててはならない。

三、道路では特別の場合の外走らない。又放歌・口笛・高聲の談話等を慎む。

四、懷手をしたり、ポケットに手を入れたりして歩いてはいけない。

五、道路その他多數の人の集つてゐるところで、長々しい挨拶や用談などして、人の妨げになるやうなことをしてはならない。

【説明】 懷手やポケットに手を入れたり、物を食へながら道を歩いたりしてはならない。道路や多數の人々が集つてゐるところで長々しい挨拶を交したり、用談を交はしてゐる人があるが、これ等は交通の妨げとなるから注意する。挨拶

いなしをげ妨の行通



や用談は道の傍らに寄つてする。

六、人と同行するときは、足並を揃へる。多人數横に並んで歩くのはよくない。この場合には適宜縦列を作る。

行列を横切することはよくない。

七、長上と同行する場合は、その後又は左側に隨ふ。路上では、危険を考慮して車道の側に立つ。

八、長上と同行の場合、その長上に對して敬禮する人があつても敬禮をしない。先方が長上と同輩、又は長上より地位の高い人の場合には敬禮する。

九、長上と同行の場合、知人などに行逢つても、挨拶を交す程度にとゞめ、濫りに談話をしない。

【説明】 目上の人と一緒に歩いてゐるとき、例へば先生と一緒に歩いてゐる時、

- 1、自分の知らない生徒が先生に挨拶した場合には挨拶しないでよい。
- 2、其の生徒とたとひ知合であつても初めから挨拶をしてはならない。其の生徒が先生

英靈へ敬禮する



に禮をすましたのちに、改めてお互に軽く挨拶するがよい。

3、其の場合先生に挨拶した人が生徒でなく、どこかの學校の先生であつたり、目上の人であつたなら自分の知らない人であつても挨拶するのが禮である。

一〇、長上に行逢つたときは、數歩手前で立止つて敬禮をする。襟卷・外套・コート等は脱ぐに及ばない。

一一、葬列に逢つたときは、柩に對して弔意を表する。護國の英靈に對しては、敬禮をする。

【説明】 護國の英靈にあつた時は、立ち止つて敬禮することは行はれてゐるが、更

に一般の葬列に對しても弔意を表すべきである。

一二、人とすれ違つたとき、振返つて見るのは禮でない。

【説明】 婦人によく見られることで、すれ違つてから振り返つて服装など見るのは禮でないし、下品であるから是非止めることである。

一三、道を聞いたり物を尋ねたりするときは言語・態度を懇慫にし、教へるときは出来るだけ親切にする。

一四、公園・遊園地等では、よくその規則を守り、禁止區域に出入したり、危険な遊をしたりしない。

一五、濫りに草木などに手を觸れないことは勿論、紙屑・たべ殻の類は必ず屑箱に入れ、公園の風致を害さないやうにする。

【説明】 花見や旅行などで「この花折るべからず」といふ類の公共場での掲示があるに拘らず、平然と折り取つてゐるが、かうした事は一刻も早くなくする様に心掛けて、子供にも之を教へることが大切である。

一六、備付のベンチや運動具等は獨占してはならない。

第二十二章 交通・旅行

交通地獄が到るところに見られる今日、「一列勵行」が實施され「一降二乗」が普及實施されて來たとは云へ、最近の朝夕のラッシュユアワの混亂は全く物すごいものである。車輛の不足、資材の統制によることもさることながら結局、乗客の公德、交通の禮法が守られない限り、交通難はますます拍車をかけるばかりである。列車電車等の禮法は、大國民の面目にかけて是非とも實踐しなければならぬ。

一、乗車券、乗船券を求めるときは先を争つてはいけぬ。多人數のときは列を作る、入場するとき、乗降するときも同様である。

車内で求めるものは、乗車後なるべく早く求め、乗越、徑路變更等の場合にも出来るだけ早く申し出る。

自動車は右側が上席



二、乗降は順序正しく敏活にする。人を押したり、押しのかたりしてはならない。

三、座席は濫りに廣くとらない、又荷物は網棚の上又は腰掛の下に置き、座席や通路は塞がないやうにする、餘り大きなものや人に不快を感じしめるやうなものは持込まないがよい。

四、自動車に乗降する場合は、乗るときは長上を先にし、降りるときは目下の者が先に降りる。一般に右側を上座とする。

【説明】自動車に乗る時は、右側が上席だから氣をつける。長上と同伴の時は後から乗つて先きに降りるやうにするのが禮である。

五、電車・バス等では、長上、老弱には席を譲るべきである。傷痍軍人には必ず席を譲る。席を譲られたときは、挨拶

をする。

【説明】老弱は老人、子供、婦人を意味する。學生、紳士などで、傷痍軍人、老人、子供、幼児を背守つた婦人等に席をゆづらない者が多い。一般普通の婦人や、子供でもヨチヨチの子供でなければ特に席を譲らなくてもよい。

六、船車内では、服装、態度に注意する。車内では脚を組むのも前に長く伸ばすのも共によくない。

七、船車内では、特に飲食に注意し、見苦しくないやうにする。又船車内を汚さないやうにする。

八、窓の開閉は、周囲の人の同意を得てする。扉の開閉は静かにする。

九、喫煙・放談等により他人に迷惑をかけないやうにする。深夜の船車内、特に寢臺車内においてはこの注意が大切である。

一〇、旅館では、すべ一同宿者に迷惑をかけないやうに心掛ける。夜遅くまで放歌・談笑等をして、他の安眠を妨げるやうなことをしてはならない。

一一、ホテル、汽船等で室を空けるときは必ず鍵をかける。在室のときも、入口をあけ放しにしておいてはいけない。

一二、他人の居室をのぞいたり、又許を得ないで他の室に出入したりしてはならない。

一三、室を出るときは服装、その他見苦しくないやうにする。

ホテル、汽船等では、スリツパは、浴室に行く場合の外、室外では用ひない。和服では必ず足袋に草履を用ひる。

一四、ホテル、汽車、汽船等の食堂に出るときは、必ず服装を整へる。列車内食堂では長居はしない。列車の洗面所の水は大切にす。

一五、入浴の際は、流し場、浴槽を汚さないやうにする。又湯水が無駄にしてはならない。

西洋風呂では、浴槽の外に水をこぼしてはいけない。直ちにはいつて浴槽中で洗ひ、出るときは栓を抜いて水を流す。

一六、團體の旅行には指揮者の命に従ひ、決して氣儘な行動をしない。

一七、團體の旅行には特に一般の迷惑にならないやうに心がけ、荷物の整頓、座席の後片付

等にも注意する。

第二十三章 集合・會議

一、すべて集會は圓滿にその目的を達するやうに、たがひに禮儀を守り、謙讓を旨とする。

自分勝手の言動をしてはならない。

【説明】 集會では集會者相互が禮儀を守り、謙讓を旨として圓滿に集會の目的を達する様
にしなければならぬ。

二、主催者は、期日前適當な期間において、要項を關係者に通知する。

三、主催者は、周到に準備を整へ、參會者に満足を與へるやうに努める。

四、集會の通知を受けたときは、必要により速かに出席の有無を答へる。

五、出席の回答をした後で、已むを得ず出席の出来ないときは、速かにその旨を通知して、違約を謝する。缺席の爲他人に物質上の迷惑までかけてはならない。

【説明】 會費を要する場合は、出席の通知を出した後は缺席しても之を支拂ひ、主催者に經濟上の迷惑をかけないやうにしなければならぬ。

六、參會者は、定刻十分前までには會場に到着して開會を待つ。

七、參會者は、諸事務員の指圖に従ひ、又揭示に注意する。

【説明】 集會の時間は大分改められてゐる傾向があるが、自分が遅刻すれば他に甚だ迷惑をかけることを深く考へて、少くとも開會十分前には參會するやうにしなければならぬ。

八、出入には秩序を重んじ、先を争つたり、遠慮に過ぎたりしないで、靜かに且機敏に行動する。老人、子供には先を譲る。

九、會場では濫りに廣い場所をとつたり、座席を争つたりしてはいけない。

著席・離席の際は隣席の人に會釋をする。

一〇、開會に際しては、集會の趣旨に従ひ、嚴肅な行事を加へることもある。會議においても同様である。

一一、集會の席では耳語したり、高聲で談話をしたり、又野鄙な言動をしたりして、他人に不快な感を與へないやうにする。

一二、集會の性質によつては、幼児をとまはないがよい。

一三、集會中は、極めて靜肅にし、なるべく退出しない。己むを得ず中座する場合は、目立たないやうに退出する。

一四、閉會しない中に會場から出るのは失禮である。

一五、會議においては、すべて議事規則・慣例等に従ひ、互に禮儀を守り、圓滿に議事の進行を圖るやうにする。

一六、議長は特に公正を旨とし、出席者に不滿の感を與へないやうにする。

一七、發言はすべて議長の許可を得てからする。

【説明】 自分の發言すべき時には、議長の許可を得て、要點を簡明、的確に述べるのが、立派な態度といふべきである。

一八、意見の發表は用語・順序等に注意し、要點を簡明・的確に述べるがよい。

- 一九、他人の發言中は靜かに傾聴し、妨害になるやうな言動を慎む。
- 二〇、會議は故なく缺席してはならない。また會議中、濫りに議席を離れるのはよくない。

第二十四章 會 食

日常生活のうち食事の時ぐらゐ人の品格のうかゞはれる時はない。食事の作法で一番大切なのは儀式や饗應のときよりも、さうした改まつた場合の基礎になる毎日の三度の食事の作法である。従つて日常からこの食事の作法の練習を一家で行ふことが何より大切なことである。

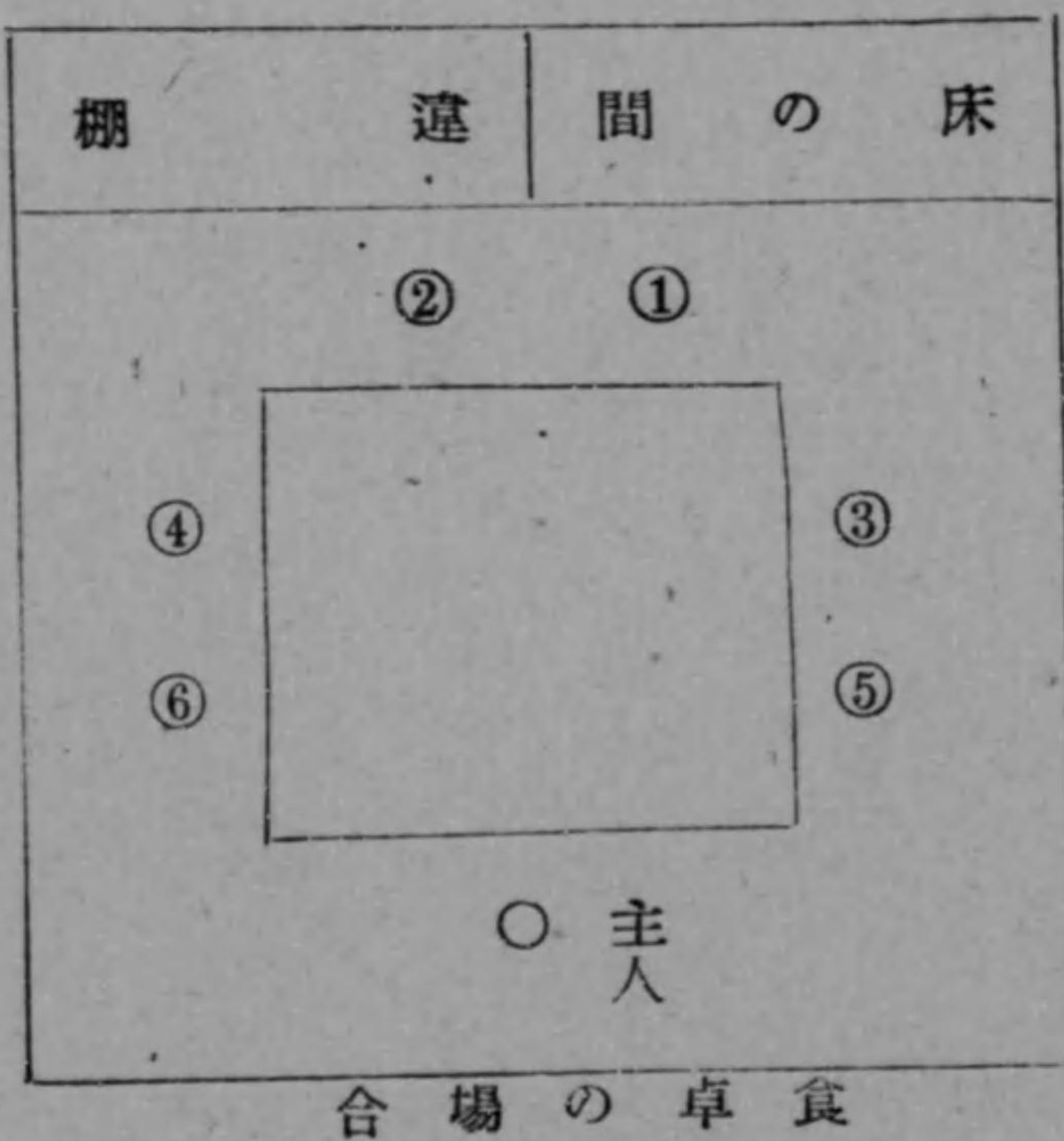
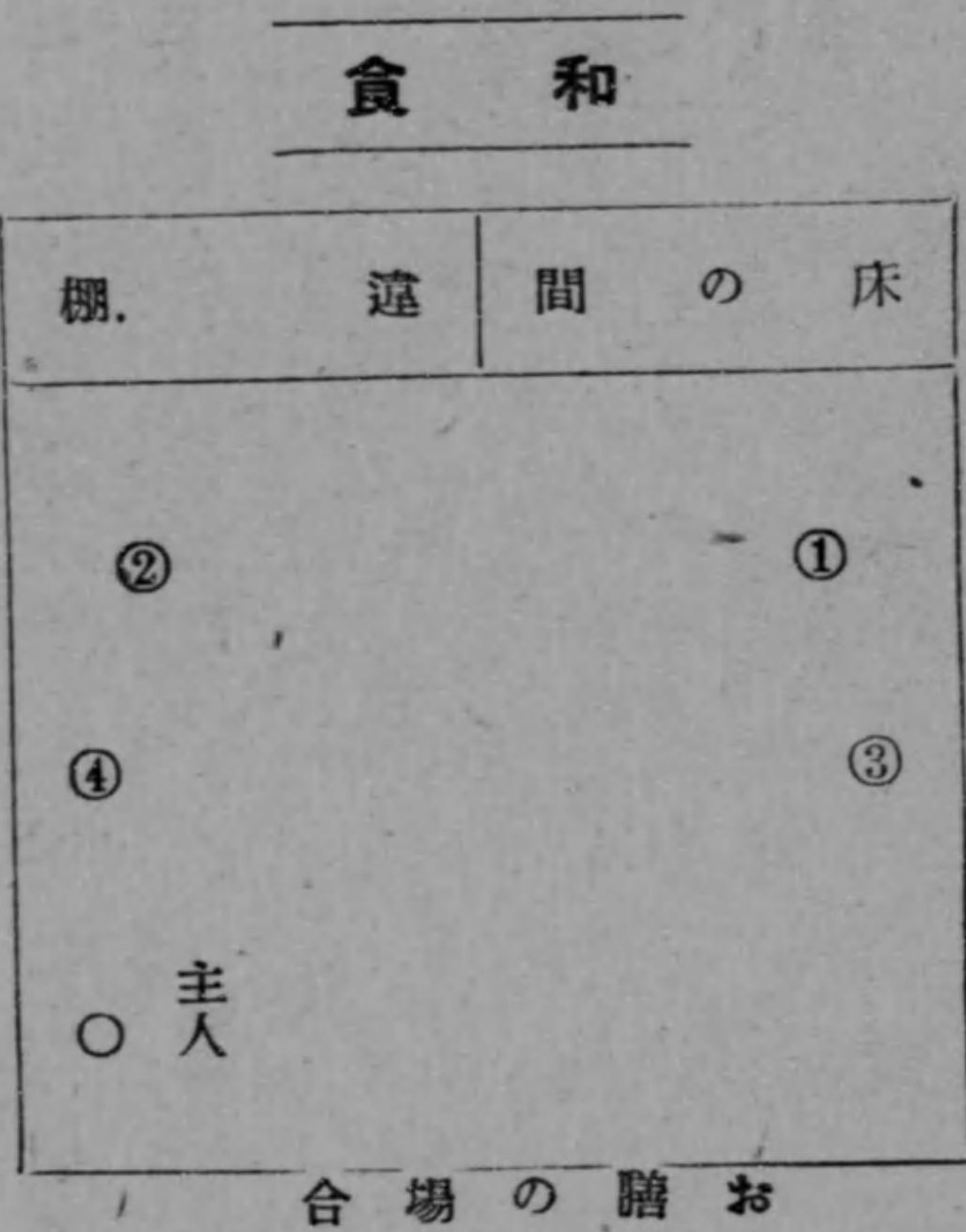
- 一、會食は社交を主とするものであるから、その趣旨に副ふやうになるべく廣く談話を交へる。ことさら懇意の人とだけ集つたりしてはならない。
- 二、主人側は、なるべく來會者一同に接して、すべての人に満足を與へるやうにする。
- 三、主人側は隣合せの客同士が未知なときは、食卓に導く前に紹介しておく。
- 四、食卓では前又は隣席の人と靜かに談話する。大聲を出し又は哄笑してはならない。又話

題に注意する。

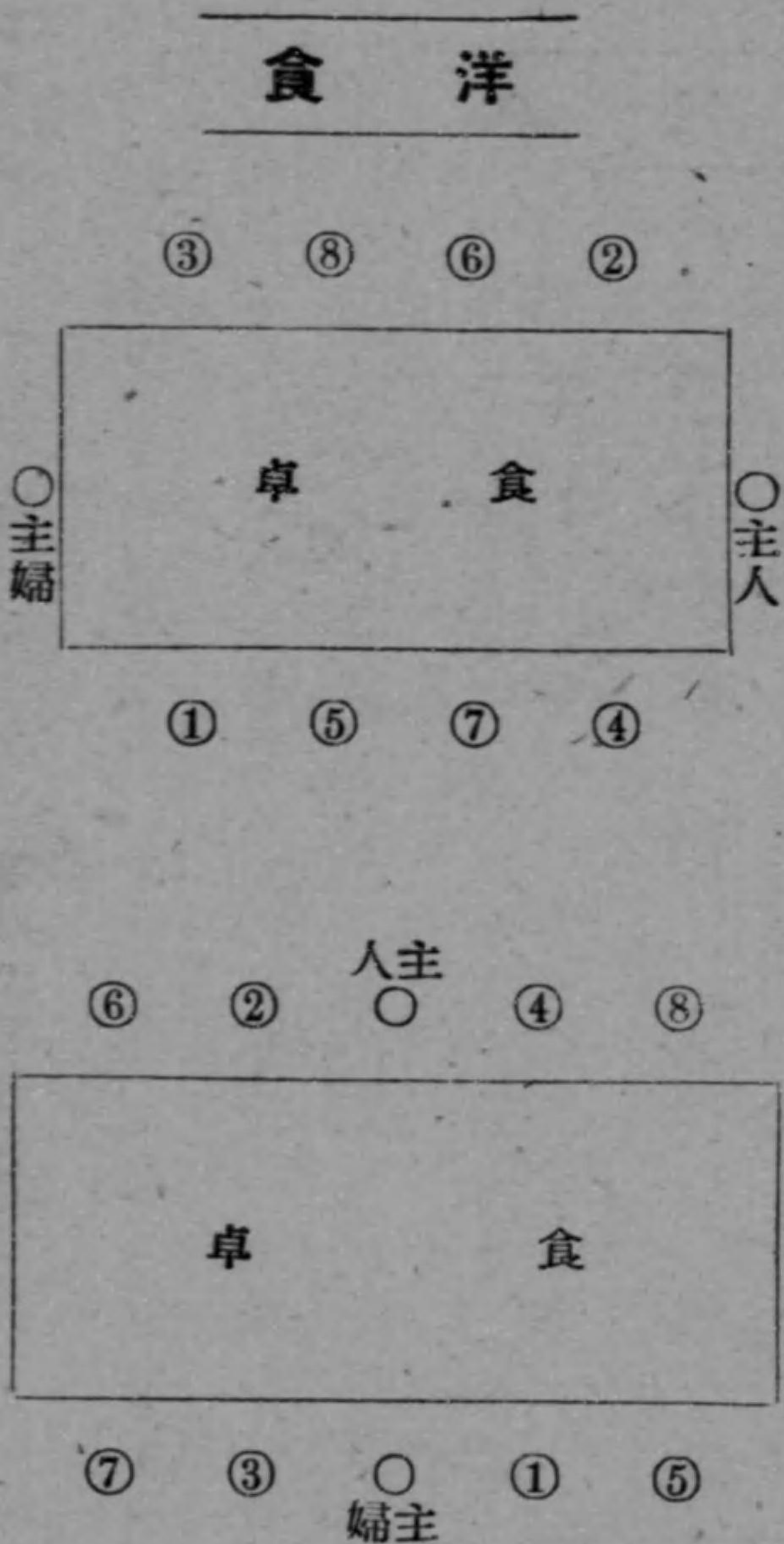
第一節 席 次

席次を定め、會食することは社會生活上極めて大切な基本的事であるから、附録に於て、席次、和食、洋食、支那食、茶菓の場合に就て詳しく本章を説明することにす。

一、席次は凡次のやうに定める。



二、主人の席は末座に設ける。(但し洋式では首座とし、男女交互に席を配する)
 三、座敷では、夫婦並んで坐る。(洋式では向ひ合つて席をとる)。



結婚披露の食卓では、夫婦客の席は並べても向ひ合ひにしてもよい。
 四、多人数のときは、席次表を備へ、座席には名札を置く。
 五、主人は、客が著席し終らないうちは著席しない。

膳の進め方



第二節 和食の場合

一、膳が全部出揃つたときに、主人は挨拶をし、これに對して、正客が答禮を述べる。
 二、主人の勤によつて、正客から蓋を取り、箸を執る。

【注意】 一、料理はなるべく自分の家で作つたものを進めるがよい。

二、料理の品数や分量はその席で食べられるのを程度とする。たべ残りの料理を持歸らせるのは禮でない。

三、食後は器中の見苦しくないやうにする。但し食器をすゝいだり、懐紙で拭いたりしないでもよい。

四、盃の獻酬は廢止するがよい。
 五、飲食には適宜速度を加減して、周囲の人と調子を合はせるやうにする。

【説明】 ふたのあるうつはの時は、はじめにふたを取り、食事の終るまでふたをしないのが正しい。飯が終つて湯を呑むときは香のもの以外は食べない。お菜はうつはを持つても、またはおいたまゝで食べてもよいが、汁や吸物など汁氣のあるものは必ずうつはを持つて食べる。

六、給仕には次のことを心得る。

- 1、膳を進めるには正客から始める。
- 2、膳を進めるには、客の前適當の處で跪き、稍々進んで膳を置き、両手で少し押進める。
- 3、最初に一禮し、進膳その他には、一々禮をするに及ばない。
- 4、酒食を強ひるのはよくない。
- 5、給仕中は、必要以外には口を利かない。主客間の談話には無關心であるのがよい。但し接待の必要によつては、つましく應答する。

【説明】 給仕する人は何時もふきんを手近に用意して置く。給仕する時盆がなければ手で

しても差支へない。このときは、茶碗の縁に指がかからぬ様に糸底を左手の拇指と人差し指でつまんで、残りの指を底にあて、持つ。茶碗に限らず盆や膳も縁に指がかゝらぬやうにするのである。後から進めたものを先にはこび、膳は最後にさげるのである。

第三節 洋食の場合

- 一、食卓に着くには、椅子の左側から掛ける。椅子は十分に前に引いて、腰を深く掛ける。
- 二、スープは、皿のときは、スプーンの向縁で掬ひ先より三分の一ぐらゐのところ静かに飲む。カツプのときは右手に把手を執つて飲む。皿を傾けるには、左手で手前縁を持ち、向ふに傾ける。
- 三、パンは指で割つてたべる。バターは、バターナイフ又は普通のナイフを用ひてパンにつける。
- 四、魚には、特に魚用のナイフ、フォークを用

時く着に卓食



ひることがある。

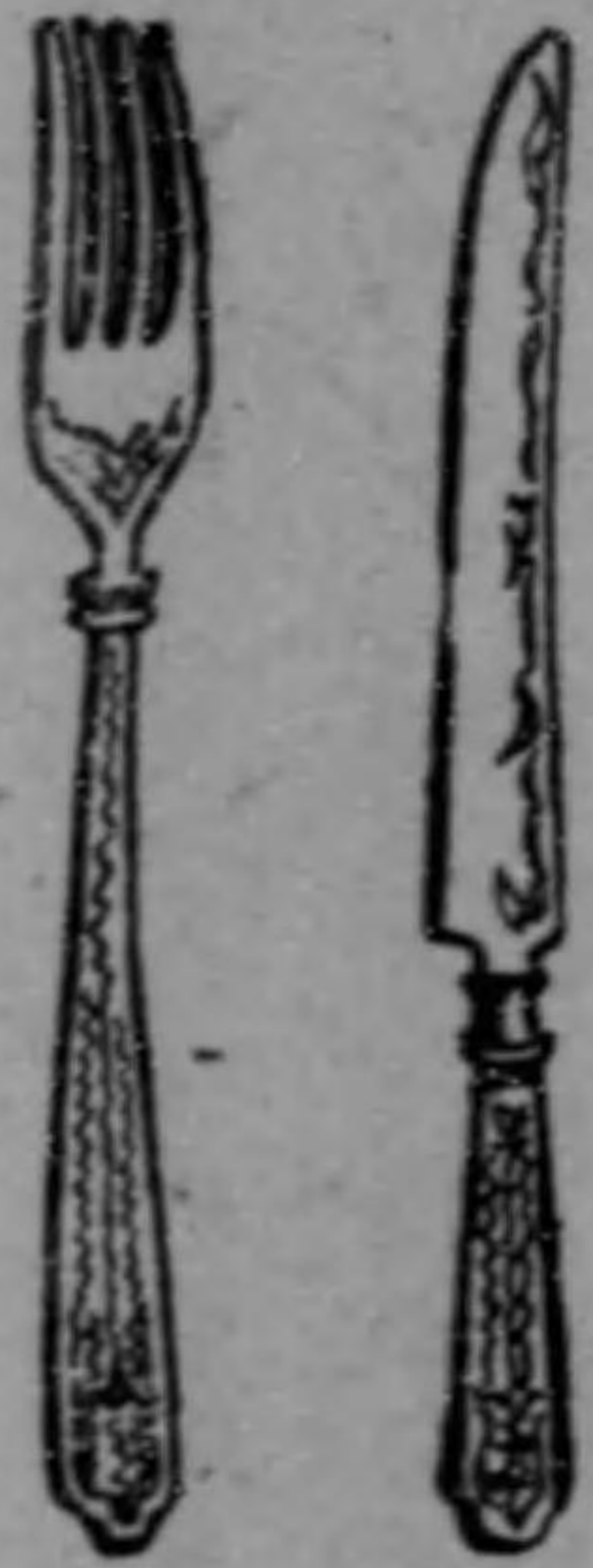
パンの食べ方



スープの飲み方



魚用のナイフ・フォーク



五、食事の途中で手をあけると、飲物を飲み、又はパンをたべるときにはナイフ・フォークは皿の上に交叉させるか、又は八字形に皿の縁に掛けておく。フォークは伏せ

ナイフは刃を内側に向ける。たべ終つたときは、皿の上に、右斜に揃へて置く。フォークは仰向にする。

六、客が多数のときは、全部の人に料理が運ばれないでも、給仕人が自分の側を離れたら、たべ始めてよい。

七、飲物を飲まないときには、注ぐのを断る。

八、食事は、速過ぎたり遅過ぎたりしないで、周囲の人と調子を合せるがよい。

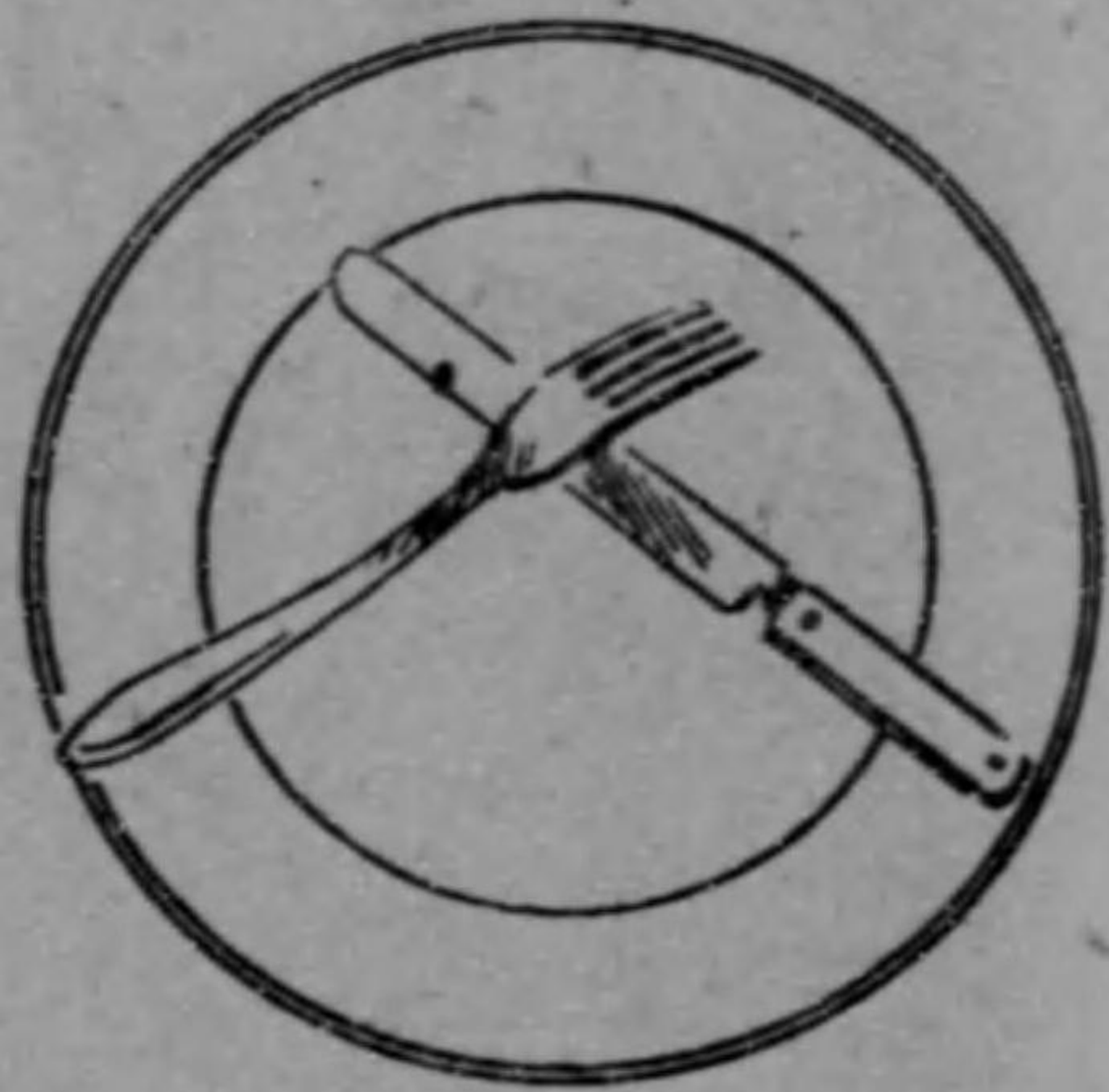
九、挨拶はデザートコースに入る前にするのが通例である。

一〇、乾杯の場合は、乾杯する人も、受ける人も共に起立する。

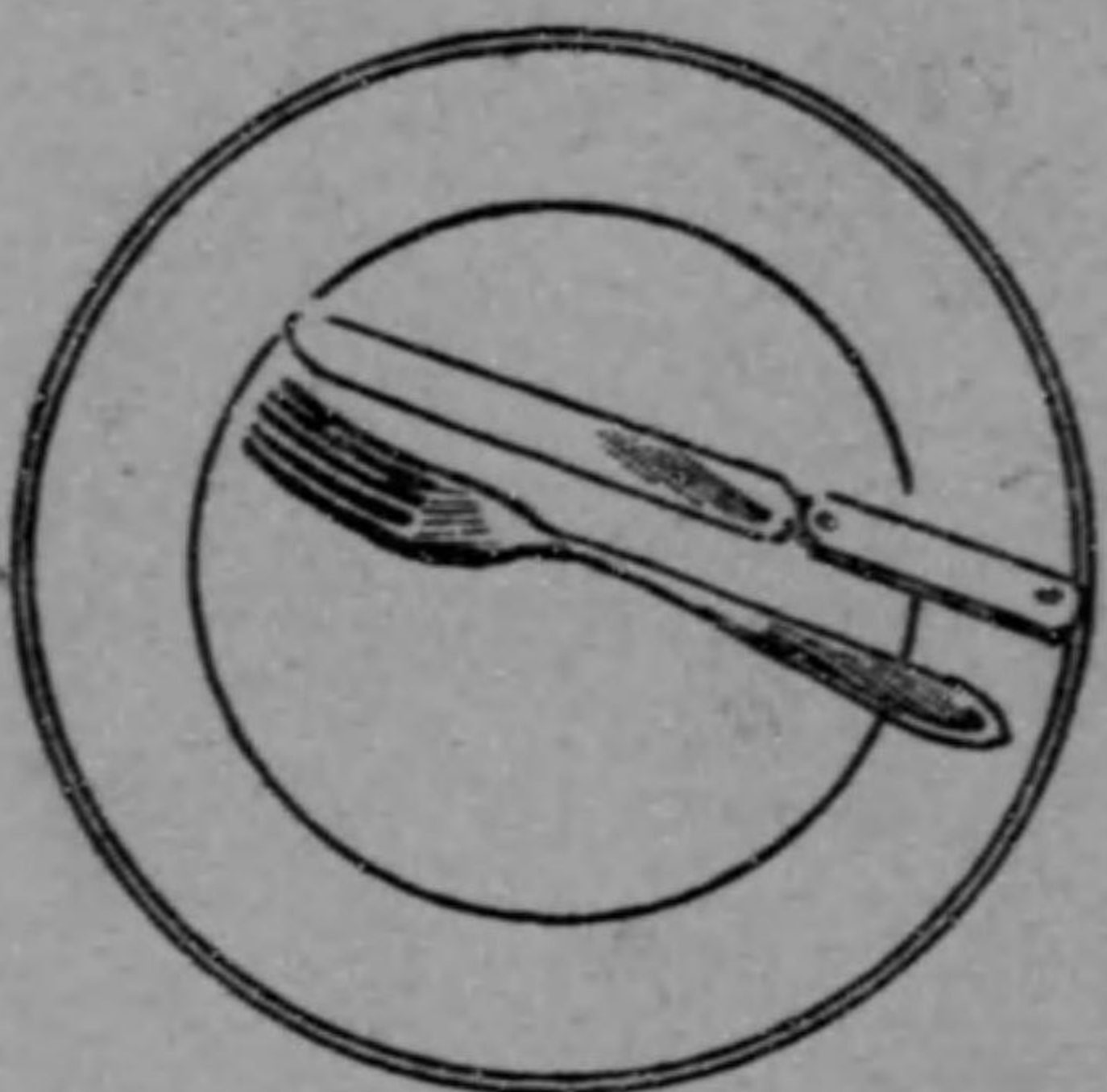
一一、フィンガーボールは、敷物ごと皿の外に置く。フィンガーボールの水は、指頭を清める位に用ひる。

一二、卓上の菓子、果物は、給仕の進めるのを待つて皿の上

中途の事食



時たつ終べ食



に取る。

- 一三、ナプキンは、立つとき軽くまとめて卓上におく。元のやうにたぐんではいけない。
- 一四、メニューは持つて歸るがよい。

フィンガーボールの
使ひ方



- 【注意】
- 一、スープを飲むにも物をたべるにも、静かに音の立たないやうにする。
 - 二、持廻りで進められたときはたべないもの、好まないものは断ればよい。断るには、黙つて軽く合圖をする（手を振つてはいけない）。取つたものを残すのはよくないから、適量に取る、盛つて進められたものは、残してもよい。
 - 三、ナプキンは、最初の料理の出る頃にひるげる。口邊、指頭を拭ふ程度に用ひる。

ナプキンの置き方



- 四、パンは、最初からたべないで、スープが出てからにする。デザートコースにはいつてはたべない。
- 五、食卓に肘をついてはいけない。手首だけ軽く掛けるのは差支ない。
- 六、皿の上にごさみかよつてたべるのは醜い。上體を少々前方に傾ける。
- 七、ナイフ、フォークを用ひるには、肘を張らず、軽く脇につける。肘が卓につかないやうにする。
- 八、ナイフで食物を口に運んではいけない。ナイフの必要のない場合には、右手にフォークを持つてたべる。
- 九、ナイフ、フォークその他を誤り用ひたときは、途中で氣付いても、そのままにすませた

持ち廻り料理
のとり方



方がよい。

一〇、人の前に手をのばして物を取つてはいけ
ない。給仕なり、隣人なりを煩すがよい。

一一、飲物を飲むときは、まづナプキンで唇を
拭ふ。

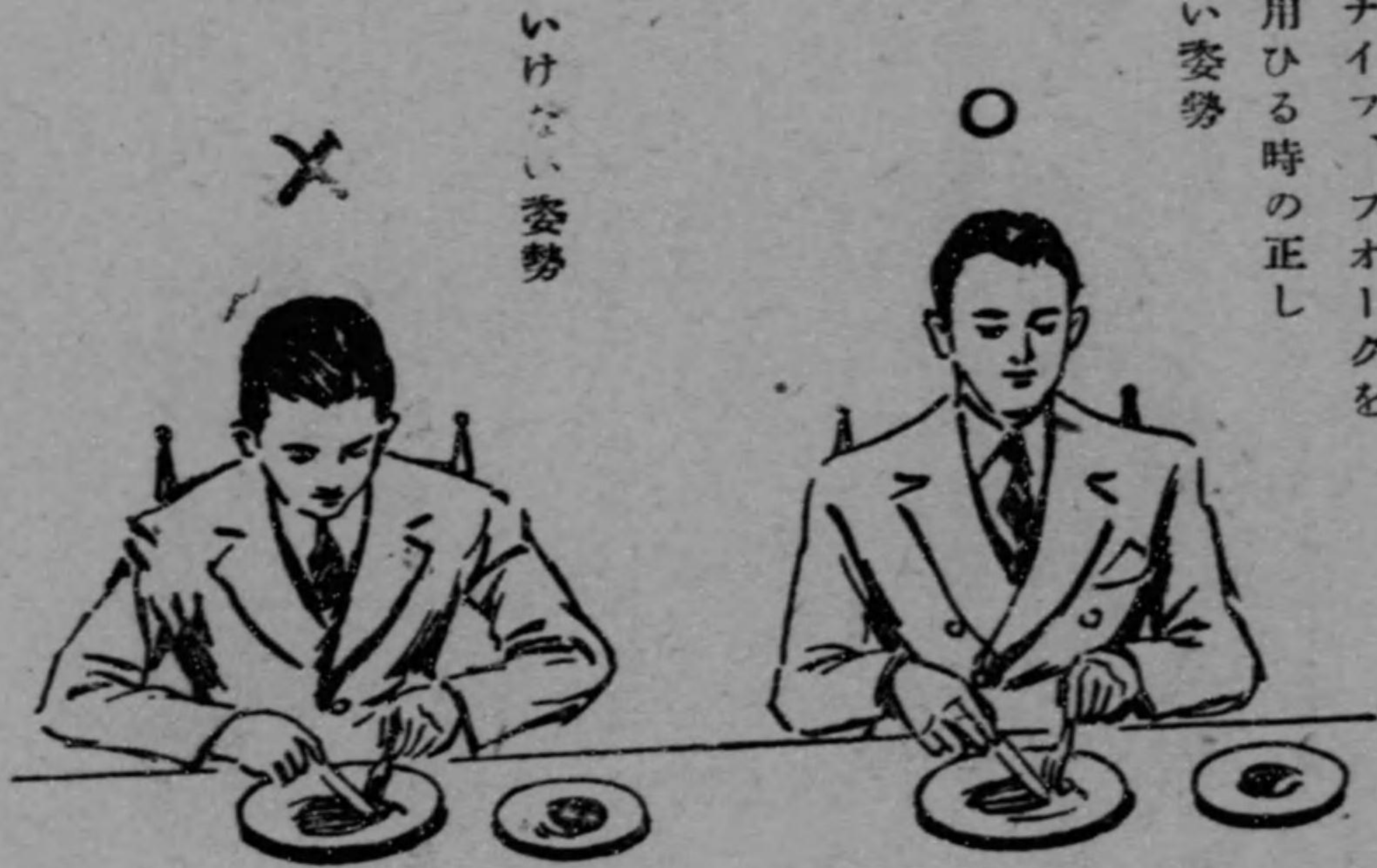
一二、飲物をこぼしたり、物を落したり、その
他過をしても狼狽せず、目立たないやうに給
仕を呼ぶがよい。

一三、食事中に煙草をのむのは禮でない。

一四、濫りに周囲を見廻してはならない。

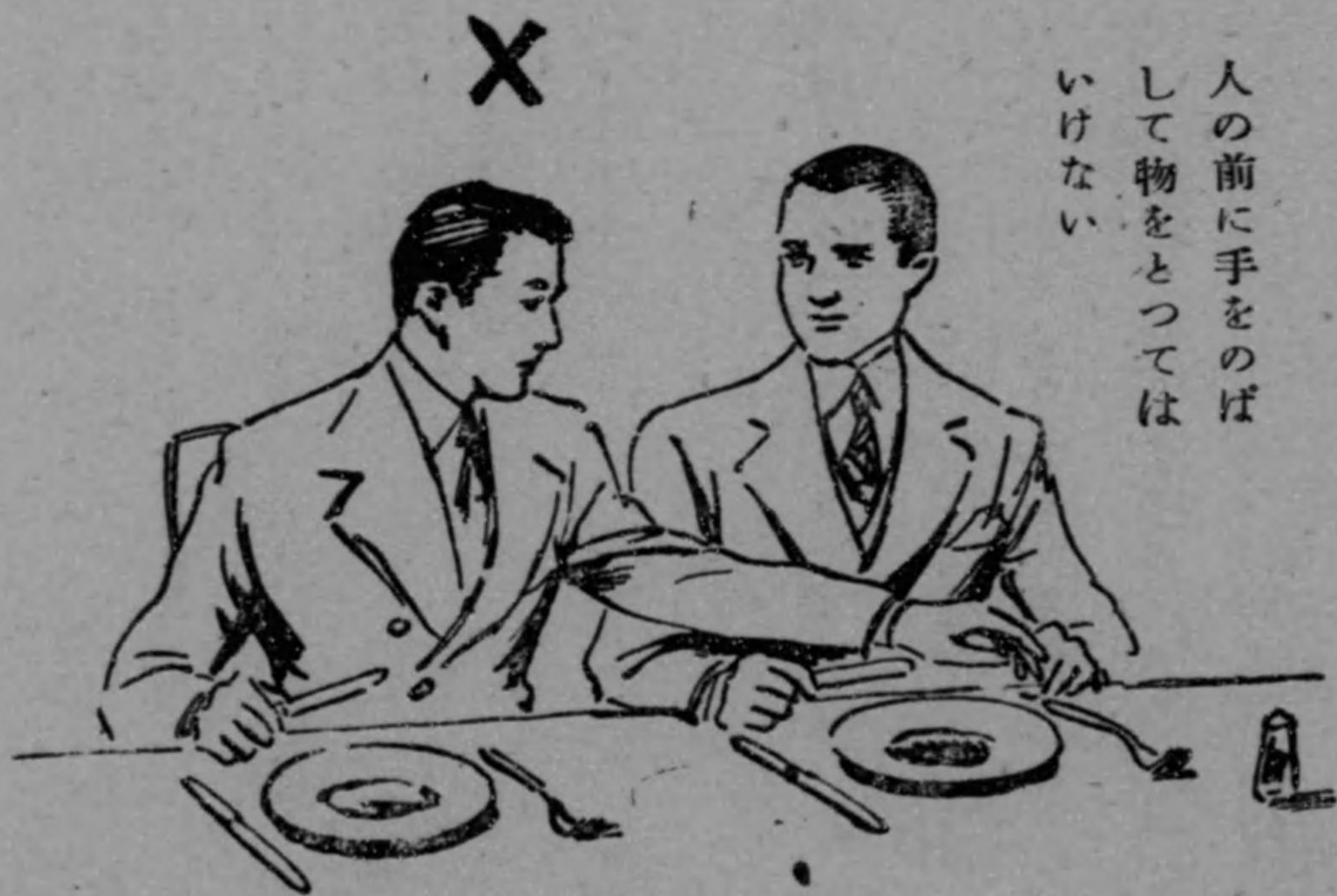
一五、給仕には次の事を心得る。
1、給仕は、進めるにも、撤くにも、客の後方
左側よりする。飲物を注ぐときは、後方右側

ナイフ、フォークを
用ひる時の正し
い姿勢



よりする。

人の前に手をのば
して物をとつては
いけない



- 2、給仕の際は客に觸れないやうに、又體を屈しないやうにする。
 - 3、持ち廻りで進めるときは、なるべく客の取りよいやうに、皿の近くに出す。
 - 4、食卓の上にも、客にも心を配り、目を離さないやうにする。然し注視してゐてはいけな
 - 5、客の話や動作を笑つてはいけない。
 - 6、客に向つては、必要以外は決して口を利かない。
 - 7、婦人、老人が着席するときには、椅子を後より押し、立つときにはこれを引く。
 - 8、食器は、幾つも一緒に持つてよい。
- 【説明】 洋食の食べ方の作法を一通り心得てをれば大抵は間に合ふから、基礎になることを十分注意して心得てをく。ナブキンは料理の出で来る頃合を見はからつて膝の上あたりにかける。ナブキンは口のあたりを軽く拭ふ程度にとどめる。パンはスープが出てから食べる。

第四節 支那食の場合

- 一、支那茶は、蓋附の茶碗ならば、蓋を少し向ふにすらして飲む。(蓋は取らない)
- 二、飲物・料理等は主人の勸を待つて手をつける。料理は主賓が取つた後に他の客も順に取る。
- 三、料理は、一つの容器から、各自の箸・匙で取つてたべるか、各自の前にある取皿に取分けてたべる。
- 四、一つの料理を幾度取つてもよいが、好むものばかりたべるのはよくない。
- 五、料理は、菜單(献立表)を見て量を加減し、後に出されるものにも箸がつけられるやうにする。
- 六、挨拶は、正菜中の最も重い料理、即ち燕



蓋附の支那茶の飲み方

高または魚翅等の出たときにするのが通例である。

七、乾杯は、主人の挨拶が済んだ後に、主人から請ふのを例とする。

主人が著席の儘ならば、客も席を起さないでよい。(乾杯は、満洲・支那では酒を飲み乾し、杯を傾けて示し、乾杯したことを明らかにして卓上に置くのを例とする)

第五節 茶奠の場合

一、茶は、茶托又は茶臺に載せ、両手で持ち、客の前に進める。

【説明】 お茶の會は、お茶や食物も出るが、人と話をするのが目的の社交的のものである。歓迎のお茶の會なら主賓が歸つてから退出するのが禮であるが、其の他のときは一通り話がすんだら適當のときに歸つてよい。

二、右手で茶碗を持ち、左手を糸底に添へて靜かに飲む。

三、蒸菓子箸は箸で取る。皿のあるときはその上に、皿のない場合には懷紙の上に取る。楊子又は小フオークで適當に切つてたべる。干菓子の類は、箸又は手で取り、両手で適當に割つて

たべる。

四、卓上で紅茶・コーヒーを進める場合には、盆に載せて左手に持ち、右手で進める。

茶の飲み方



五、紅茶・コーヒーは、右手に匙を持って攪拌し、匙を受皿の向側に置き、把手を持って靜かに飲む。

卓子以外に於て進められた場合は、受皿を左手で持つ。

【説明】 コーヒー紅茶の出し方

従来の禮法では、「把手が客の方から見て左に匙の柄が右になるやうに置いて出せ」と教へてゐる。客は之をどう扱ふかといふと「匙の砂糖を中に入れて、左の手で把手を押へ、右の手で匙を持って掻き廻して砂糖を溶かし、その匙を茶碗の向ふ側に置いて、把手を右に廻して右手で飲む」といふことになつてゐるが、こんな馬鹿なことはない。始

お茶のすゝめ方



一七〇

めから把手も匙も右の方に向けておくのが本當である。なぜかといふと、紅茶でもコーヒーでもテーブルがあればテーブルの上へ出すが、テーブルがなく、いきなり受皿ごとお客が受取らなければならぬ場合がかなり多い。左の手で受皿を持ち、右手で砂糖を入れて掻き廻し、匙を置いて右手で飲むのだが、その際把手が左に向いてゐると、一々右手で茶碗を廻して飲まなければならない。初めから右にしておけば、すぐ飲む。元來、紅茶の角砂糖は入れれば直ぐ溶けるやうに出来てゐるので、把手をおさへてガリ／＼掻き廻さなければならぬやうなものではない。従つて軽く右手で掻き廻せばよいので、左手で茶碗を抑へる必要はない。こんな作法は、日



方き置いし正の茶紅・ーヒーコ

本の茶の湯の頭で拵へられた一つの儀式だらうが、おかしなことをきめたものである。西洋では、把手を右にして出す。日本でも流石に外人の多い一流のホテルなどではその通りやつてゐる。紅茶茶碗の模様や紋章は、把手を右にしたときに前面に出るやうになつてゐるのだから、もし把手を左にすれば客に裏を向けて出すことになる。これは大抵の人が間違へてゐるから、特に注意を要する次第である。(徳川義親侯著日常禮法の心得に依る)

六、菓子皿には、ティーナプキン(又は紙ナプキン)及びフォークを添へておく。

七、洋菓子は、添へられたフォークか匙で皿の上に取り。小さいものや乾いたものは手で取つてよい。